

第33回平成22年9月与謝野町議会定例会会議録(第7号)

招集年月日 平成22年9月21日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後7時10分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | |
|---------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第108号 | 与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定について
(質疑～表決) |
| 追加日程第 1 | 議員発議第2号 | 「議案第108号 与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定について」に関する付帯決議(案)について
(提案～表決) |
| 日程第 2 | 議案第109号 | 平成22年度与謝野町一般会計補正予算(第3号)
(質疑～表決) |

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(井田義之) おはようございます。

17日に引き続き、本会議を再開いたします。本日も一日よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第108号 与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、家城議員。

9番(家城 功) 皆さん、おはようございます。

それでは、質問させていただきます。まず、私は、これ前回の、昨年6月の議会においても賛成という立場で意見を述べさせていただきましたが、若干、今回、また、感じておりますように民間の方、また、一般の方と行政の考え方、温度差というのが多少あるのかなという疑問も若干感じております。そういった中で、新たに指定管理の指定に係る案件なんです、本来、指定管理制度というのは原則的に公募が基本ではないかと考えておりますが、前回の全員協議会の中で、副町長のほうから今回、公募をしなかった理由ということで四つほど上げられております。確認のため再度、もう一度ご説明をお願いします。

議長(井田義之) 堀口副町長。

副町長(堀口卓也) それでは、ご質問にお答えをしたいと思います。議員、ご指摘のように指定管理者制度につきましては、よりよい行政サービスを提供するため、最も効率的、かつ効果的に公の施設の管理業務を行うことができる団体を選定することが望ましいということで、具体的には複数の者から事業計画書を提出されることが望ましいという国の考えがあるように承知をいたしております。しかしながら、このことは地方自治法で、別に法律で定められた事項ではなく、一定の条件下では複数の者から選定することなく指定管理者を指定することができるというふうに考えております。その考え方なんです、先ほども申し上げましたように、特定の者が公の施設の管理を最も効率的、かつ効果的に行うことができるという場合であって、住民の方々、あるいは議会の理解を得ながら、非公募の形で指定管理者を指定することは可能であるというふうに考えております。

せんだって、私のほうから、今回、あえて公募はせずに非公募といたしたいという考え方を、理由を4点にわたってご説明をいたしました。繰り返しになりますが、申し上げたいと思います。まず、1点目は、この間、二度にわたって公募をした経緯があるということでございます。まず、1回目は指定管理者制度に移行した当時の平成18年7月に行っております。このときには担当課のほうに問い合わせは数件ございましたが、結果的に応募をされましたのは、当時の株式会社リフレッシュ丹後の1社のみでございました。昨年の6月議会におきまして、否決となったわけですが、その前段の公募につきましては、自由な発想で申請できるという機会を広く提供をいたしまして、公募を募ったわけです。そのときには、結果的に最終は3社の申し込みがあ

り、うち1社は最終的に辞退がございましたので、実質ごく少数の応募しかなかったというのが現実でございます。

昨年の公募に当たっては、自由な発想を可能として提案を求めましたので、町の条件を前提とせず、それぞれの思いで応募ができたわけでございますので、今回、条件をつけて再度、募集を行っても前回以上の期待はできないのではないかというふうに思っております。したがって、前回、行いました公募を生かして、その上で議論のございましたお風呂部門を計画に加えることで大方のご理解が得られるのではないかと考えております。また、昨年の議論の中で、お風呂の関係の議論がありました。それから、条例改正がセットで出されていないというような指摘などもございましたが、よさのうみ福祉会が指定管理者としてふさわしくないというようなご意見が、全くなかったというふうに記憶をいたしております。

それから、2点目が指定管理料が抑制できるのではないかということでございます。これは皆さんにもお配りをいたしております雇用計画におきまして、健常者の雇用はもちろん、可能な部門では障害者を雇用することで就労継続支援事業を活用し、訓練給付費として一定額の収入を見込むことができるということでございます。これは一般の企業や団体におかれましても、この施設を運営する必要経費は当然、同じだけかかりますので、収支計画におきまして、先ほど申し上げました訓練給付費が見込めるというのは、指定管理料を低く抑制できる点があるのではないかと。そのことが、よさのうみ福祉会を選定する大きな理由であって、公募を行わずに選定する要素であるというふうに考えております。

それから、3点目でございますが、よさのうみ福祉会は、ことし法人設立後30周年を迎えられます。この間、培ってこられた福祉施設事業の管理運営の実績、そして、それに携わってこられました経験豊富な人材をもって、現在、この丹後地域全体で多くの福祉施設を継続、安定して運営をされております。その組織力と社会的貢献度は地域に根差したものであるというふうに評価をいたしております。したがって、採算性のみを求める一般の民間企業や、あるいは組織力の弱い団体に比べて、より安定感を持って持続的な運営が期待できるというふうに判断をいたしております。安心して管理運営を任せられる指定管理者であるというふうに考えております。

最後、4点目が地域と連携が期待ができると、そして、エリア全体の活性化が望めるということでございます。リフレかやの里の休止から2年以上が経過をしたわけですが、地域におきましては、早急な再開を望む声が非常に大きなものでございます。このような中で、昨年から滝、金屋地区連合組織が立ち上がり、命の里事業に取り組みれておりますが、リフレかやの里が核となって地域の活性化を図っていききたいというふうに希望をされておきまして、よさのうみ福祉会が、その管理運営を担ってくれるなら、地域としても一緒に連携してやっていきたいという考えを申し出ていただいております。

町といたしましても、地域に愛され、親しんでいただける施設運営がリフレエリアの活性化には欠かせないものではあるというふうに考えておきまして、地元を代表する組織が、そのパートナーとして福祉会を選ばれるのであれば、あえて公募をすることなく、その思いに答えていくべきだというふうに考えております。地元の思いとしては、新たな企業や法人に入っていただくより、これまでから丹後の地域に根差し、さまざまな活動を展開されておりますよさのうみ福祉会、リフレにおいても地元組織や周辺組織、生産農家などと運営協議会をつくってやっていきたいと

いう計画でございまして、昨年から手を挙げていただいておりますよさのうみ福祉会の提案に賛同し、一緒に連携してやっていくことが最も安心できて、よい選択であると、そういった判断があったものと思います。

加えて今回、昨年の提案にはなかった浴場部門を新たに追加するとともに、農村レストランと農産加工を中心に据えて、農業振興の拠点として運営していく今回の提案は、地元食材の提供や、新たな特産品づくりにつながり、同時にリフレエリア全体の活性化に大きく寄与するものと考えております。

今、申しあげました4点、昨年からの経緯を踏まえまして、否決となった議会でのご意見や地元の思い、そして、町の考え方を総合的に判断し、改めての公募は行わず、前回案をよりよいプランとして再考し、提案させていただくというのがベストの選択であるというふうに判断をいたしました。この考え方につきましては、8月に開催をいたしました指定管理者の選定委員会の中でも十分ご理解をいただいたものだというふうに考えております。少し長くなりましたが、以上で答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 今のご答弁でございますが、非常に理解できると思う部分と、やはりその辺がちょっと民間と行政の考え方の温度差、考え方の違いなのかなと感じる部分がございます。例えば、一つ目の、以前、2回公募をしている、そういった中で1回目は1件のみ、2回目は3件あったが1件辞退の2件のみ、そういった中で、再度公募することは期待できないというような、今、お答えがありましたが、今回の提案につきましては、先ほども副町長、述べられましたように、浴場施設も新たに加わっております。また、この後、この議案が可決、否決されましても、また、次の補正予算の中で、大変大きな8,000万円という修繕費もかけられて、ここの再開に向けての工事がなされます。そういった中で期待ができないというだけで、公募が、果たしてしなくてもいいものなのか、その辺が私たちには、ちょっと納得できない部分もあるのですが、その辺については、いかがお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今の家城議員のご質問でございます。確かに私のほうにも、そういったお声は入っております。そこは、先ほど冒頭に申し上げましたように、一定の条件下では公の施設を管理運営する地方公共団体は、あえて非公募で指定管理者を選定できるということでございますので、町といたしましては、先ほど4点にわたりまして、るる申し上げました事情で、公募にすることなく、あえて非公募でいいと、そういう判断をいたしましたわけでございます。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 三つ目のよさのうみ福祉会につきましては、設立30年の実績、また、地域への貢献度、その他を評価した中で、ここの団体に指定管理をお願いするのがふさわしいというご意見、ご答弁でしたが、確かに、福祉の分野に関しては、この地域では大変地域のためにも、また、地域以外の方にも大変貢献なされ、よさのうみ福祉会に関しては敬意を表するところでございます。しかしながら、今回の指定管理につきましては、与謝野町食と健康の拠点施設とありますように、宿泊、また、レストラン及び、また浴室、それに今回、よさのうみ福祉会が申されております加工施設等々の施設の管理になるわけですが、その辺の実績評価の整合性というのがありま

したら、ご説明いただきたいと思います。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） ご質問にお答えしたいと思います。確かに皆さんのお手元にもお配りしていますように、社会福祉法人よさのうみ福祉会は、例えばホテルの運営であるとか、あるいはレストランの運営であるとか、まして浴場の運営、こういったことには30年間の歴史の中で直接かかわってこられた実績はございません。これは、じゃあそういった経験がある団体しか指定管理にできないのかといいますと、そうではなくて、今回、法人のほうから計画をいただいております事業計画、あるいは収支計画につきましても、そういった過去の実績はないわけですが、非常にそういった方面にたけておられます会計事務所等の方とシビアに、収支計画であるとか、あるいは営業計画につきましても、本当に厳しく見積もりを、会計事務所の方々と一緒になって立てておられます。それから、当然ホテルであるとか、レストランであるとか、そういったところにつきましては、それぞれの分野でたけた方の雇用が必要になるわけですが、社会福祉法人よさのうみ福祉会は、この30年間の活動の中で、いろんな人的なネットワークもお持ちでございまして、そういった人材の確保もできるという判断をいたしております。確かに全くやったことがないところに管理運営をゆだねるわけですが、一抹の不安はあるわけですが、それはどこの、経験のない団体、法人がされる場合でも言えることでありますので、先ほど申し上げましたように、豊富なネットワークや組織力を生かして専門の方を雇用されるということで評価をいたしております。

議長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 私は、昨年6月の議会におきまして賛成討論をさせていただきました。そういった中で、このよさのうみ福祉会が地元と連携をとりながら新たな取り組みをされる中で、この施設運営をしていかれることは、非常に期待もしておりますし、大変望ましいことであるということも述べさせていただきました。今回、公募の、なぜしなかったかとか、30年の実績を評価されたとか、その辺につきましても、私なりに理解をさせていただきました。ただ、二つ目の指定管理料が抑えられるという説明がございましたが、昨年6月に提案されましたリフレの指定管理料は約200万円でございました。今回、予定されております指定管理料につきましては、平成23年度におきましては1,490万円、平成24年度からは1,150万6,000円、また、25年度は1,140万7,000円と、非常に金額的にはかなりの上乗せがあるわけですが、その辺の金額につきましても、どういったお話し合いがなされ、どういった根拠で、この金額が決定されたか、ご説明願いたいと思います。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） それでは、私のほうから、ただいまのご質問につきましては、お答えをさせていただきます。少し振り返って申し上げますと、昨年の6月の議会によさのうみ福祉会を指定管理者とする議案を提出させていただきました際に、事業計画にある指定管理料につきましては198万8,000円、議員おっしゃいますように約200万円の指定管理料を計画とする案を出させていただいたということでございます。

今回、配付のとおり初年度は半年でございますので、2年目を1年間、全体を通した2年目での申し上げますと1,150万6,000円、約1,150万円の指定管理料を予定をさせてい

ただくというようなご提案をさせていただいております。したがって、比較して950万円程度は今回、前回と比べて増額となっているということでございます。大きく分けまして二つ、要因としてはあろうかというふうに思っております。ただ、それを厳密に比較することは非常に難しいところがございます。それはあくまで指定管理料は収支の差を持って、支出が収入を上回る場合に、その部分を補う形で見積もりをさせていただくということであって、支出だけを比較してご説明をするということは非常に難しいところがございます。利用料を取ってお風呂の経営もするわけですので、それらとの収支のバランス上、出てくることでございますので、非常に難しいわけですが、支出の面で前回と大きく増額となっている要因と思われるものについては、二つあって、一つには燃料費の、いわゆる重油代ですけれども、計上額が前回に比して、今回、増額をしています。これはお風呂の経営をするということの要因によるものですが、それが一つと。それから、施設全体の光熱水費の予算計上額が前回と大きく増加をしているということでございます。これにつきましては、何回か、この場でも申し上げてきましたけれども、リフレを従来、運営をしておりました際から反省して今回は、町の水道をすべて使っていただくということを基本にして、事業計画を組んでいただいております。そのために前回と比して大きく光熱水費のうち、大きくは水道を初めとして増加要因が上がってきたということでございます。

以上、申し上げました支出の面で見ましたらお風呂を経営することによる燃料費の増と、それから町の水道を利用していただくことによる光熱水費の増、これらが要因としては、あるのではないかというふうに思っております。

議長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） ただいま、燃料、重油代と光熱費、水道料も含むという説明をいただいたんですが、全協のときにいただきました資料①-1にリフレかやの里総合収支見込みというのがございます。そこに、真ん中の辺に浴場という欄がありまして、これを見ておりますと燃料費も、この浴場の収支の中に入っております。電気代も、もちろん入っております。それから、水道料も入っております。したから3番目の黒い枠で囲った部分の営業利益というのが黒字になっておるんですが、その辺の数字と、先ほど収支の差でバランスをとるという燃料、水道代の、その値上げの部分というもののちょっと理解に苦しむ部分があるんですが、その辺のご説明をお願いします。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。議員、ご指摘の配付資料の①-1を見ていただきますと、総合収支の見込みとして年間の各部門別の収入、支出の見込み額を計上させていただいております。この中で確かに浴場部門については、売り上げがあり、それに対する支出、支出の中には人件費、その他各種の経費がございます。これを見ると収入のほうが支出を上回り、約520万円、営業利益が出る形になっております。このことについては従来のリフレかやの里の浴場部門の経費なり、収支を見ましても、額は別として、このような形で、これだけ見ますと黒字が出ているのが、これまでも現状でございました。ただ、しかし、このページの共通の欄を見ていただきますと、ここに人件費、その他経費等がございます。この部分が3,600万円余り、共通部門でいくと赤字になっております。この赤字部分を何とか各分野で改修をして営業利益が黒になるようにしていくのが、本当のところなんですけれども、なかなかそれがいけないということで、指定管理料を出させていただくということになるわけでございます。

先ほど、燃料費なり光熱水費を二つ支出の大きな要因として上げさせていただきましたけれども、これの額面的な比較をした額を申し上げてみますと、燃料費では前回と今回に比べて、約660万円の増加になっております。前回は100万円の計上でございました。今回、資料を見ていただきますとわかりますが、760万円となっております。これは施設全体で申し上げております。したがって、660万円の増加ということになっております。

もう一つの光熱水費につきましては、これも施設全体で、今回の計画では1,770万円となっております。これには電気、水道、ガスが含まれております。前回では、これが800万円計上されておりましたので、この光熱水費では970万円程度が増加しているということに、単純に比較するとなっております。この二つ、重油の660万円と光熱水費970万円の増加を足しますと1,630万円ということになるわけですが、これは支出だけを比べて、これだけ増加したということであって、議員、ご指摘のように収支では520万円利益が出ているということですので、この部分については、この1,630万円から520万円を差し引いて増加分とみなすことになるのではないかとこのように思っております、それを引き算しますと、約1,100万円ということになりますので、これについて収入と支出の差で合わせてみると約1,100万円の、前回から比べて今回が増加になっている要因というふうにも言えるのではないかとこのように分析をしております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたが、収入と支出があって、そのバランス上でできる指定管理料ですので、今、申し上げました要因のみで説明する、すがそうだというわけではございませんが、主な要因としては、今、申し上げましたようなところではないかと思っております。

議長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 何かわかったような、わからんような、ちょっと私の頭がついて来れないのか、要するに浴場部門においては黒字だけれども、トータルしたら赤字が出てくるという理解でいいのだと思うんですが、この加工施設に関しては売上高、また、売上原価、売上利益等々の計上がない中で、経費のほうにつきましては人件費を初め、いろんな経費が上がっております。この加工費につきましては、ただで卸されわけではないと思うんですが、なぜ、この収支見込みの中には入っていないのでしょうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。資料①-1を見ていただきますと、一番右に加工部門が載っております。実は、その左側の物販がございまして、この物販と加工を合わせて農産加工事業の収支というふうに見ていただく必要があるかと思っております。なぜ分けているかということですが、物販のほうについては、加工施設でつくったものを売り上げる売り上げと、それから、そのほか自動販売機等々、施設内にはございますので、自販機は別のところでございますが、ほかの部分での収入という部分もありますので、一応、整理上ここで分けているということですが、その二つで見ていただく必要があるかと思っております。詳しくは、その資料①-9ですか、ここを見ていただきますと、その物品販売収支の部分がございまして、それを見ていただく必要もあるのではないかとこのように思っております。

議長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 資料①-9で見ますと物販のほうも黒字になっております。ほかの分野でもすべて黒字になっております。ただ、トータルして合計する赤字という。ちょっとわかりにくい部分があるんですが、いずれにしても、私は、この施設がもう約3年近く閉鎖された中で、ほったままで置いておくことは非常に残念な気持ちであります。一日も早い再開を望むわけですが、先ほども、一番最初にも申しましたように行政の考え方と一般の方、我々が受けとめる考え方、受けとめ方というのは非常に温度差がある中で、できる限り、指定管理者制度はというのは民間の活力を取れ入れながら行政の負担を抑えていく、また、健全な運営をしていくというのが本来の目的の一つであろうかと思えます。ぜひまた、この指定管理料も、これで決定ではあるのかなのか、ちょっとわかりませんが、見直しも含め、相談される中で健全な運営がされることをお願いしたいと思います。以上で、終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

17番、谷口議員。

17番（谷口忠弘） それでは、議案第108号のリフレかやの里の指定管理者の指定につきまして、お尋ねをしたいと思います。

この施設は平成8年に、当時、加悦町でございましたけれども、約9億円強の事業費で建てられたものでありまして、食の拠点施設としてつくられました。3町合併してからもですね、この施設については継続をして事業を進めてきたところであります。しかし、残念なことでありますけれども、平成20年6月に売上げの減少でありますとか、重油の高騰に始まりまして、大変経費の高騰、経費の増大につながりまして、残念なことではございますが閉鎖になりました。そして、現在に至っているところでありますけれども、この営業をされておられた、この11年余り、やはりこれは町民の健康づくりや、また、都市との交流促進による情報機能など、いろいろな役目を果たされまして、町に対しましても多大な貢献をされた施設ではないかなというぐあいに私は感じております。とりわけ雇用につきましては、地元の方を本当にたくさん雇用をされまして、11年間の人件費は、お聞きしますと4億数千万円にも及んだと、こういうぐあいにも聞いております。そういう意味でも、大変残念な結果に終わりましたけれども、20年6月をもって閉鎖をされたということでもあります。

そこで再開に向けてですけれども、昨年の6月議会で自由提案型の公募をされまして、最終的には浴場をせずレストランを中心とした計画で指定管理料が200万円ですか、ということですよさのうみ福祉会さんにお任せしようとする議案が提出されましたけれども、残念ながら否決になったわけであります。私は賛成した立場でありますけれども、非常に、そのところは残念に思っているところであります。

町長は、私の、そのときの質問に対しましてコストのかかる風呂の再開には少し否定的な感じのご答弁をされたように記憶しているんですけれども、今般、お風呂を再開された思いを改めてお聞かせをいただきたいなというぐあいに思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） お答えしたいと思います。お風呂につきましては、議会でもいろいろとお風呂がメインであったという今までの流れの中で、やはりお風呂を一つの、ハーブ湯等々がいやしの大事な部分であるという皆さんの思いがあったわけですが、非常にお金がかかるといひます

か、経費がかかるという点で提案されましたのが、その部分を農産物の加工をする施設にというご提案でしたので、指定管理の会議の中でも、その部分を新たな事業展開ということで、いろいろなもろもろの、ほかの部分も含めて採択が、みんなで、その方向を決めたというふうに思っております。その当時は、やはり宿泊施設がございますので、何らかの形でお風呂が使える方法ということで、あの大きなお風呂でなくても、別の方法を考えれば入浴という宿泊等に、普通のホテルにありますような形でもいけるのではないかというふうに、私自身は思っておりました。しかし、今回、議会の中でもお風呂というのが非常に大事な部分であるという多くの皆さんの、議員の皆さん方の、そうしたお声やら、また、実際に宿泊棟の中にお風呂を設置しようと思いと、非常に無理があるというふうなこともわかりましたので、そういう意味では宿泊棟とお風呂というものも、これは一つのセットだというふうな考え方の中でお風呂を再開したいという思いに至ったところでございます。また、いろいろな地元の方の中にも、早く再開してほしいと、お風呂がどうしても必要だという強固な意見というものはなかったですけれども、やはり今までのお風呂が大変気持ちよかったという、そのお声もございましたし、縮小する、衛生的な面で考えて、カットしなければならぬ部分はカットしながら、地元にも愛されるような、そうした施設となるような今回の提案について賛同がいただければ、そうした形で進めていきたいと思っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） 私もたくさんの方の皆さんからお風呂を再開してほしいというような声をたくさんお聞きをいたしました。ここのところは町長が今おっしゃられたように、広益性とか、公平性とか、町民の皆さんの声をたくさん聞かれて、これは政治的な判断をされて、風呂を、今回は再開すると、こういうぐあいにされたわけですから、それはそれで結構かなというぐあいに思います。

そこで、私、農林課長にちょっとお伺いをいたしたいと思うんですけれども、前回の事業計画がございました。それと新たに今回、事業計画が今、出されておりますけれども、この計画の違いというのは、お風呂の再開以外に大きな計画変更はあるのかなのか、お風呂の再開だけが大きな計画変更であったのか、その点についてお尋ねをします。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。施設の運営の面からいいますと、一つにはお風呂を再開ということが、一つの大きな変更の1点だというふうに思っております。加えてレストランにつきまして、前回の計画の際には、いわゆる本格派レストランという位置づけで有名なシェフとまではいかなくても、優秀なシェフをお招きしてフレンチを中心にごちそうを出していく、そういう本格派レストランという位置づけできておりました。あわせて食事どころを併設する、これは主として地元の方々向けということであったかと思っております。これを今回の計画では、農村レストランというふうにさせていただいております。そのように変更いたしましたのは、もともとこのリフレカやの里については、いわゆる農業振興を目的とする大きな点がございまして、来ていただくお客さんも、それから、受け入れる施設のほう側も、あまりハードルを上げてするよりも、ハードルを低くして営業しやすい、そして、来ていただきやすい環境にしていくほうがいいんじゃないかというような考え方を町もいたしまして、これについては農村レストランという方向で

いこうというふうなコンセプトに変更したというのが一つございます。それから、もう一つは農産加工の事業につきまして、前回の計画では浴場施設を改修して、そこに農産加工施設をつくっていくという考え方でございましたが、今回、浴場を継続するということになりましたので、そこは使えないわけでありまして、したがって、ガラス温室がございますけれども、あそこもなかなか有効に活用できていない施設でございますので、そこに農産加工施設を持って行って、そこを増改築して、農産加工事業を展開していこうということに変えましたのも、変わった点であろうかというふうに思っております。

施設の運営的には、そのような形で大きく分けまして3点あるかというふうに思っておりますが、もう一つつけ加えて申し上げますと、地元の皆さんの声を今回、前回の否決になりました以後、いろいろと聞かせていただきます中で、地元の方々と一体化したリフレの運営というもの、これを忘れてはならないというふうに、前回も思っておりましたけれども、今回は、昨年6月以後に、さらにそのことを地元の皆さんからもお聞かせいただき、そういったリフレ単独で運営すればいいんだという考え方ではなくて、地域と一緒に考えてリフレを運営していく、そういう考え方を、より強く今回は持たせていただいたというような点も前回と比べて大きく変わった点ではないかなと、このように思っております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 今、お聞きしましたら、前回と比べて3点ほど大きな変更点があると、こういうぐあいにおっしゃれました。これは施設整備費にかかわりコストが大きくなるとか、そういう問題が変更によってあるとは思いますが、私はここで、ちょっと聞きたいのは、先ほど家城議員のほうからお話がございました指定管理料について、ちょっとお伺いをしたいなと思うんですけれども、簡単に言いますと、わかりやすく言いますと、今回、1年度は1,490万円の指定管理料だということでございまして、前回は200万円の指定管理料であったと、単純に申しますと1,290万円は浴場施設を再開するに当たって、これだけ指定管理料がはね上がったと、こう理解させていただいたらいいのでしょうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。議員、今、言われました浴場施設を今回、再開をするということのみが、この指定管理料の前年から比べて増加した理由だとは思っておりません。先ほども申し上げましたが、一つにはお風呂の経営について、収支にそれが加わったということもあろうかというふうに思います。また、施設全体の水道光熱費を今回、水道料を中心に町の水道を使わせていただくということから、それが増加した部分もございます。

それらについて要因的には、それらがかかわっているかというふうに思っております。また、初年度の指定管理料の予定額が1,400万円代になっておりますが、2年度目は1,150万円ということにしております。初年度につきましては、これだけ2年休止をしてきました中で、いろいろと再開に向けては初年度は、どうしても費用がかかる点がございます。その大きな要素としては国道沿い等に看板を設置してきておりましたが、主な看板2カ所が風によって現在、もう倒れてしまって、町のほうで一たん撤去をしております。これにつきましても、ぜひ大事な場所ですので、看板を設置していかなければならないというふうに考えておまして、その看板設置費用、これが初年度の計画の中に200万円含まれております。これらを含めて初年度につい

ては、そのような額にのぼっているというふうにご理解をいただきたいと思います。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） そこで、私は、先ほど家城議員のほうからも少し質問がございましたけれども、資料1-1ですね、これを拝見させていただきますと、これによると売上高が約8,000万円計上してあります。そこでお風呂の売り上げが2,183万5,000円ですか、計上されております。この金額は、私、リフレッシュ丹後さんの最終の年度の決算書を、ちょっと今、手元に持っておるんですけども、売上高は大体、同じような規模で売上高が予測をされておられます。先ほど申しましたように、ここで営業利益が520万円ほど出ておりますね、これ先ほどご回答がございましたけれども、その共通経費ですね、これ問題になるのは、ここだと思うんですね。これに対して、この浴場部門が、どれぐらいかかわっておるのかということが、非常にちょっとわかりにくいところなんですね、ここが。これは先ほど言いましたリフレッシュ丹後さんの、この決算書を見ますと、浴場部門が大体25%、共通経費の25%の配分をされておられまして、レストランが50%ですね、あとその他もろもろあるんですけども、この25%、その他経費ですね、共通経費ですね、これを加味しますとおおよそ、この520万円が黒字でとんとんではないかなと、差し引きですね、収支がとんとんぐらいではないかなというぐあいに、私はそう思っているんですけども、お風呂を再開したら収益の悪化を避けられないと、こう思ってしまったんですけども、どうもそうでもないような、この収支計画で見るとそうなるんですけども、そういう理解でよろしいのでしょうか。もう1回、その辺ちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。議員、ご指摘のとおり共通経費というのが非常に扱い上、どのような形をとるか変わってくるところでございます。今回、配付しております資料の共通部門には、人件費として正職員3名分の、いわゆる総責任者と主任クラスのお二人、この3人分の人件費なり、それから、施設全体の電気、水道、通信費、その他、管理費関係、これらを含めまして共通部門の経費とさせていただきますと、これが約3,600万円程度、支出として必要だということになっております。これをレストラン、浴場、宿泊、農産加工部門に、どう配分するかで変わってきますけれども、議員が今、言われましたリフレッシュ丹後にお世話になっておりました最終の決算では、浴場部門では一たん経常利益としては大体とんとんでお世話になっておりましたけれども、共通部門を各部門別の支出の割合に応じて浴場部門では23%、この共通経費からオンしますと約1,000万円はお風呂の部門によって赤が出るというようなこともございまして、今回ちょっと計算までしておりませんが、同様の計算をしてみると、そのような議員ご指摘の数字というものが出てくるのではないかとこのように思っております。

したがって、要は、この収支計画から見ますと、収支では、単純収支では520万円の利益が出るけれども、共通経費の赤字分を割り振ると、どうなるかというところは、ちょっと計算を持ってみないとわからないところでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） そういうことだろうと思うんですね。私も、この共通経費というのはくせ者でして、これが、一体どこに、どう割り振られているのかというのが非常にわかりにくいところであ

ります。ちなみに、先ほど言いましたように、リフレを閉められる直近の決算でありますけれども、平成19年6月1日から平成20年5月31日まで、これをちょっと見させていただきますと、お風呂の部門がやっぱり700万円ぐらいの赤字になっております。レストランが650万円ほどの赤字になっているんですけども、今回、この共通部分の経費が、どれだけ振り分けられて、この浴場部門が、どれぐらいの黒字になるのか、赤字なるのか、そののところはもうちょっと精査をしていただかないと、非常にわかりにくいのではないかなというぐあいに思うんですけども、その辺は、先ほどちょっと答弁されましたけれども、もう1回、大体これぐらいを予測して、浴場部分は520万円の黒字のあれになっているけれども、共通部分を入れたら1,000万円ぐらいの赤字なるというようなことで理解させてもらったらよろしいのでしょうか。

もう1回、ご答弁をお願いします。

議長（井田義之） 谷口議員の質問の途中ですけれども、10時45分まで休憩します。

（休憩 午前10時28分）

（再開 午前10時45分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、谷口議員の質疑を続行します。

答弁を求めます。

浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。貴重な時間をとっていただきまして、ありがとうございます。谷口議員、ご質問の件ですけれども、前段といたしまして、この共通経費に上げております人件費なり、それ以下の管理費につきましては、部門ごとの、それぞれの部門に、はっきりと額で分けることができない部分を共通経費として集約しておりますので、その点は、ぜひご理解をいただきまして、その上で、例えば一つの方法によって、その共通経費を割り振った場合にどうなるかということ、この休憩時間に計算をさせていただいております。

そこで資料の①-1をごらんいただきたいと思えます。まず、経費のところでは人件費の欄がございます。人件費と福利厚生費の合計、人件費計となっております。この欄でレストラン、自販機、浴場、宿泊、物販加工、この部門の合計をいたしますと、もう一度、言いますとレストランから自販機、浴場、宿泊、物販加工の事件費計の欄を合計しますと3,225万8,000円、32258という人件費になります。また、同様に、その下のほうの管理費計というところを見させていただきまして、レストランから加工までの管理費計を合計いたしますと2,180万円、21800という数字になります。

先ほどの3,225万8,000円と、ただいまの2,180万円を足しますと5,405万8,000円、54058000円ということになりまして、これが人件費及びその他の経費の各部門ごとの全体経費をあらわすことになります。

そのうち浴場部門の同様に人件費の370万1,000円と管理費計の1,260万円、これを足しますと1,630万1,000円、16301000円になります。この1,630万1,000円というのが、浴場部門にかかる人件費及び諸経費ということになります。この1,630万1,000円は、全体の、先ほどの人件費と管理費の合計の5,405万8,000円で、割り算いたしますと、ちょうど30%相当が人件費及び経費の全体に占める浴

場部門の人件費経費ということになります。全体に対して浴場が30%の、いわゆる経費を占めるということになります。したがって、その考え方から共通の営業利益の欄にありますマイナスの3,618万円に、その30%を掛けますと1,085万4,000円、10854000円ということになります。この1,085万4,000円、これはマイナスですけれども、これと、この表にあります浴場部門の営業利益の欄520万5,000円を足しますと、マイナスの564万9,000円ということになります。

したがって、今、申し上げましたような計算方法をとって共通経費を配分するならば、浴場部門については564万9,000円の赤字というものが見込めるということになります。最初から、そのよう計算をしてみればよかったですけれども、時間をとらせまして申しわけございませんでした。以上でございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

- 17番（谷口忠弘） はい、わかりました。最初から、そういう数字のご提示がありましたら納得できたんですけども、というのは、先ほど言いましたように最終年度の赤字が、先ほど言いましたように670万円出ておりますので、今回、劇的に500万円の黒字が出るなんていうことは到底考えられないので、先ほどお話を聞きましたら560万円ぐらいの赤字になりそうだとということでございますので、そうかなというぐあいに納得をさせていただきました。それと、もう一つの違いをちょっと聞きたいんですけども、前計画との比較をしても、あんまり意味がないんですけども、要するに実施されておった最終年度ですね、リフレッシュ丹後さんが、それと比べて大幅に設備の更新がなされるんで、経費の縮小が図られたのではないかなと思うんですね。特に燃料費とか水道光熱費、水道料ですね、この部門については、どれぐらいの縮小幅で経費が抑えられたのか、当然、前年がA重油の高騰というのがありましたので、とてつもない経費になっておったと思うんですけども、そこのところをお聞かせください。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。議員、今、言われましたように、今後、改修工事を実施させていただき予定にいたしております。その中で前回の全員協議会の中で資料をご提示させていただきました。ランニングコストの削減についてご説明をさせていただいたことがございます。町内の建築設計業者さんにお手伝いをいただきまして、今後、リフレかやの里を運営していくに当たって、コストが下げれることについて、ぜひ下げていきたいということから、検討をしたものでございます。大きくはA重油と電気と、それから水道料金と大きく三つございまして、これらについて、それぞれA重油でございましたら浴槽の加温に要するA重油、あるいは給湯、サウナ、メイン棟、浴場棟の空調設備、これらのA重油。それから、電気につきましても給湯、サウナ、メイン棟、浴場棟の空調設備、これらについての電気の削減効果、あるいは水道料金につきましても同様に浴槽なり、メイン棟、浴場棟の空調設備について、それぞれ検討をいたしまして、最終的には1年間に254万9,000円の削減効果が出るものというふうな試算をいたしております。

議長（井田義之） 谷口議員、時間がきましたので、まとめてください。

- 17番（谷口忠弘） この2年間ですね、本当に非常に、このブランクは大きいと思うんですね、閉鎖されて2年余りですね、なかなか遠のいたお客さんが戻ってくるというのは大変容易なことでは

ないと思うんですね。また、売り上げも過去の実績が当てにはなりませんし、遠くからお客さんを呼ぶことも、今後なかなか難しくなってくるのではないかなというぐあいに思います。

それとやっぱり地元の方が、どれだけ利用されるか、これも未知数であります、したがって、今回、よさのうみ福祉会さんが否決後も営業意欲を持ち続けておられ、また、いろんなところで研さんや勉強をされておられると、こう聞いておりますので、ぜひ指定管理者になっていただいて、この事業が成功裏に終わりますようにご努力をお願いしたいと、それを期待して、私の質問を終わりたいと思います。以上です。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは質疑をさせていただきたいと思っています。この間、先ほどもありましたけれども、リフレかやの里に関する質疑といいますか、協議は、かなりいろんな角度からも普通の、いわゆる補正の審議の中でも出ていたわけで、非常にいろんな角度から検討されてきたというふうに思います。そのもとで私は最も重要な点というふうに私自身が思っている内容で提案しながら質問したいというふうに思っています。

1 点目は、リフレかやの里の運営については、先ほどの質疑もありましたけれども、住民にずっと待たれていたというふうに思っています。ようやく再開ということで今回も議案が出されたわけですが、いうならば、私が言いたいのは、住民は非常に期待をしているということです。先日も、KY Tのテレビを見ておられたのか、新聞報道を見たのかわかりませんが、何人かからいろんな意見がありました。ちょっとだけ紹介しておきますと、昨年の議会での否決は、どういう理由であれ、納得ができません。旧加悦町が10億円、これは関連施設も含めてですけれども、10億円もかけてつくってきたリフレを、いつまで閉鎖させておくつもりなんだと、あれだけの施設なら閉鎖の期間が長ければ長いだけ、どんどん修理費や改修の費用が高くつくことになるという心配です。また、お客さんもどんどん逃げていこうという話、それからまた、ほかの方は加悦の住民にとっては、旧加悦の住民にとってはリフレは大切な、大事な施設だと、よりどころになっていると思っているというふうにおっしゃって、風呂、浴場施設がなかったわけですね、提案はね、ないというような問題は、いろいろ課題があると思うけれども、指摘して改善させる努力をすればいいのではないかと、そのもとで再開しようというのに、これをとめること、いわゆるやめる、再開をさせない結果になるようなことは問題ではないかというふうな意見がありました。かつて職員だった方からも、前回のときに、残念なことに再開がしてもらえなかったということで、早くリフレを再開してほしいと、採用がしていただけるのなら、ぜひ、またやってみたいということで、いろんな意見が出されました。これも特徴的な意見です。そこで、私、1 点目にお伺いしたい点は、この間、前にも言ったわけですがけれども、閉鎖がされてから2年2カ月続いているわけですがけれども、これからも、もう少しなりますけれども、全面的な総括というのは、やっぱりやる必要があるのではないかというふうに思うんですね。もちろん、いろんな見解や立場のあれもあるかと思いますが、その点で、現時点ですね、担当課としては、どのように今の事態を思われているかという点を、総括的に意見がいただけたらと思うんですが。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。議員、言われますように、これまでのリフレかやの里の、い

わゆる歴史について、一応、一定総括をして、そして、今後に向けてどうあるべきかというところを、この機会に考えなければならないということは、ご指摘のとおりかというふうに思っております。そこで、私どものほうで一定その辺をまとめておりますので、申し上げてみたいと思っております。

リフレかやの里は、約12年前に農林水産省の補助を受けまして、関連施設含めて約10億円で建設をされました。その建設の目的は一口で申し上げますと都市住民との交流、そして、農業振興ということであろうかと思っております。そして、その管理運営については三セクの会社を設立をされまして、そこにゆだねられた、それが株式会社リフレッシュ丹後、そこに託されたということであります。

当初は思惑どおり順調に推移をしていただきまして、例えば第3期から第5期、これは年度でいいますと平成11年度から13年度になりますけれども、その3カ年では特に順調に経営をしていただきまして、殊に、その3カ年のうち3カ年とも年間黒字を出していただきましたが、最大で1,000万円を超えるような年間の黒字も出していただいた年もございました。ところが、平成15年3月に宮津インターが開通をいたしまして、丹後への道路網が大きく変わったということがございます。そのことによって一番いいときでは年間、リフレかやの里には12万人のお客様に来ていただいておりますけれども、最終的には10万人を割り込んで、最終決算では9万人にも満たない状況になってしまったということでございます。

その間、平成18年に3町合併いたしました。その後も公募をした結果、株式会社リフレッシュ丹後に指定管理者として管理運営をお世話になってまいりました。その後、平成19年の後半ごろからだと思えますけれども、重油を初めとした諸物価の高騰がございまして、それが追い打ちをかけるような形でリフレかやの里は、平成20年7月から休止に至ったということでございます。

最後の平成20年決算におきましては売り上げも1億円を割り込み、年間の赤字も900万円近く出たというようなことで、累積の赤字は4,550万円にのぼったということでございます。そこで、そういった事情からリフレッシュ丹後については自己破産という形になったということでございます。

こうした一連の歴史の中で、建設から今12年がたちまして、一つの時代は終えんしたのではないかというふうに考えております。先日、杉上議員のご質問にもございましたが、お答えしましたように、随分と、この状況というのも変わってきたというふうに思っております。したがって、今後は、これまでの、そういった経過を検証した上で、今後どうあるべきかを明日に向かって再構築を図り、新たなスタートを切るべきではないかというふうに考えております。そこで、私ども大変重要なこととしてとらえておりますのは、地域と連携し、一体となったリフレの管理運営を行うということでございます。そのことによって地域の活力に結びつけていくことにあるのではないかというふうに考えてございまして、リフレ単体で運営をすればいいという考え方ではなくて、周辺一帯が一緒になって再構築を図っていく、そのことが最も重要なことではないかというふうに考えているところでございます。

そのような意味から、今回のプランなり指定管理者を社会福祉法人よさのうみ福祉会にすることは、その最大のことをかなえるのに一番ふさわしい事業計画であり、指定管理者であるという

ふうに思っておりますので、そのような経過なり現状としての今後に向けた思いというものを今回の提案の中にお示しをさせていただいているつもりでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

少し長くなりましたが、そのような考え方でございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました、二つ目の質問は、もう一度、浪江課長にお伺いしますが、先ほど言いましたように、いろんな角度からの論議や、また、疑問点も含めてでありまして、この議案は非常に大きな、町にとっても重大な大きな議案だということだと思っております。そこで私、あえてちょっとほかの角度からお伺いしたいんですが、この協議に当たって、結論を出すに当たって、この関連で課長会の合意というのは、そういう場合は協議といいますか、検討の場は持たれたのかどうか、お伺いしたいと思います。課長。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。この件につきましては何回も課長会を開催して、協議してきたということではないですけれども、理事者なり、それから特命を受けられた参事、それから、指定管理者制度を統括する総務課、そして、このリフレかやの里を所管させていただきます農林課、これを中心に相談を進めてまいりました。その中で、ほかの指定管理施設を管理運営します所管課とも横の連絡をとりながら、今回の、このようなプランについて合意形成を図り、ご提案を申し上げているところでございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 全課長の、いわゆる課長会というのは開かれなかったという点だと思います。もちろん担当課のほうでは、いろいろと協議をしたんでしょうけれども、私、これほど大きな議案なので、私自身の思いからすると、わかりませんよ、どういう形で今の理事者が考えているガバナンスといいますか、運営体制はどうするのかという問題は見解の違いもあるかもわかりませんが、私は課長会というのは、やっぱり住民の最前線で頑張っているということですよ。いろんな意味で、情報が非常に集中しているということが言えると思います、少なくとも庁舎の中では、同時に何十年と経験したキャリアを持っているわけですから、いろんな分野で渡り歩いて、その英知を集めるというのは、非常に大事だというふうに思っています。私は今後も、こういう重要な議案については、特に、そういう努力をしていただきたいというふうに思っています。

次の質問に移ります。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） これについて、全く課長会をしていないということではなしに、まちづくり本部会において特命を受けている参事を中心に、このリフレについての件につきましては、招集をかければ、いろいろと関連します課、先ほど申し上げました理事者を含む課長が集まっての論議は何回かしてきましたし、また、それについての報告は、まちづくりの本部会の中で課長等に、他の課長等にも報告をしておりますので、動きだとか、そうしたことについては、あらかじめ課長等も承知しているのではないかというふうに思っております。全くないということでは、課長会という格好ではないですけれども、まちづくり本部会というのは、それにかわるものとしてございますので、そうした中でいろいろな意見の聴取も行った経過はございます。

大変大事なことです。全庁的に理解した上で進めていくということが、このほかにも重要な案件がいろいろございますので、それらについては、その都度、報告なり、今、現在の課題についての、それぞれの意見が言える場を持っているつもりでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） お言葉ですが、私はこの間、この課長会の協議の場を設ける必要があるというのは、何度か、新町になってからも述べてきました。町長は課長会にもちゃんと、それなりに徹底させて進めているという話がありました。率直に申し上げますが、既にやめた課長の中からでも聞いていない案件はたくさんあるということ、やっぱりおっしゃっている方もいるわけですね。それ漏れ聞く話です。ぜひそこは、知恵も集めて、改めて、緊急避難の場合は当然、そういう担当課の中で処理するというは当たり前なんですけれども、これほど大きな議案は、ぜひ本格的な、全面的な課長会の議題に乗せて知恵を集めると、知恵を集めるという努力をしていただきたいということを申し上げておきたいと思っています。

私、次の質問に移ります。私は、前回でも指摘した内容なんです。よさのうみ福祉会の提案文書といいますか、中身についても、私、時間がありませんから言いませんが、簡単に言って、非常に地域の活性化に寄与したい。する努力をしたいということや、それから、協働ですね、地域の組織や団体、こういう方々との協働で地域支援を生かした努力をしていきたいと、こういう協働の問題と地域貢献の立場を非常に各所で、提案書の中にも書かれています。私は、ここは大事な点でありまして、私は思いますのは、この角度、いわゆるこれからのまちづくりの点で、総合計画でも強調されている協働の探求、それから商助、今回の場合は商助というよりも農家を中心になりますでしょうから、農助とも言うべきでしょうけれども、その探求が必要であり、それからまた、住民にとっても与謝野町にとっても、また、指定管理になるであろうよさのうみ福祉会にとっても、新しい挑戦、探求だと考えています。ここが私は非常に注目している、最も注目している今回の課題だと思っています。

そこで、まだ議決されていないわけですが、具体的な、そういう取り組みの方向といいますか、可能性というか、この点について課長、もし今、思いがあれば、お聞かせ願えたらというふうに思っています。もちろん先ほど答弁の中に、最後の答弁の中で非常に、私は注目したわけですが、そういう話もちよっとお触れになったんですが、その点をお聞かせ願えたらと思っています。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。先ほどの谷口議員のご質問にお答えいたしました。施設の運営的には風呂を再開する。それから、農村レストランとする。それから農産加工、これを広く行って、この3点あるわけですが、4点目にあえて申し上げましたのは、やはりこれまでの経過を踏まえて、地域の方々と一緒に連携したりフレカやの里の運営をしていく、このことに強く今回、気持ちを込めている点でございます。

杉上議員からの、昨日来のご質問にもございましたけれども、この地域を取り巻く状況、殊に農業の面から言っても非常に変わったというふうに思っております。例えば、もう四、五年前になるんですか、中国の毒入りギョーザの事件に始まりまして、国内でも、いろいろと食品偽装と、こういったものが出てきました。また、お米でも、古いお米を加工に回すところを主食用

に回すといった、こういった事件、事故が多発いたしましたして、ここ5年、6年の間に消費者の皆さんの安心・安全志向、こういうものが高まってきたというふうに思っております。農業でいいますと、そこが一番大きなところではないかというふうに思っております、それを踏まえて、この農業の六次産業化ということが言われるようになりました。いわゆる生産をするだけの一次産業だけではなくて、加工や製造を行う第二次産業、そして、販売を行う第三次産業、これらを一、二、三を足して六次産業化ということと言われておるわけですので、それを産地で実践をしていくということが求められているのではないかというふうに考えております。

そういう意味におきまして、今回、農産加工の施設の実施なり、事業の実施なり、それから、農村レストランとして地場でとれたものを加工して、製造して、食べていただけるような場づくりをしていく。これらはまさに六次産業化を実践しようとしていることの一つでありまして、このことを行っていくには、リフレの指定管理者だけで、それができるかといえば、そうではなくて、地域の方々からの協力、そして、連携というものがなければ成り立たないというふうに思っていますので、そういう意味で、今回のリフレかやの里の今後の運営に当たっては、そういったところが一つのねらいとして、このプランを練り上げてきたところでございますので、お答えになったかどうかはわかりませんが、そのような思いで今後のリフレの管理運営に携わってきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） 私もいろんな、先ほど、冒頭言いましたように、いろんな課題があります。問題点もありますしするんですが、私、課長が答弁してもらった、この角度が非常に大事だと思っ
ているんですね。ぜひ、その視点を大事にしながら、町民の皆さんにも大いに明らかにしながら、協力を新たに求めていくと、こういうまちづくり、総合計画を実践するという立場からも、ぜひ具体的に進めていただきたいというふうに思っています。期待しております。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 3 番、赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） それでは、与謝野町食と健康の拠点施設、リフレかやの里の件につきまして質問をいたします。

まず、いわゆる今回の指定管理者の予定者でありますよさのうみ福祉会さんの指定をされた、指定といいますか公募をされずに指定をされたということに対しまして、先ほど、副町長から、その理由を聞いていましたが、私は、もう少しそれについては理解が十分できていませんので、その中でありました、ここの団体をお願いをすれば経費が安く上がるという点が安心して、安定してお世話になれるということがございましたので、まず、その収支の計画につきまして、お尋ねをいたします。指名選考委員会の副町長にお尋ねをいたしますので、よろしくお尋ねをいたします。

この今回、まず、目につくのが人件費の件でございます。これは福祉団体からの資料をもとに見ますと、正職員が3名、臨時職員が3名、パート職員が9.4名、障害者就労は雇用型5人、非雇用型10人を予定され、雇用型就労はパート職員9.4人に含まれるということでございます。この中で支配人と呼ばれる方が年間給与が480万円、主任のA、主任のBという方が420万円、臨時職員の3人の分が1人に割りますと221万円、パート職員4.4人、雇用型

5人、1人当たり200万円、非雇用型10人、1人当たり49.3万円、これは年間の人件費でございます。このように、今、この資料に書いてございます。この人件費をもとに、例えば平成23年度は、先ほども途中からであるので、24年から以降を参考にしてほしいというふうな農林課長のご意見もございましたので、例えば平成24年度の人件費4,822万8,000円、これを、このもとになります、今言いました3名、3名、9.4名、こういった先ほど申しました人数、それから、例えば年間給与もきちとんうたってあります。こういった点から、このような4,822万8,000円になる、積算される、どのような積算で、このような数字になるのか、まず、1点お尋ねいたします。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 赤松議員のご質問ですが、資料②の1ページですが、議員、言われますよう平成24年度の人件費合計4,822万8,000円でございます。申しわけないんですが、私の手元では、これ以上の詳細なデータがちょっとございませんので、農林課長からお答えをさせていただきたいと思えます。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。資料の②-1を見ていただきまして、縦向けに、平成24年度の欄がございます。そのちょうど中ほどに人員と書きましてところに正職員、臨時職員、パート職員、雇用型、非雇用型の障害のある方の雇用についての人員を上げております。そして、その下に人件費、同様に正職員から非雇用型まで、そして福利厚生費までを合計いたしまして人件費4,822万8,000円を24年度には見込んでいるということでございます。

例えば、この人員の欄、正職員36人というふうに書いてございますが、これは3人掛ける12月で36人、年間にして36人、そういう意味でございます。臨時職員も同様でございます。パート職員52.8人につきましては、4.4人掛ける12月、イコール、丸めまして52.8人になるということでもあります。それから、雇用型の60人については、5人掛ける12月で60人、非雇用型120人については、10人掛ける12月で120人というふうにしてございます。これを人件費に置きかえましたときに非常に複雑になりますので、ある程度はしよらせていただきますけれども、途中、賞与も含め、また、昇給も含め計算をさせていただきまして各年度の、こういった人員から単価を掛けまして、この年度ごとの人件費を見込ませていただいているということでございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） はい、ありがとうございます。それでは、この24年度、25年度、26年度、27年度の人件費、これを見ますと、まず、売上高が24年度8,160万円から27年度までは8,640万円に、見込みがしてあるわけですね、収支で。ところが人件費はですね、毎年59%台、59.6%はきちんと維持されているわけですね。だから、売り上げに対する人件費は、もう最初から取ってあるわけですが、59.6%というものは、普通、営業努力によって、いわゆるまた、経費の削減によって、いろいろとなるのが普通なんです、この収支計算書は最初から人件費ありきで59.6%、いわゆる60%が、売り上げの60%が人件費になっているわけです。普通、これは障害者の就労施設であるから、これは仕方がないということかもわかりませんが、それなら、私、意味がわかるんです。ところが、いわゆる指定管理者として

コストパフォーマンスを行わなければならない。行政が直営するよりも効率的、効果的、いわゆるコストが下がると。だから、お願いをする団体が売り上げの60%が人件費では、これ基本的に、いわゆる民間会社ならもたないでしょう。皆さんも経営されていますから、売り上げの60%人件費を払って、やっていける会社は。まあまず少ないでしょう。

こういった最初から、この計算は人件費は確保してあると、このことを私ちょっとおかしいなと、果たしてこうあるべきかなという点が1点なんです。と申しますのは、先般、よく例に出ます、最近脚光を浴びています、舞鶴社会福祉法人が運営されています「ほのぼの屋」に勉強に行っていました、ほかの議員さんと一緒に。この施設も従来は、もともと通所の授産施設であったわけですね、今は授産施設という言葉は使いません。障害者就労施設という言葉を使いますが、この中で、ここでは大体、年間6,000万円ぐらいの売り上げのようです。これは店長さんからマンツーマンの直に聞いたので、店長さんの言葉を信じてですよ、約6,000万円の売り上げだと。このうち職員を6人使っていますと、それから、いわゆる障害をお持ちの方を20人使っていますと。年間の人件費は、この6,000万円の売り上げの中から約2,000万円払っていますと、その2,000万円の中には通所の方の20人分の、いわゆる工賃と呼ぶんですが、賃金のことですけれども、賃金と料理長の賃金、いわゆる給料が入っていると。あと職員5人の方は舞鶴福祉法人から、私たちは給料をいただいていますと、この売り上げからいただいけませんと、人件費が莫大になったらやっていけませんと、こういう実態でございました。

そういうことからしましても、今回の、この計画は、最初に人件費ありき、これだけは確保しておこうと、こういったところに一つの、私は、もう少し方法があるのではないかなという気がするわけです。したがって、今回の、この収支計算書を見られて、浪江課長が言われる収支のバランスの合わない部分を町が補てんをしたら、いわゆる指定管理料として支払ったらいんだという発想が、本当に、この指定管理者制度からしましても、それが本当に、その姿がいいのかなと、また、今回の提案にもはっきりと指定管理料は明記されていません。括弧して予定されています。きょうまでの指定管理の場合は括弧して予定はありませんでした。幾らということが入っています。今回は予定でありますから、ふえるか減るかは知りませんが、あくまでも予定で、我々は、この協議をしなければならないというようなことを考えますと、この辺のところに副町長はいかほど、先ほどのコストが安くなる、安心・安定していけるという。だから、あえて入札をしなかったんだというお言葉がありました。果たして、この辺の売り上げの60%を人件費でみる、なおかつ、国や府や町からの訓練等給付費2,316万6,000円でございます。

舞鶴福祉会の方のお話ですと、この訓練等給付費は当然、福祉会に入るお金だそうです。これは福祉会に入るお金です。等々を考えますと、今回の、この収支計画書、非常に今後の運営に一抹の不安を私は感じるわけですが、この点につきまして副町長のご見解をお願いいたします。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをいたします。資料②-1ページでございます。赤松議員、ご指摘のように、中ほどより少し下、人件費合計、24年度は4,822万8,000円以降、数字が並んでおります。24年度は直近の話でございますが、25年度、26年度、それぞれ、23年度は1年間を通した営業ではございませんが、24年度以降は1年間の営業となります。そういう中

で売上高の合計をごらんいただきましてもわかりますように、年々頑張って売り上げを伸ばしていきたいと、そういう中で人件費については、それぞれ正職員の方から非雇用型の型までおられるわけですが、この程度の人件費は確保したいという、ある意味、法人の意気込みといえますか、経営努力をした後の目標だというふうに認識をいたしております。また、指定管理料につきましてのお話もございましたが、議員もご承知だと思いますが、指定管理制度に当たりましては、例えば、この法人でありますと3年間の指定管理期間ですが、指定管理料につきましては、それぞれ単年度契約の中でうたうことといたしておりますので、例えば経済状況の大きな変動があるとか、あるいは経営状況の大きな変動がある場合は、双方が協議をして変更することもあり得るということでもありますので、その中で一定、反映をされるんだというふうに認識をいたしております。

議 長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） 一般公募の件ですが、例えば、きょう現在の日本国じゅうでは9月6日から9月17日の間でも、農産物直売だとか、いろんな似たような施設が日本全国で一般公募をかけられておるわけです。こんなもの、いろんな企業がウの目タカの目で見ているわけですね、今。だから、去年どうだった、一昨年どうだった、から今回は一般公募しなくてもいいんだというような発想は、私はいささか違うというふうに思っています。以上です。次にいきます。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今、赤松議員から全国の農産加工の指定管理者の状況のお話がありました。私も先日、NHKのテレビだったと思いますが、見ていますと、確かに今は大手の会社が農業部門に参入されるという状況があるようでございます。ただ、このリフレかやの里につきましては、農産加工だけじゃなくて、先ほど来、申し上げていますようにホテルであるとか、農村レストランであるとか、総合的な運営を社会福祉法人よさのうみ福祉会にお願いをしたいということでもありますので、農産加工施設だけに限った話ではないんじゃないかというふうに思っております。

- 1 3 番（赤松孝一） 終わります。

議 長（井田義之） ほかにありませんか。

1 6 番、今田議員。

- 1 6 番（今田博文） それでは若干質問をさせていただきたいというふうに思っています。町長の提案説明の中にもあったんですけども、去年の6月の否決を踏まえて、いろんな角度から検討を進めてきたという言い回しもあり、それから、この申請については8月27日、町の指定管理者選定委員会において慎重審議を行い、同福祉会を指定管理者の候補とする旨、答申を受けたと、こういう町長の提案説明があったんですけども、先ほど伊藤議員の質問の中で答弁を聞いておまして、この提案説明、町長がおっしゃったような、いわゆる慎重審議、指定管理者の、そういう形での内部の検討というのがなされたのかなというふうな思いを、先ほど聞いておまして、いたしました。この今回のよさのうみ福祉会をリフレの指定管理者にするということについては、どこで決められたんですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今までにも何回も出ておりますけれども、町の指定管理者選定委員会においてということです。これは外部の先生にも入っていただいて組織されているものでございますので、

条例を見ていただいたらわかるのではないかと思います。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） それでは、この提案説明にあるように8月27日ですね、町の指定管理者選定委員会において、これは課長の皆さんも入っておられます。それから、町長おっしゃったように外部の方も2名ほどですか、入っておられますね。この指定管理者選定委員会を開いて、そこで決定をされたというふうに理解したらいいんですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりでございます。ほかの指定管理をお願いしている部分につきましても、すべて、この町の指定管理者選定委員会において決定していただいたものを今までも提案をさせていただいております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） そうすると、先ほど町長が答弁されたまちづくり本部会の中でも、その話が出たような答弁のくだりがあったんですけども、ここに書いてありますように、指定管理者選定委員会において決定をしたということにとらえさせていただいてよろしいんですね。

それから、この事業計画においては可能な部門で障害者を雇用することで一定の収入を見込むことができる、結果として指定管理料を低額に抑制できると、こういうくだりがあるんですけども、先ほど来より指定管理料が高いとか、いろんな意見が出ておりますけれども、今までこういった指定管理の関係の議論をしてきた中でも町長は、この1,000万円を超えるような指定管理料というのは法外だと、到底考えられないというふうな答弁もされたように、私は記憶しております。しかし、今回は1,000万円をはかるに超えて、1年目が1,490万円、2年目以降が1,100万円というふうな、大変高額な指定管理料になっております。指定管理料を抑制できるというふうなことが本当に言えるんですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 1,000万円以上を超える管理料云々というのにつきましては、私自身、記憶がございません。現実、クアハウスだって1,000万円どころではない指定管理料でお願いしております。それぞれ適切な金額を審査委員会のほうで設定をさせていただいて、検討いただいた結果を答申を受けまして、決定をさせていただいたということでございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 私は、いつのことだったかわかりませんが、そのリフレことが、経営破綻をするとか、しないとか、いろんな議論があった中で、その会社からの一定の要請、要望というのがあったのではなかったかなというふうに思っています。経営支援ですね、いわゆる。その中でも、ここでいろんな議論ややりとりをしたわけですけども、その中で私は1,000万円を超えるような支援や、あるいは指定管理料というのは、あの施設に限りですよ、そら今、言われたクアハウスは、それからのことですから、そのときにははっきりと1,000万円を超えるように指定管理料、あるいは支援というのはできないというふうにおっしゃったと、私は記憶しておりますけれども、町長は記憶にないですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 正直、記憶にございません。ただ、言えますのは指定管理者のほうから要望がご

ございましたけれども、そうしたものについて町も、今すぐには出せないと燃料費等々高騰した分については考えられるけれども、議会の議決をいただいてからしか出せないのも、それまで待つてほしいということをお願いした経過はございます。全く出さないということではなしに、そうしたお答えを返したことはございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 町長、出す、出さないではなしに、その額のことを私は申し上げているんです。額のことを。出す、出さないは町長がおっしゃったように、議会と相談をしながらとか、いろんな部分で答弁なり返事をされておるといふふうに思いますけれども、私は額のことを言っているんです、1, 000万円を超えるような支援というのは法外だと、到底考えられないといふようなことをおっしゃったといふふうに思っています。これ以上、言っても水かけ論になりますので、次に行かせていただきたいといふふうに思っています。

今回、公募をされずに指定管理者を指定をされたら、こういう結果になりました。公募によらない施設の運営、いわゆる指定管理者を公募しない指定管理者の指定というのは、それはあつてしかるべきだといふふうに思っています。それは、例えば地域公民館でありますとか、図書館でありますとか、あるいは一つの施設の中で、例えば、社協が入っているとか、観光協会が入っているとか、そういった形で、そこに管理をゆだねる、十分その方々、団体に管理をしていただける施設というのは、それは指定管理をする必要ない。指定管理といえますか、その方に指定を任せたいいんではないかなと、公募をせずにといふふうに思っています。しかし、今回は町の大きな財産、大きな施設です。しかし、これは基礎サービス以上の、かなりハードルの高い、ハイレベルな、いわゆる住民サービスと、こういう部門になります。この施設を公募されない理由というのは、先ほど来から聞いておりますけれども、私には十分理解ができません。この指定管理者選定委員会の中で明確なビジョンなり方向、あるいは指定管理者制度というのは、こういう規則やビジョンや決まりの中で運営している。あるいはこういう形で今回は指定公募をせずに、よさのうみ福祉会を指定したんだということが、もう少し私は伝わってきませんので。もう一度、副町長、お願いします。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをいたします。今田議員の頭には、この間、指定管理者を非公募で指定をしました幾つかの施設、団体がおありなんだろうと思います。例えば、指定管理者制度ができるまで、その以前から施設を管理委託をしておったような団体に引き続いて、次は管理委託じゃなくて、指定管理者制度にのっとった指定管理者としてお世話になりたい。これまでから、この施設の管理運営に携わってはるので、一番事情にも精通してはるし、適正な管理運営ができるというような例が町内の公の施設の中にもたくさんございます。私が最初の家城議員への質問に対しましてお答えをいたしました4点の理由が、もう一つ合点がいかないと、納得がいかないとということでございますが、繰り返しになるわけですけれども、公の施設ということですので、よりよい行政サービスを提供する必要があると、なおかつ、最も効率的、かつ効果的に、そのサービスを提供するという前提がございまして。その場合、特定の団体が、そういったサービスが提供できると判断をした場合には、あえて公募の形をとらなくてもいいというのが指定管理者制度だといふふうに考えております。このような大規模施設で、なおかつ、最近とみに経営が厳し

く、そして、結果的に2年前に自己破産に至ったような、こういった施設については、指定管理の非公募はなじまないのではないかというお話だろうと思いますけれども、先ほど来、農林課長もお答えしていますように、それから、私が最初に4点にわたってお答えしましたように、そういった厳しい経営状況、大規模な施設であっても、この社会福祉法人よさのうみ福祉会であれば、この30年間の経験と人的、あるいは、これまでのいろんな財産を駆使して適切に運営をしていただけるという判断のもとで今回、あえて非公募という形をとらせていただきました。その辺の事情につきましては、ご理解を賜りたいと思います。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 私のほうからも所管をさせていただきます立場で申し上げたいと思います。いわゆる公募をせずに今回の提案のように社会福祉法人よさのうみ福祉会を指定管理者とする考えに至った経緯でございます。昨年6月に一たんご提案をさせていただきました議案が否決となりまして、その後、いろいろな方々のご意見をお聞かせいただきました。例えば、町内の有識者の方々に寄っていただきまして、町長が直接、ご相談をおかけしてご意見を聞いた機会もございました。また、議員の有志の方々からは再開に向けて貴重な運び湯温泉方式のご提案もいただきました。昨年のうちには、いろいろな経過がありました中で、正直、町としましても、どうした方法でリフレかやの里を再開するのがいいのか、非常に悩みました。その中で、経過を申し上げますと、ことしに入りまして、1月8日に滝、金屋連合組織をつくっていただいております命の里事業の組織関係者の皿木代表が農林課にお越しをいただきまして、いろいろとご意見を聞かせていただきました。その中で、皿木代表のほうがおっしゃっていただきましたのは、福祉会が中心となって運営を担い、それに地元が積極的に運営参加する方でどうだろうと、地元には、直接地元が管理運営を担うだけの人材なり、ノウハウがないので、福祉会を柱に運営してもらって、それに地元が参画する形、方法が望ましいのではないかと。町から、ぜひ福祉会に、その意向を投げかけてもらって、その可能性を協議していただきたい。さらに言えば、地元としては、やはりこれまであった風呂、これがあわせて計画していただけないだろうか、こういったお話をじっくり聞かせていただきました。これは、代表だけのお考えではなくて、滝、金屋地区には連帯して唯一の組織であります命の里事業の組織であり、ここには当然、両区長さんも入っていただいているところですので、私どもとしては、その両地区の地元を代表される方のお気持ちとして受けとめをさせていただきました。

その中で、民間の会社が、例えば、入るような形であれば、なかなか思うように地元の意見も聞いてもらえないと、福祉会であれば、既に農業等を通じてネットワークもあるので、非常にやりやすいし、安心して任せられる相手であると。また、これまでせっかく意欲を持って手を挙げてくれているわけですので、また、町も一度は選定した相手であるので、一日も早い再開を目指すのであれば、そこを選択するのが最も望ましい相手ではないかというような思いもあったのではないかというふうに思っております。

これを、ことしに入って1月8日に聞かせていただきましたのを期に町としましては、その方向にかじを切ったと、調整を図っていかうという考え方に至ったということございまして、そういった地元の思いを尊重させていただくことが今後のリフレかやの里の管理運営に最もいい方向として生まれてくるのではないかと、そういう判断をさせていただいたということござい

すので、経過として触れさせていただきたいと思います。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） もちろん、その地域の意向や思い、それから団体の意見というのを十分、行政が吸い上げて、それを実現していくと、このことは行政に課せられた大きな課題だというふうに私も認識しております。しかし、今、課長の話聞いておると、それがすべてみたいな言い方で地域の意向や団体の意見を聞いて決めたんだと、それはそうですけれども、町としての考え、考えがあって、しかし、地域の意見や意向もこうだから、そのことを十分考慮したというふうなことに、私はどうしても今の課長の答弁で聞こえにくかったというふうに思っています。

地域や、それから団体の意見や意向というのは、確かにありますし、リフレを中心にして、いろんな農業振興や地域振興を図っていききたいという地域の皆さんの思いや団体の願いというのは、確かにありますけれども、もう一つ、私は地域振興、農業振興のイメージというのがわからない、リフレはよさのうみ福祉会、町が指定をした指定管理者が運営するわけですね。それから、農業経営だとか、周りのいろんな施設だとか、あるいは自治会だとか、いろんな会社だとか団体があります。そういう人と、いわゆるリフレの運営協議会を立ち上げる、そこを私は少しわからないといえますか、イメージがわからないのですけれども、そこをもう少し説明していただけませんか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。何回も、この場で考え方を申し上げているかと思えます。リフレかやの里単体で運営をするということよりも、地域の方々と協働して管理運営の計画を立て、それを実践していく、そのことが地域の活力につながっていくという考え方を基本に持っております。今回、先ほどもございましたが農産加工施設を事業として行う、そして、農村レストラン、これを運営していく、ここに見られますように農産加工でいいますと、地元の方々が、例えば野菜なんかをつくっておられる中で、規格外の品物がたくさん出ます。それは安くでとってはおられると思いますが、それらを農産加工に出荷していただいて、そこで総菜等に加工する、あるいはジュースなんか加工する、そういったことで農家の収益にも当然結びついていくということもございまして、現にJAの野菜部会の会員の方々もリフレに、そういった農産加工施設ができることを非常に期待をしておっていただく農家の方々もあるわけでございます。新しい切り口として農産加工事業というのは、京都府内には一定規模以上のものはないと思いますので、与謝野町が先陣を切って、それを設置させていただくことができるというふうに思っております。また、農村レストランにつきましても、地域の食材をふんだんに使って喜んでいただける安心・安全で新しいものを召し上がっていただける、そのことは、先ほども申し上げましたが、生産から加工して販売に結びつける、その六次産業化を実践する一つとして非常に意義のある、農業振興にとって役立つことではないかというふうに思っております。

そういったもろもろのことを考え合わせ、指定管理者としては福祉会にお世話になり、また、町の思いも、そのように申し上げてきまして、この計画を練り上げてきたいというようなことでもございますので、そういった思いがあるということ、ぜひおくみがいただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 課長がおっしゃったことは、答弁していただいたのは、私は総花的にはよくわか

るんです。しかし、今おっしゃったように、野菜の規格外のくず野菜だとか、そういうものを仕入れて、いわゆる加工として売り出したい。それはそうですけども、それはいわゆる農業生産法人だとか、農家の方との連携、強調なんですね、それを自治会だとか、あるいは周辺の施設とどうのこうの、運営協議会の中でどうのこうのという問題ではないんだというふうに、私は思うんですね。

それから、例えばイベントをされる、いろんな行事をされる、それは、うちの施設も使ってください、グラウンドも使ってくださいとか、グランドゴルフもありますよとか、それで昼御飯とセットしたり、風呂とセットしたり、そういうことは可能ですけれども、そのことは農家とは、また別の問題なんですね。農家とリフレ、農家と自治会、農家の団体と、私は個々のつながりではないかなというふうに思うんですが、どうもそこは一体化しない。もう一度お願いします。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。私は今、ご答弁させていただきましたのは、農業面から見ての思いを申し上げました。議員、言われますように、地域の各種団体、あるいは既存の文化工芸の里やスポーツ施設や、それからSL広場やグランドゴルフ場、あるいはバックにある大江山という貴重な資源、こういった関係者の方々と一緒に年間の行事を考えていくことで、お互いに相乗効果の上がる取り組みができるんじゃないかというふうに思っています、確かに、農業でいえば農家なり農業法人ということになるでしょうけれども、そのほかにも、今、申し上げましたようなところと一緒に協議をさせていただくことでお互いにもっと、このようにしていこう、ああしていこうというアイデアも浮かんでくると思うんです。そういうところを、この運営協議会で相談をしてやっていくということでございますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） また、議長にしかられますので、もう1点、お伺いしますが、この職員の配置図というのがありますね、主任だとか、主任AだとかBだとか、総括責任者、レストランに何人、浴場に何人、何に何人という振り分けがしてありますけれども、実際に農村レストラン、いわゆる調理というのもつきものですね、シェフなり専門家はどうかと、このことを農林課長にお聞きをします。

それから、副町長に指定管理者の目的、目標というのは、どのようにお考えなのか、伺います。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。農村レストランの職員の配置等でございますが、お配りしております事業計画書の様式3-11あたりを見ていただきますと、農村レストランの担当として臨時職員2名、それから、パート職員3.3名というふうな表示をさせていただいております。これにつきましてはレストランの運営ということですけども、総括責任者の下に主任が2人おります。そのうちの主任1人が農村レストラン、浴場、宿泊、物品販売の部門の総責任者ということでございますので、この主任が農村レストランの全体を統括するという形になるかというふうに思っております。

そのほかに臨時職員として2名、パート職員として3.3名ということでございまして、パート職員3.3名には雇用型、障害のある方についても一部に配置をさせていただくことも時間帯、

あるいは作業等によっては出てくるかというふうに思っております。

シェフのお話でしたが、シェフという表現で言いますよりも、このレストランの総括責任者として運営をしていくということでございまして、地域の人材でノウハウを有した方を改めてレストランの責任者に雇用をして運営をしていくという形をとるというふうにお聞きをいたしております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど来、副町長等々からも申し上げておりますように、公の施設の管理を最も、そうした広角的に効率的に行うことができる、そうした民間のところに指定管理をお願いすることによって、先ほど言いますように住民や議会の皆さんの思いを実現していこうというための、そういうことだというふうに私自身は理解をしております。

議 長（井田義之） 2回目がありますので、もう時間ありませんけれども。あの何秒しか残っておりません。

今田委員。

1 6 番（今田博文） 私はね、施設を効果的、効率的に運営していくこと、そして、大事なものは民間のノウハウを吸収するんですよ、そして、効率的な施設運営に努めると、これが指定管理者の大きな目的だというふうに思っています。時間です。終わります。

議 長（井田義之） 昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時05分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定についての質疑を続行いたします。

1 4 番、糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは、若干の質疑をさせていただきます。私は過日の全員協議会の中で、いろいろと質問もさせていただきました。若干ダブる面があるかと思っておりますけれども、そのことにつきましてはひとつお許し願いたいなと思っております。今回の指定管理者の指定につきましては、やはり基本的な考え方に、私ちょっと疑義がございますので、その辺について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、指定管理をするに当たっては、やっぱり指定管理者の指名を受ける法人と町の考え方の中に、私は同じ考え方で進まなければならぬだろうというふうに思っております。お互いに考え方が基本的に違ふとするならば、運営方法も管理方法もおのずから変わってくるのではないかというふうに思っております。けさからのやりとりを聞いておりますと、若干そこら辺に疑義がございますので、ひとつただしておきたいなというふうに思っております。

まず、今回の再開に向けての町民の声はどのように町として受けとめておられるのか、副町長にお尋ねしておきます。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをいたします。改まった席で、特に、この問題に限ってお聞きをしたことはありませんが、2カ月にわたりまして行いました町政懇談会の中で、加悦野田川地域では多くのご質問もありました。リフレは、この後どうなるんだと、いつ再開するんだと、どこが指定管

になるんだというお話がございました。そういう中で、町長から、その時点での考え方を説明をさせていただきましたが、ああそうですかという声やら、一刻も早く再開をしてほしいというご意見がほとんどでございましたので、そういった町の考え方に、特に異論は出なかったというふうに思っております。一定、町民の方もご理解をさせていただいておるのではないかとというふうに私は認識をいたしております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） そういうことだろうというふうに思いますけれども、町長の提案の中にも再開を切望されている多くの住民の皆さんのご理解をいただけるとおると、こういう提案説明もございましたし、きょうの副町長の、家城議員の質問の中でも多くの再開を望む声があると、こういうふうに言われておりますが、一方、この資料を見せていただきますと、よさのうみ福祉会さんの現状に対する考え方については、町民すべては再オープンを待ちかねていない、待ちかねておるとは限らないと、こういうふうになっておるわけです。これは、どういうふうに私は理解したらいいですか。確実に町の考え方とよさのうみ福祉会さんの考え方との、基本的な考え方の、再開に向けての違いがあると、これはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

議 長（井田義之） 糸井議員、何ページかちょっと教えてあげてください。

- 1 4 番（糸井満雄） 様式3-5。

議 長（井田義之） 様式3-5だそうです。

- 1 4 番（糸井満雄） 施設の現状に対する考え方及び将来展望について。具体的には町民すべてが再オープンを待ちかねておるとは限らないと、こうなっておるわけです。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 様式3-5ページですが、施設の現状に対する考え方、最初の丸印の3行目、具体的には、①町民すべてが再オープンを待ちかねておられるとは限らないという記述についてのご質問だと思います。ここに書いてある真意を特に、私のほうで思いを確認したわけではございませんが、町民2万5,000人の中には確かにたくさんのお金をかけて、もう再開しなくてもいいんではないかと、2年もたつて、もういいんではないかというようなことをおっしゃる方もおられます。そういったことを正確にといいますか、数的には、そんな決して多くはないと思えますけれども、町民2万5,000人の中には、そういった方もおられるだろうという意味だとこのように、私は理解をいたしております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 私は、この議論に多くの時間を費やそうとは思いませんけれども、やっぱり再開に向けての、町が、だれでも100%すべて望んでおるものは、私はないと思います。けども多くの人が望んでおるんだしたら、私は、これはこういう記述はおかしいんではないかなというふうに思っております。ということは、やはり考え方の違いというのは、これは今後の管理運営に大きな影響を及ぼすというふうに私は理解をいたしております。したがって、私が言うならば、これは消極的というか、受け身、仕方ないなというふうな考え方にとらざるを得ないというふうに、町の考え方とよさのうみ福祉会との基本的な考え方に相違があるということだけは申し上げておきたいというふうに思っております。

それから、もう1点、これも考え方が、私わかりませんので、これ商工観光課長に聞いてもいいなと思うんですが、同じくこの中の記述に、観光施設として考えてみた場合、立地条件としては、必ずしも恵まれていないというふうに書いてあるわけです、これ。このリフレかやの里の観光の立地といたしますか、観光の位置づけというのは、どのように考えておられるのか、お尋ねをしておきたいと思います。これはどなたでも結構ですけれども。選考委員会の中では、こういうものも、私は論議されたんではないかというふうに思っておりますので、お尋ねをしておきたいと思います。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 字句の問題で2点、ご指摘でございます。まず、1点目の、先ほどお答えをさせていただいた関係ですが、こういった状況があるから消極的、否定的というふうには、私どもはとらまえておりません。こういった状況も考えられる中で、そういったことも、以上3点を意識して頑張らなければならないという認識といたしますか、それを受けての決意が書いてあるものだというふうに思っております。

それから、二つ目の丸印で、いわゆる観光施設として考えてみた場合というのは、選定委員会の中で、この字句はどういった意味だというような議論は特になかったわけですが、私なりに考えてみまするに、午前中の農林課長の答弁の中にもありました、リフレが設置をされて以降、途中には京都縦貫道の宮津天橋立インターが開設をされ。与謝峠を通る車両が大幅に減ったとか、あるいは、そういった中で交通車両の動線としましては、近くを通る車両が非常に少なくなって宮津天橋立インターから伊根方面、あるいは京丹後方面へ流れていくというような立地条件を考えた場合には、少なくとも、必ずしも恵まれているとは言えないと、そういう法人の認識だというふうに思っております。

交通のすこぶる便利なところ、幹線道路が目の前にあって、あるいは高速道路やインターチェンジや近くにあつてといったように条件はなくて、先ほど申しあげましたように車両の動線としても大いに状況は変わっておりますので、そういった意味で考えますと、こういった認識になるのかなというふうに受けとめております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 確かに交通網も変わりました。ですから、それは影響あると思いますけれども、観光施設に、私は、そんな立地条件はあまり関係ないんじゃないかなというふうに思っております。従来から、あの施設につきましては周辺の観光施設、いわゆる道の駅だとか、SL広場だとか、古墳公園、ちりめん街道、こういったものとリンクしながら活性化を図っていくというのが一つの観光でのテーマではなかったかなというふうに、私は思っております。観光ビジョンも、この美心与謝野町ですか、与謝野町観光振興ビジョンの中でも、美心をもたらすもてなしの提供の充実ということで、道の駅周辺エリア、かやの里の活性化というのがうたわれておるわけです。ですから、こういう記述が、こういうところにあらわれてくるということについては、私はやっぱり町の考え方と大きく乖離しておるのではないかなというふうに考えざるを得ないわけです。

私は、何でこのことを申し上げますかといいますと、やっぱり町と指定管理者とは一つに運営方法、方針といいますか、考え方を一つにしていけないと、私は決して運営はうまくいかないというふうに思うからです。ですから、やっぱりこういった点も検討していただいて、いいのか悪

いのかという最終の判断は、そういうことで、していただきたいなというふうに思っております。
なかなか立派なことが中に書いてあるわけですが、やっぱりこういうことは書かれるということについては、私は非常に遺憾に思うと、このように思っておりますので、指摘をしておきたいというふうに思います。

それから、これ大切なことなんです。

議 長（井田義之） 糸井議員、町長が答弁したいそうですので、ちょっと待ってください。
太田町長。

町 長（太田貴美） 副町長が答えましたのと同じですけれども、いろんな考えられる不利な条件とい
いますか、そうしたものがあっても、それを解決していくためには、広く地元の皆さんと連
携を図りながら、ともに施設を活用する、これは私はほかの施設もともにという意味だという意
味だと思っておりますけれども、そういうことでプロジェクトを展開していくことは必要だと考えます
と、上の分でもやはり地元の方から愛される、親しまれる施設であり続けるような管理運営を行
うべき、地域の発展や将来展望について、地域の皆さんとともに考えながら進めていくための支
柱になろうとの自覚を持って管理運営を行うべきと考えていますということですので、何ら町の
考え方と相反するものでもないというふうに思いますし、それに対して並々ならぬ決意をお持ち
だというふうに私どもは判断させていただきました。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 時間がありませんので、とどめますけれども、こういう矛盾点はやっぱり十分話
し合いをしていただいて、矛盾のないように、同じ方向に向かって進めるように、ひとつしてい
ただきたいなというふうに思います。

もう一つちょっと、これ大事なことなんです、農産加工施設の関係ですけれども、先ほどの
答弁から、午前中の答弁を聞いておりますと、農業施設、あるいは農業振興の拠点として、これ
を位置づけたいというふうに、私は理解したんですけれども、それでよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。今後に向けました新しい農業振興の一つの切り口として、そ
の拠点に、この農産加工事業を展開していきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは、お伺いしますが、農業加工施設については、地元農家と連携し地域の
特産づくりを促進しますとありますが、二つ目には、当福祉協会が外部に生産しているジュース、
ジャム加工施設を内製化しますというふうに書いてあるんです。最後に障害者就労支援の主たる
場所としますと、障害者就労支援の主たる場所としますと、ここ書いてあるんですけれども、今、
答弁を聞いておりますと、そうではなしに、農業施設の一つの拠点、振興の拠点としたいと、こ
こにもやっぱりよさのうみ福祉会さんの思惑と町の考え方の違いが如実にあらわれておるんでは
ないかなと、言葉じりを拾うというわけではないんですけれども、どうも私は、すっきりすとん
と落ちてこない。この辺はどうなんでしょう。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。事業計画の様式3-2から3-3にかけて農産加工施設
の概要がまとめてございます。3-3の一番上の当福祉協会が外部に生産委託しているジュース、

ジャム、加工処理を内製化します。この意味につきましては、現在、よさのうみ福祉会におきましては農産加工事業を手がけられて、ことしで4年目というふうにお聞きしておりますけれども、福祉会内部にジュースやジャムを加工する、そういった設備を現在のところは持っておられません。したがって、ジュースをつくるにしてもジャムをつくるにしても、長野県のほうの農産加工場に農産物を送って、そこで加工したものを、また、こちらに戻り返して、それをこちらで販売をするという委託加工に出しておられるという現実がございます、それを今回、その福祉会が、この管理運営を担っていただいた暁にはリフレの中で行えるように設備を整えてやっていきたいと、こういう意味がございますので、内製化という部分については、そういう意味にとらえていただきたいというふうに考えております。

それから、障害者就労支援の主たる場所としますという、この主たる場所の意味はリフレかやの里全体を運営していただくのに当たって、この農産工施設を中心に障害者の方々を雇用をするということがございますので、リフレ全体施設の中では、主たる場所として農産加工施設に勤務をしていただくと、そういう意味がありますので、このような表現になっているのかというふうに思っております。

どちらにしましても、先ほど申し上げました農業振興に資する施設として、この農産加工施設を活用していくということでありまして、そこで働いていただく方が健常者の方であったり、障害のある方であったり、そういうことにほかならないというふうに考えております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私が申し上げておるのは、ここにはっきり障害者就労支援の主たる場所としますと書いてあるわけですよ。さっきの答弁では、農業振興、農業施設の拠点としての位置づけだというふうに言われておるわけなんで、私は、どうもその辺がよくわからない。これがいわゆる内製化して、ジュース等の、いわゆる農産品生産部門の委託しとる部分については内製化し、そして、障害者の方々の就労支援の場にしたいと、こういう、これが私は本音ではないのかなというふうには、私は気がするわけです。こんな言い方は失礼なんかもかもしれませんけれども、どうも、そういううがった見方ができんこともないわけなんで、非常に、私はそこら辺が、この辺の記述の書き方について町と、もう一つよさのうみ福祉会との考え方の違いがあるんじゃないかなというふうに思っております。私は障害者就労支援の主たる場所というんだったら、私は切り離す。いわゆるリフレかやの里の再開とは別にですね、切り離して別の事業として、私は考えるべきじゃないかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員、時間がきましたのでまとめください。答弁求めますか。

1 4 番（糸井満雄） 次にしますわ。

議 長（井田義之） 1 5 番、勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、2点ほどお尋ねをしたいと思います。

先ほどの赤松議員さんの答弁の中で副町長が答弁をされておる中で、いわゆる人件費の関係で、副町長は相方が協議をして変更することがあり得るという、こういう答弁がございました。そこで、私はどうしようかと思っただけ迷っていたのですが、お尋ねをするんですが、現在の、いわゆる与謝野町の公の施設に係る指定管理の指定に関する条例ですね、本来なら、この中に、私ども議論に入っていたので申しわけないんですが、本来なら、この中に、いわゆる指定をしました折に、

指定をしたときに基本協定書をつくらんなんと、そして、年度ごとの個別協定書というものが、相手の団体と取りかわすわけですが甲、乙として、この条例の中に、その記述を本来は入れておかなければならなかったのではないかと、私は思っておるんです。ところが、これを見ますと、全くうちの条例の中には協定書の基本協定、あるいは協定書のことに触れていないというふうに読めるんですけども、ここのところはどうでしょう。

この基本協定書があつてこそ、いわゆる副町長がおっしゃいましたような、そういうことがあつたら、それは協議していただかないことにはならないのであつてね、この基本協定がないのに、現在では、いわゆる計画を出したらいいというふうになっているんですよ、計画書を。ところが、そうではなしに、基本協定書という非常に重要なものを、この中に決めておかなければならぬのである。こういうふうな疑義があるんですが、そのところは副町長、どうでしょう。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 一部聞き漏らした点があるかと思しますので、また、ご指摘をいただきましたらと思います。午前中、申し上げたつもりなんですが、指定管理者とは、町と指定管理者の間で、例えば指定管理期間が3年の場合には、3年間にわたる基本協定を、まず、締結いたします。その後、3年間の、毎年毎年、単年度の年度協定を結ぶわけです。基本協定では大枠を、それから細部については指定管理料も含めて単年度の年度協定で締結をするということになっております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 多分そうなっていると思うんですが、本来なら、この条例の中に当然、この1項を入れておかなければならないのかなと、ほかの市町村もずっと見てみたのですが、ほとんどことに触れているんですね。与謝野町は、これ触れていない。なぜこうなんかなと、意識的に、このことを抜く理由があつたのかどうか、そのところをもう1回お伺い、私どもも議論に参加しているので申しわけないんですけども、ちょっとそのところをお伺いおしておきたい。これ非常に重要な部分だと、こう思っておりますね。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。基本協定書、3年間のやつを結ばないと、単年度ごとに結んでいると、3年間の基本協定を結ぶということについては、これは債務負担行為の議決が要るだろうというふうに思っております。与謝野町の場合は、この債務負担行為の設定はいたしておりません。ですから、単年度ごとに基本協定を結んで、その年度年度の予算措置によって議会の議決を得ると、そういうことになっておりますので、その部分については入れなかったということだというふうに記憶しております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 今、吉田参事がおっしゃいましたように、幾つかのところを見たら、確かにそうなっているところもあります。それから、債務負担行為とは関係なしに、やはりこの条項を入れているところもあると思っておりますね、私は、このことは、やはり入れておくべきではなのないかと、現状、債務負担行為はなくても、これからの中ではわからんわけです、たかさんの指定管理者を抱えるわけですので、そういう気がしておりますので、ひとつこれはご検討をお願いしておかないかと、こういうふうに思いますが、どうでしょうか。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。ご指摘の点につきましては、そうしなければならぬのか、あるいは、今の私どもの条例でいいのか、それらも含めまして再度、検討させていただきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、もう1点、お尋ねいたします。ただいま糸井議員さんから質問がありました、いわゆる農産加工の関係について、若干お尋ねしたいと思っておりますが、先ほど来の課長の説明では、いわゆる農業の第六次産業化といいますか、そうした方向を目指すんだと、こういう方向がございました。昨年の夏に新しい政権になりましてから、ことしの春ですね、この六次産業化は大きな目玉になっておったと、私は思っているんですけどもね。したがって、この施策を行う場合には、いろんな面での、今の国の、いわゆる農業の中の大きな柱としての優遇処置があると、こういうふうに思っているんですが、そういう農業を活性化をしていくということになると、当然、それを利用せないかんということになるんですが、そのところは、課長、どうでしょうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。今回の事業計画に基づく施設の改修などを行っていくということになるわけですが、農林水産省の補助を受けて、当時、できた財産でございます。それに加えて、そこにもう一度改修する補助を、もう一度受けるということに高いハードルがございまして、事実上、それについては難しいだろうというふうに考えております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、この福祉会から出ておりますことについて、ちょっとお尋ねしたいんですが、先ほど糸井議員さんから、いわゆる内製化のお話がありました。実際に現状、このよさのうみ福祉会は、その委託をされている量というのは、どのぐらいの量が委託されているということになっておるのでしょうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。福祉会は、先ほども申し上げましたが、この農産加工の事業を手がけられるようになりまして、ことしで4年目を迎えておられます。そういう中で、実績もある程度、積んでいただいておりますが、現在、現状として福祉会が取り組んでおられる、いわゆる商品としましてはジャム、ジュース、漬け物、ポン菓子、タマネギドレッシング、みそ、その他、大きく分けまして、このような形になっております。その中でジャム、ジュース、ドレッシング類については、長野県の農産加工所に委託加工に回しておられて、向こうで加工してもらったものを取り寄せているということでございます。そのジャム、ジュース、ドレッシングの売り上げのシェアでございますが、ジャムが11%、ジュースが48%、ドレッシングが10%ということで、これを足しますと、69%になります。したがって、全体売り上げの7割程度は、現在はやむなく委託加工に回して販売につなげているという状況でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 私は、率直に、この数字を見ましてちょっと非常に大き過ぎひんかなという気がしております、1,000万円を超える売り上げが、そういうことでお尋ねをしております。といいますのは、私どもが、よく手にするものに美山町の芦生で生産をされております美山しく

れという商品がございます。これが大体、120グラムが300円ぐらいのものなんですね。これを卸すのが大体7掛けですから、200円ぐらいで、これが卸されていって生協のルートに乗ったり、いろんなことで私も買うんですが、現地へ行ってみますとですね、大体、原料はほとんど国外なんですよ、私は課長さん、おっしゃった、理屈としては非常にわかるんですわ、そういう余ったものを使ってと、しかし、これだけの売り上げをするというのに、そういったものだけでは、私は絶対にできないと思うんですよ。それは今、与謝野町でつくって、ナスだのキュウリなり、大部分は西利さんのほうに入っている。そして、その他はJAを通じてほかに入って、ここ非常に大きな格差があるんですが、それをなかなか埋めるほどのことに本当になるのかなと思っておりますのと。それから、課長が考えていらっしゃるものですね、今、頭の中で、そういう農産物が、これだけの量になるほど本当に集められるのかなと、私はその懸念を思っておりまして、本当に余った、二本ずつ集めるとるわけにいきませんから、ある程度の量が集まらんといかんので、私は実際に、この計画がちょっと、この売上金額を見ておりますと難しいのではないかなということ。それから、前回の条例改正の中で、いわゆる農産物の販売についての議論がありましたけれども、この六次産業化というのは、ああいった直営販売も含めて六次産業化と言っているんですよ、国は。そういうことで、私は今の、この案では、どうもちょっと課題ではないかなということ。原料の確保がとてできんのではないかなと、そんな農家が今、本当にあるんかなと、このように感じます。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。現在、福祉会で行っておられます、この農産加工の事業をリフレで、さらに今、拡大をしていきたいということでお考えがあるということでございます。福祉会は、ご存じのように自分のところでも露地、ハウスで自分たちで農作業をして、生産物を上げておられ、農協にも出荷をしておられるという、生産活動も行っておられますので、そういった中からも出てくるだろうというふうに思います。また、直接、町内の農家の方々からキュウリなどを仕入れて、それを加工に回しておられる現実もございます。また、今後は地域の農家の方々にご協力をいただいて、個々に出荷をしていただく。あるいは農協から出たものを買取らせていただく。あらゆる方法を通じれば、農産物自身は集まるのではないかなというふうに考えておりまして、現状は確かに委託に回しておられますので、その分コストがかかり、手間がかかり、時間がかかりして、それほど大きな利益を得られるわけではないですけれども、今回、内製化を図っていくことで、これらの事業計画に上げておりますような収支を一つの目標に頑張っているのではないかなというふうに考えております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それと、課長に、もう1点だけお聞きしておきたいのは、加工施設は、いわゆるラインで流れるような格好のものなのか、そうではなしに一つずつ手づくりおやりになる。こういうものを想定しているのでしょうか。仮に1,000万円以上の売り上げになりますと、相当な個数になりますから、そういうことは現在のスタッフ、ここに書いてある人数で、うまくいくようになっておるのかどうか、その辺のラインの絵がないのでわからないんですけれども、そのところをお願いできますか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。農産加工の実際の作業につきましては、一口で申し上げまして、ライン製造というよりも、一つ一つ手づくりということでございます。私も長野県の農産加工施設を視察をさせていただきましたけれども、本当にかまでたくにしても、瓶に詰めるにしても、箱に詰めるにしても、ラベルを張るにしても、みんな人がやっておられます。もちろんそれなりの設備があって、それを人間が補助をする形で作るわけですが、したがって、移動は手でやったり、それからこまであったり、そういったものでしておられますので、手づくり農産加工場というイメージでとらえていただいたらというふうに思います。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

- 1 5 番（勢旗 毅） 一つの、試みとして、このことが成功ということになりますと、非常に大きな、私は地域にとっても影響を与えると、このように思っております。指導の方が非常に大変だというふうに、私は思っておりますけれども、やはり、その専門家を招聘をされて、そして、そういった生産がきちんとできるように、私はお願いをせないかなのではないかなというふうに思っております。終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

- 1 番（野村生八） それでは、与謝野町食と健康の拠点施設について、質問をいたします。

まず、指定管理料について質問いたします。今までのありましたように、当初1, 490万円と、この中には宣伝広告費が入っているということで、その部分が通年よりも上積みされているという答弁ありました。この宣伝広告費の中身ですね、先ほど看板がありました。その他含めて、どれぐらい入っているのか、チラシ等も当然あると思うんですが、それについてちょっとお聞きします。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。資料②-2を見ていただきたいと思います。資料②-2の8月の欄を縦に見ていただきますと、半分よりも下の部分で各種経費が上がっております。この中で中ほどの広告宣伝費の欄の8月の欄に240万円が計上されております。このうち200万円については、野立て看板を建設する経費として入れ込みをさせていただいているというものでございます。残る40万円については、いろんなチラシ等の宣伝費に使用するというような形であるというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） その広告看板の200万円ですが、これ今まであったのがなくなって、それをもう一度ということでしたが、少なくとも、これはよさのうみ福祉会の広告看板というよりも、この食と健康、リフレの広告看板であるべきではないかなというふうに思うんですね。これは指定管理期間3年ですから、その3年のために、これだけの200万円の広告看板をよさのうみ福祉会がつくるということは理に合わないと思うんですね。ですから、この部分は指定管理料として出して、よさのうみ福祉会の財産ではなくて、町の財産として別の形で予算化するべきではないかというふうに思います。これが今から詰められるわけで、確保される予算はあるわけですが、予算は確保しつつも、今後、協議の中で、そういう形にするべきではないかと思うんですが、これについてはどうでしょうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。この、いわゆる野立て看板の建設について、この指定管理料の中に、最終的には含めさせていただいておりますけれども、どちらにするか、非常に迷うところでもございました。結果、このようにさせていただいております。それは、これまでリフレかやの里を運営していただきました中でも、土地の、個人の所有者の方から会社側が土地を借りていただきまして、看板を立てて管理をしてきていただいていたと、こういう経過もございまして、今回も同様にさせていただいたということでもございます。3年間という指定管理期間ですので、3年後以降について、向こうが建てれば向こうの財産ということとの関連はどうかということでもございますが、3年以後も引き続きあれば、それでいいわけですし、仮にそうでないとした場合も、この看板については、例えば町に、その時点で帰属をさせていただくようなことも含めて、このような形をとらせていただいたというようなことでもございます。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 指定管理者制度がないときの三セクでの運営と、指定管理者制度が始まってからの運営に大きな問題がね、変更があるということは、るる指摘をしてきましたが、今のような期限が切れることによって、いろんな問題が今、全国的に起きて、国のほうでも見直しが始まっています。今のまさに問題なんですね。それは一番明確な形が望ましいのではないかと考えています。ですので、再度、協議をしていただけたらと思います。

次に、この指定管理料を考えるについては、一つはリフレッシュ丹後のときに比べてどうだったのかという問題と、今回の計画の内容がどうかという、この二つの側面がやっぱりあるというふうに思います。そういう点で、まず、確認をさせていただきたいのが、先ほどから出ていましたが、リフレッシュ丹後のときには、最終890万円、約900万円の赤字であったということですし、そこから水道使用料、そのときも100万円ぐらいあったようですので、460万円ぐらいの水道使用料が、それがふえて、赤字として当たり前という形になると思いますが、そういう見方と、今回の、通年になりますと初年度は別にして、通年になりますと1,150万円ということになりますと、そのときよりも少ないわけですが、今まで運営に努力されてきた中身と、今回の中身と比べた場合に、そのほかにどういう違いがあるのか、課長はどのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。従来、管理運営をお世話になってきておりました株式会社リフレッシュ丹後は、旧加悦町当時に町からの委託を受けて、それから合併後は、8月からでしたか、指定管理者として管理運営をお世話になったということでもございます。その中では170万円の年間、指定管理料という形で従前からお世話になってきたということでもございます。今も野村議員、ご指摘のとおり最終のリフレッシュ丹後の決算を見ますと、最終的には、数字は丸めて言いますけれども約900万円の年間赤字を計上した決算になっております。それが累積して4,550万円になったということから、いわゆる債務超過、実質債務超過になるということでも、それも大きな要因として破産の道を歩んだということでもございます。したがって、900万円の年間赤字に170万円の指定管理料ということでもございますので、足し算して1,070万円は本来、正しいといえますか、形で運営をお世話になろうと思えば、それだけの

収支の差の指定管理料というのは必要な側面はあったのではないかというふうに思っております。両者の間で、これまで話が至りませんでしたので、従来からの額でずっとお世話になってきておりますけれども、それから比べまして、今回の事業計画では、通年では1, 150万円の指定管理料を予定させていただいております。これも、その額からいえば、それほどかけ離れた額ではないというふうに思っております。

指定管理料が非常に高額になるんじゃないかという、いろいろなご指摘を受けておりますが、前指定管理者の決算と比べますと、そのようなことが言えようかというふうに思いますので、その点も含めましてご理解をいただきたいと、このように考えております。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 約900万円の赤字に170万円の指定管理料を加えて1, 070万円の赤字だろうと、それに、そのときに使っていなかった水道料金560万円が新たに加わる、そのときには100万円使っていたのに、460万円が加わるということで約1, 530万円、実際は赤字だったというふうに今の答弁で理解をしました。それで、先ほど、午前中に答弁がありました、再開するに当たって、これに対して維持管理が少なくなったり、ランニングコストの低い浴場とするということで、るる説明がありました。このリフレッシュ丹後の運営の総括ということ伊藤議員も指摘されましたが、私もここはよく行っていたのですが、当初の運営理念からだんだん離れて、地元の人が入れなくなってハープが地元で栽培されなくなって、そして、しまいには利益が優先されるような運営や労務管理がされてきたという、これが悪循環になって、やはりだんだんと、そういう状況になったのではないかなというふうに思っています。そういう点では、いわゆるコストということも一方で大事ですが、やはりこういう公共の建物を使ったサービスということになりますと、住民へのサービスというのが一方にあります。だから、片一方に寄ると、どうしてもバランスが悪くなってうまくいかないというのが、総括として、私は必要ではないかなと思うんですが、再度、課長、その点ではどのように実感をされているでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。おっしゃいましたよう株式会社リフレッシュ丹後には、本当に10年以上にわたって、このリフレかやの里を運営していただいて、本当にありがたかったというふうに思っております。しかしながら、順調にいった10年の前半部分では黒字も出していただき、そして、来場者も非常に多くございましたが、その後、道路のネットワーク等々、客足が減るとともに、やはり経営が行き詰まるというふうなことから、どうしても経理なり、それから地元との連携ということが薄れて運営の利益追求に、どうしても走られる、そういった傾向はあったのではないかというふうに、私のほうも合併後、かかわらせていただきまして、そういう感じを受けております。したがって、仕切り直し、今回、再構築をしてリフレかやの里の管理運営を当たっていくについては、何回も申し上げておりますけれども、地元から愛されて、地元の方々と連携して、いろいろなことができるような、そういう敷居の低い、そういうリフレかやの里の運営に、ぜひしていきたいというふうに考えておりまして、そういう意味から今回のプランなり、指定管理者は、そういう思いのこもったふさわしいアイデアであり、プランであると、私どもは、そのように考えております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 私も、るる答弁されているように、今回の福祉会の計画内容というのは、まさに食と健康の、農林施設にふさわしい形での事業内容として、非常に期待をしています。欲を言えば、私は、こういう施設はハープがね、やはり今までは魅力だったと思っていて、できたら、その魅力をさらにやっていく中で、再開してほしいというふうに要望はしているわけですが、それにしても問題は、もう一度言いますが、こういう内容が、やはりコストに偏っていくと、また、実現できないという、しわ寄せがくるということになる不安がやっぱりありますので、それはもう両方をしっかりと見据えて運営していただきたいというふうに思っています。

それで、この農業の施設を利用しながら一方で就労支援を取り組むというのが、この大事な計画の柱になっています。こういう点で内容を見ましてもリフレッシュ丹後のときにはなかった、いわゆる加工ですね、ここが大きな違いがやっぱりあります。これがマイナス約2,000万円になっているわけですね、ですから、この部門がどのように、この運営上、財政上、影響してくるのかということが非常に大事だと思うんですが、先ほどから指定管理料を低くできるという答弁がありました。この点についてお聞きをしますが、この就労支援という事業をするからには当然、基準があると思うんですね、いわゆる何人雇用すればいいだけじゃなくて、施設だったり、それを、就労を指導する人材だったりがあると思うんですが、これは専門家の福祉課長、どういう基準でないと、こういう形での補助対象にならないのか、お答えいただきたいと思います。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この就労支援の補助金といいましょうか、給付費をもらおうと思えば、基準がございまして、今、A型とB型と考えておりますけれども、A型及びB型におきまして、どちらも7.5人に1人、指導員を置かなければならないということになっております。したがって、A型が10人ですとお二人、それから、B型5人ということで1人、合計3名の指導員が要るということになっております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 特に今までにない赤字部分の加工施設は、この非正規型10人の雇用の場、いわゆる次の働く場で働けるように技術を上げていく、能力を高めていく、そういう場として非常に大事な部門なんですよ。そういうところでの当然、指導がないと、そういう能力は上がらないわけで、今、言われたように、それに必要な当然、予算がほかの分野、正規を含めて2人から3人要るということで共通部門に会計上は入っていると思うんですが、こういう方々が、そういう指導をされる、こういう予算も当然、国からのお金の中にも入ってくるわけで、国からのお金、全額が、この経費削減だったりというふうに役立つという意味ではないのではないかとと思うんですが、それはどのように考えておられますか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。いわゆる就労継続支援事業の事業所指定を受けまして、そして、訓練給付費を受けるということになるわけですが、その額といいますのは資料①-1の下のほうに書いてございます訓練給付費①、訓練給付②、この約2,300万円程度が2,316万5,000円と、これが、それに当たるということで、そのうち議員が言われますような、いわゆる指導員を配置することへの加算というのが、この訓練給付②の229万6,000円に当たるということであろうかと思っております。これらの給付費につきましては、

その充当を何にしなければならぬ、何以外には使ってはならないという特段の制限はないというふうにお聞きをしております、こういった就労継続支援の事業所に指定された事業所の運営に使うことであれば、特段の制限はないというふうにお聞きをしております、いわゆる今回で言いますと、リフレかやの里の運営全般に、その運営費の一部に使わせていただければ問題は特にないのではないかと考えております。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 先ほどの舞鶴のほのぼの屋の例が出されましたが、ほのぼの屋は舞鶴市の施設で、指定管理で福祉会が受けておられるわけではない。福祉会の所有の財産で、ああいう運営をされて就労支援をされているわけですね。したがって、会計上のやり方が違うというのは当たり前だろうというふうに思うんですね。私は国から来たお金が指定管理の事業としては、全額この中に入ってくることが非常にわかりやすいと、全額たしかに、この中で組み込みがしてあると、使っているということが非常にわかりやすいと、よさのうみ福祉会の中から出されたのでは、一体幾ら来たのかがわからないようになりますので、こういう形のほうがいいだろうと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。よさのうみ福祉会は、いろんな事業を展開しておられます。そういう中で会計帳簿が一つしかないということではなくて、事業ごとに予算を組まれ決算をしておられます。したがって、今回の、この指定管理を受けていただくリフレかやの里の運営に係る収支については、これは特別に、それ用の会計をこしらえて運営をされるということになるかというふうに思っておりますので、福祉会全体のどんぶり勘定で行われるということではないというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。時間がありませんのでまとめてください。

- 1 番（野村生八） 前回、今までの運営と大きな違いのある、この部門を考えた場合に、今回の計画はどうかという点で、人件費等々の点についても取り上げたいと思っておりますが、もう時間がないので、次回に譲らせていただきます。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 3 番、赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） 2 回目の質問をお願いいたします。まず、先ほど、副町長に尋ねた件でございますが、私は農産物だけの販売と加工とか言ったのではなしに、いわゆるそういったものを中心として多くの募集がされていますよと言ったわけでございます。その点は農産物にこだわっていませんので、道の駅とか農産物の直販所もありますと言ったので、何も農産物にこだわって言ったのではない。いろんな公の施設が全国的に公募されているのと、やはりここでいろんな企業が見られて、いろんな新たな、いわゆる企業から見ればビジネスチャンス、また、自治体から見れば、いわゆる行政のサービスを、より質を高く、なおかつ行政コストをより安く、そして、民間の活力をいただくという、非常にここで大きな契約が生まれているということをやったわけでございますので、この点をお願いいたしますけれども、これは結構です。

それから、いわゆる農産加工センターで約 2, 0 0 0 万円の赤字が資料では出るわけですね、1, 9 5 2 万 6, 0 0 0 円ですか、ここが就労支援施設であるということであるんですが、いず

れにしましても、先ほど申しましたように、人件費が約60%を見た中で、これは先ほど、ほのぼの屋とは、これは確かに舞鶴市の福祉協議会がしていますので、全く経営内容も違いますというのは、私も承知の上です。それは承知の上でしゃべっていますので、その中であちらさんは、そのような経営をされているという報告をただけでございます。それから、いわゆるこの今回の収支計画書を見ますと、いずれにしましても毎年、売り上げと、いわゆる訓練給付費指定管理料、この指定管理料と訓練給付費で3,400万円のもの営業以外に入っていないと、この運営管理はできないわけですね。いずれにしましても3,400万円、売り上げ以外のものがないと維持はできないというのが今回の計画ですね、これ。そうしますと、私も、この就労者の支援事業というものは必要だと思っています。今現在、744万人という障害者の、厚労省では、このような方がおられると、そのうち雇用の対象者は、雇用施策対象者は全国で365万人おられると、しかし、なかなかいわゆる就労ができないという中で、こういった施設は確かに全国で、いろんな障害者就労支援施設が出ています。そして、障害者の施設は、支援施設も、できたものがつぶれてみたり、つぶしたものが新しくなったり、非常に努力されております。

それは、なぜならばといえば、工賃アップと書いてありますが、いわゆる賃金アップですね、全国の賃金が今現在、厚労省の発表、平成20年度によりますと1万2,587円なんですね、このうちの就労継続支援B型事業所では1万2,989円、入所、通所の授産施設では1万2,712円、一番惨めな小規模通所授産施設では1万円にとどかない、8,769円、非常にこういった人たちの工賃、いわゆる賃金を上げよと、ここで5倍計画というのを厚生省は発表されておりますが、こういった中で一生懸命に、私はいろんな、これは行って見てはおりませんが、パソコンの中から見ただけでございますが、いろんなところを一生懸命に努力されております。そういった中で、舞鶴のほのぼの屋さんなんかは大変、もう珍しくまれに見る好成績で、幾らでしたかな、工賃が、平均工賃が6万5,000円、私が調べた限りトップです。ほとんどのところが2万円、1万円台です。こういった中で、今回のリフレの跡の就労施設も恐らく今回の収支計画を見れば、全国レベルの非常にいいところに工賃が入るだろうというふうに考えています。

したがって、私はこれからも3,000万円以上なければ維持できない施設でありますから、はっきりと、やはりこれは就労施設なら就労施設、食と健康、なおかつ観光の拠点の中核センターなら中核センター、これ私、はっきり分ける必要があると、だから、私はここを、例えば、今、町も望み、福祉団体も望みしておられるならば、そこへ無償か有償か賃貸か譲渡とかは、また、これは議論を有するところではありますが、でき得るならば、非常に好条件で、この福祉団体にすべてを任せもいいんじゃないかと、これは指定管理をするような事業ではないんじゃないかと、毎年、毎年、3,000何百万も必要と要する事業を続ける必要があるだろうかと、こんなふうに考えています。

しかしながら、今現状、この日本全国で、こういった障害者の方々知的、また、精神的、身体的、いろんな意味での障害の方々働く場がない。働く場があっても収入がない。そういった中で、本当に私は、こういう施設を必要だと思います。先日も岩屋へ行ってきました、一生懸命に仕事をされておりましたが、そういった意味で、そういった施設が必要であるならば、私、そういう考え方もひとつはできるなというふうに今回、つくづく感じております。そこでお尋ねするわけですが、今後、今回、約8,700万円の予算が提案されておりますが、これが今度、建

物、いわゆる側の部分が完成をいたしまして、その後、いわゆるいよいよオープンするというまでに、どのような、例えば先般、岩屋の施設へ行きましたら、ジュースやポン菓子や、いろんなものがありました。こういったものを外に委託していると、これをしようと思うといろんな機械が要るだとおっしゃっていました。そういった意味で、今後、その加工センターにしろ、レストランの中の厨房施設にせよ、今後、この8,700万円以外に、実際に運営していくためには、どのような重機、備品、また、機具類を今後、購入をされる予定があるのか、まず、1点お尋ねいたします。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。この後の補正予算には工事請負費8,000万円、ほか設計委託料等を含めまして、総額では870万円ですか、予算を計上させていただいております。この予算につきましては、今、プランを申し上げております、おおよその事業計画を成り立たせていくための必要と思われる、いわゆる工事請負費、委託料でございますが、同時に、その予算の中でも調査費を1点は計上させていただいております。これについては浴場の配管系統、あるいは厨房の備品、それから建物についても、もう少し予算をお認めいただいたら具体的な調査を行いまして、それが本当に使えるものか、使えないものか、まだ、点検すら、水も電気もない状態でしたので、できておりません。したがって、その調査の結果においては、必要となる設備の更新が新たに出てくる可能性もございます。しかしこれは、調査の結果にゆだねていきたいと思っております。

それから、あわせて今、おっしゃいました農産加工施設については、現在のガラス温室、これを増改築をしていく予定にいたしております。その工事費については、その8,000万円の中に含まれておりますけれども、中におきます設備については、前回の全員協議会の際にも申し上げておりましたが、その中には含めておりません。これは来年度の当初予算に計上させていただくべき、今後も中身を検討していきたいというふうに考えておるわけですが、例えば、ジュース、清涼飲料水をつくっていくのに、蒸気式の回転がま、あるいはプレス機、タンク、瓶殺菌、充てん機、打線機等々の設備が要ります。また、瓶詰めには同じく、小さなものでも蒸気式の回転がま、殺菌槽、冷却槽等が要ります。これらについては、今のところ、まだ、検討中でございますが、先進地の農産加工場のお話、いろいろとお聞きをしておりますと、大体1,500万円から2,000万円程度は、その設備関係に必要なようになってくるのではないかとというふうを考えておまして、それにつきましては、今回、この後、ご提案させていただきます予算には含まれておりませんので、それは当初予算で対応をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） それでは、福祉課長にお尋ねいたしますが、今回の訓練等給付費の2,316万6,000円でございますが、この大きな金額ではあるんですが、この中で当町、与謝野町が負担しなければならない金額は、おおむね幾らぐらいでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この施設訓練の給付費につきましては、国が2分の1、府が4分の1、したがって町が4分の1の負担ということになっております。ですから、今3,300万円程度でございましたら、760～770万円、町のほうの給付費としての負担金が必要になってくるとい

うことです。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 終わります。

議 長（井田義之） ここで、午後3時まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時43分）

（再開 午後 3時00分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定についての質疑を続行いたします。

質疑ありませんか。

1 4 番、糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは、2回目の質問をさせていただきます。先ほど中途半端で終わってしまいましたので、その続きをさせていただきますが、先ほど、私も申し上げましたけれども、赤松議員の質問の中にもありましたように、この加工施設ですね、私は、今回の指定管理者の中に含めるべきではないというふうに、私は思っております。障害者の就労支援については、私は否定するものでもないに、大変重要な事業だろうというふうに思っておりますが、これはこれで、私は別の事業としてとらまえてやるべきじゃないかなと、リフレかやの里の再開に向けて、先ほど聞いておりますと2,000万円プラス、まだ、内部の備品が2,000万円の、4,000万円の費用をかけて再開の必要条件で、これがあるというふうに、私は考えられません。これは、この事業として、ほかの他の支援事業として、私はやるべきで、今回の指定管理者から外すべきだというふうに考えておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。町としましては、農産加工事業も、それから農村レストランも、それから宿泊施設も浴場についても、一つの一体化した運営をお世話になりたいというふうに考えております。また、もっともってガラス温室にしましても、リフレの本体にしましても、農水省の補助事業受けて設置をされた、設置をしたものでございます。まだ、その耐用年数も残っているという中では、財産上の問題も出てくるということもございまして、例えば、第三者に一部分を譲渡する。あるいは賃貸する、こういった場合は財産上の取り扱いも出てくるというふうなこともございますので、そういったもろもろのことも考え、また、農産加工を行います現在のガラス温室のところとリフレ本体と連携して、事を行っていく。例えば、農産加工でつくったものをレストランで提供する。こういったことも当然、出てくるということでございますし、今回の障害のある方の雇用に当たっても、主たる場所は農産加工のほうで雇用をされるということではありますが、ほかにもリフレ本体の外周整備に雇用をしたりと、あるいは、本体の中でも雇用型の障害のある方はお風呂や宿泊施設やレストラン、こういったところでも雇用をされるということですので、一体的に取り扱いませんと、これを分離するということには、なかなか、これはならないだろうというふうに考えておりますので、今の形でお世話になりたいと、このように考えております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それ以上の答えは出んのだろうというふうには、私は思っておりますが、やはり

農林関係の事業と福祉関係の事業とが混然一体となっておる。それが今回の指定管理の問題をより一層ややこしい問題にしておるといふふうに、私は思っております。本来なら、これは切り離して考えるべき事業ではなかったなといふふうに思っております。これ以上、質問しても同じ回答がかえってくるのではないかなといふふうに思いますけれども、私は、そのように指摘をしておきたいなといふふうに思っております。

それから、次に指定管理の制度の問題について、今田議員から質問がありましたときに、町長のほうの答弁から、いわゆる効率化等によって、あるいは、この公の施設の管理を有効に運営していくんだといふふうに回答があったわけですが、そのとおりなんですけれども、要は民間のノウハウを取り入れて、そして、経費の削減が期待できるということが一つの制度の目的であるといふふうに私は思っております。そのように、また書いてあります。また、さらに新しい制度として指定管理者に対し、利用料金制度が導入された、このことによって委託費の経費が削減されると、節約できると、これが一つの大きなねらいだといふふうに思うわけです。すなわち指定管理料はですね、民間のノウハウを入れることによって削減がされるといふふうに私たちは理解をしておるわけです。私たちも、ことしの1月に再開への提案をいたしました。そのときにはやはり少しでも経費も問題もありますので、温泉の利用といふふうなことも考えましたし、それから、やっぱり安いランニングコスト、500万円未満のランニングコストでいけるように、運営できるように、ひとつ考えてくださいといふことで提案申し上げました。今回の指定管理料は初年度が1,490万円、あと1,150万6,000円、1,140万7,000円ということでございます。私は、この民間のノウハウが活かされていないのではないかなといふふうに思っております。どこにこれが活かされたのかなといふふうに思っております。

若干ちょっと申し上げますと、赤松議員の質問の中にもありましたけれども、いわゆる人件費の占める割合が売り上げに対して60%といふふうに言われておりますけれども、売り上げ、いわゆる純売上利益ですね、仕入れ価格を引いた売上高に対する比率を見ますと、85.6%の人件費が使われておるわけです。水道光熱費を見ますと31.4%、これで既に赤字になっておるわけです。人件費が86%も占めておるわけですので、もうあと余裕はないと、こういう運営が、私は本当にノウハウを生かした経費節減に向かつての、私は処置であったかなと疑問に思います。

ちなみにリフレッシュ丹後さんが運営されておるときの人件費は54.9%、55%です。普通の経営だったら50%未満で、私は抑えるべきできないかなといふふうに思っております。・・・すれば14.0%と、こういう格好で過去10年間の平均が出されてきております。そういう点から見ても、やはり少しバランスが悪い、バランスがとれていないと、こういう場合はどうするかというと、民間の場合は、パイの増大ほかないわけです。支出はある程度、これはやむを得んものが出ていくわけですから、収入を伸ばすと、これ以外にないわけです。これ見てみますと、浴室、それから宿泊、レストランともに、このリフレッシュ丹後さんの利用者よりも下回っておるといふふうに思います。

大変、3年間の平均を、閉鎖する3年間の平均を見ましても、レストランにしては6,000人、浴室にしては1万人、それから、宿泊にしては2,000人が減額されております。やはりここら辺にももっと工夫をして、私は民間ノウハウとするならば、そこら辺の努力があってもよかったのではないかなといふふうに思っております。

それは一つの原因は何かと、いろいろと考え見ますと、この計算書の中に収支の差額をもって指定管理料にすると、こういうふうになっておるわけです。収支の差額、すなわち赤字を指定管理料にしてくださいと、こういうことなんですよね。これだったら、だれでもできるんじゃないですか。収入はこれだけです、支出はこれだけ、赤字はこれだけ出ました。これを指定管理料でお願いしますと、こういうことではなしに、できるだけ経費を節減し、そして、最低の指定管理料を計上してくださいというならわかりますよ、指定管理料は収支計画のマイナス差額としていただきたいと、これは、そういうことかもしれませんが、計画書に、こういうことを書くべきじゃないと、私はもっと努力してもらような方法が考えられてよかったんじゃないかというふうに思いますけれども、この辺はいかがですか。

そして、指定管理料は予定としてはありますけれども、これは一体幾らなんですか、お尋ねしておきます。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。これまで福祉会のほうと調整をさせていただいております中で、福祉会においては、指定管理料をできるだけ抑制できるように努力をしていかなければならないという姿勢は強く持っていております。当然のことながら経営努力をしていただいて、利益を求めていただくということが当然でありますし、福祉会のほうは、そのつもりでお受けいただくということになります。リフレかやの里は、そういった利益を追求して管理運営をしていかなければならない施設であります。逆によさのうみ福祉会は、社会福祉法人でございますので、利益を得ることを大きな目的とされた法人ではなくて、いわゆる社会貢献を目的とされる、そういう団体でございますので、障害者の雇用であったり、それから、社会参画であったり、あるいは農業振興であったり、地域の活性化であったり、そういった社会への貢献をするということが、一つの法人としての目的であります。したがって、ここの管理運営をしていただく以上、経営努力をしていただくわけですが、それによって得られた利益が出るなら、それは話し合いによって町のほうに還元していただくなり、あるいは施設の再投資に向けるなり、そういった協議というのは、当然、乗っていただけることになろうかというふうに思っております。

したがって、努力が足りないというふうにおっしゃいますが、努力はこれからしていただくことになろうかというふうに思っております。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほど糸井議員から指定管理者の制度のもとで十分、今回の提案は、例えば民間のノウハウを生かすであるとか、経費の削減になかなか結びついていないのではないかという厳しいご指摘がございました。私どもも、この間、社会福祉法人よさのうみ福祉会からの資料を見る中で、十分に民間のノウハウを生かして、そして、法人の内外から知恵を取り入れられて、しっかりとした計画ができておるという認識をいたしております。今回、議員の皆様にも非常に細かい総合収支見込みに始まって、いろいろなデータをお渡ししております。例えば、料金の設定一つ、新たな事業展開、それから、先ほど農林課長もお答えしましたけれども、経費の削減に当たっては、現在の建物をつぶさに精査をされまして、例えば、水道代の無駄がある、電気代の無駄がある、それを解消するがためには、こういった設計の見直しが必要ではないかといったところまで、非常に厳しく精査をいただいております。これは行政の我々がするのではなかなか、そ

それらを引きますと、約1,450万円ぐらいの赤字だろうというふうに思います。これに対して就労支援が、ここに書いてありますが2,000万円と、しかし、この経費、いわゆる就労支援の人件費以外の経費も当然この中には入ってくるわけで、その2,000万円のうちの上の520万円、約500万円を引くと1,500万円が人件費分の支援とすれば、この部分で、そういう、これを含めまして、今、問題にしていたのは就労支援事業として、これに取り組むことによって、どのような効果があるかということでございますが、それらを引きますと、これだけの人件費が、先ほど60%と言われましたが、その部分が当然、就労支援のための指導員の人件費等々も含まれているわけですから、それを引きますと、人件費比率は40%ぐらいになるだろうというふうに思います。

もう1点はですね、通常の子会社の人件費比率と、こういう意味での人件費比率、高い、低いということを、そのまま比較するのはいかなるものかと思うんですね。そういう点では、この計画の中身で、どうかということが、私は大事ではないかなというふうに思っています、それらを含めて、この人件費比率が高いという指摘もありましたが、これについて課長はどのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、この資料①-1を見ていただきましたら、一番右の物販及び加工、この部分で、いわゆる農産加工の収支をあらわしております。営業利益のところでは約1,500万円の赤字ということになりますが、それ以上に訓練給付で人件費、指導員手当等を目的とした給付費を受けて、それで補うことで差し引き収支がプラスになってくると、こういうことでございます。したがって、その訓練給付費を当然、これは人件費の中に含まれてきておりますので、その分は、やはり人件費比率がアップする要素につながっているというふうに思っております。

それから、この農産加工事業につきましては、もともとは福祉会のほうから前回の計画のときにご提案があったわけですが、それをそのまま要望があったから、このようにさせていただくということではなしに、何回も申し上げておりますように、今後の農業振興に生かす切り口として、ぜひ町として取り組みたいというふうに考えている部門でございます。したがって、これを純粋な民間の方々が行われようとしたら、このような収支計画にはなかなか得ないのではないかと、逆にはやはり、こういった形で障害のある方を雇用し、それに給付を受けることで、これが成り立つのであって、なかなかこれオンリーで民間の方々やるには、なかなか難しい部分があるのではないかと、逆に売価も高く設定をされていかないと、なかなか難しいところがあるのではないかと考えております。したがって、町といたしましては、今後の農業振興、そしてまた、障害のある方の雇用の場としてこれを、このようなプランでやり切っていきたいと、このように考えているところでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 加工施設に注目しても450万円から500万円が、今、言った低額に抑制という意味での効果があるかというふうに思います。

もう一方の視点として、そういう意味で、この新しい事業は人件費がかなり多いというのは、働く人が多いと、総額で4,733万円ぐらいになっています。リフレッシュ丹後のときは

3, 459万円ですから、かなりやはり多いわけですね。しかし、今、指摘しました訓練給付費の2, 300万円のうちの500万円ぐらいの経費、部分に回すとしても約1, 800万円ぐらい人件費とすれば、こういう視点でいえば、ここで2, 933万円になって526万円、リフレッシュ丹後のときよりも人件費が、それでも下がってくるわけですね。だから、いろんな面で見まして確かに、こういう形で新しい視点で福祉会が、こういう取り組みをするということが、効果はあると思いますが、それが就労支援2, 300万円全額が、それに回るという意味ではないと、私がざっと見た感じでは500万円前後かなと思うんですが、それで間違いないのかどうか、お考えをお聞きます。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 大まかに、議員がおっしゃるとおりではないかというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そうはいってもですね、一番最初に指摘しました以前のリフレッシュ丹後のときと比べて、その指定管理料は約380万円少ないと、先ほど言いました水道料金等々含めて、最終年度の赤字と比べて、そういう点からいけば500万円前後であれば、約120万円ぐらい、こういう点は、やはりこの間、収支をされていた中での再開、あるいは、こういう働く場をつくって、初めるということでは当然、新たな事業は、私も障害者の施設を担っていますけれども、1年や2年で当初の目的に達することはまずないわけですね。やはり3年、4年、5年ぐらいかかってくるわけです。そういう目で見れば、今後、先ほど課長がありました経営努力をしていただくという点で、こういうことが乗り越えられるような計画内容かなというふうには思っておりますが、そういう点を再度、お聞きしたいのと、それから、こういう数字以外に、やはりなんといっても、この計画がすべての面にわたって、私、一般質問で言いましたけれども、単に障害者なら障害者の働く場という、そういうことだけに着目されているのではなくて、あらゆる方々と高齢者や、そして、女性や健常者も含めて、あらゆる働く人々の雇用の場をつくるという立場で今、進めている当町の地域経済を再生する、そのビジョン、こういう面から見ても、この計画が単に障害者だけでという、そういう計画ではなくて、数字にあらわれない、そういういろんな方々との協働で、さらに発展させていくという、そこには期待を持っています、ここに書いてある以上の、そういう新しい取り組みに発展するという努力というのが、ただ今の、この枠の中だけでなく、さらにこれを広げていくような努力も、ぜひ期待をしているんですが、それについて行政としては、どのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。今回、この事業計画なり、それから収支計画を立てます際には、もちろんこれまでのリフレの経営時の決算数字というものも参考にさせていただき、また、経営コンサルの専門の方にも中に入らせていただきまして、今後の見通しを参考にお聞きをしながら、こういった計画を立てたということでございます。

先ほども申し上げましたが、当初は通年で1, 150万円程度の指定管理料という計画になっておりますけれども、これは順調に努力をしていただいて、経営安定をしていただき、売り上げを伸ばしていただき、コストを抑えていただければ、金額的な面でも、この指定管理料を抑制していただける、そういった方向にきっと努力していただけるものというふうに思っております。

また、今、議員が言われますように、福祉会としては、指定管理料をいただいて、この施設を運営すると、単にそういうことではなしに、福祉会の目的は、やはり社会福祉、社会貢献ということがございますので、そういった意味から地域の活力を生み出す、その拠点として、ここでの管理運営をしていただけるものというふうに思っております。みずからが、その孤軍奮闘するという考え方よりも、地域の皆さんと一緒に考え、ともに歩んでいくという、そういう立場に立って、この計画を着実に進めていただけるものというふうに考えております。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この指定管理者制度は、指摘があったように民間に委託することによって、経費が削減できるという、国のうたい文句で始まりましたが、現実には当町であったように、運営ができなくて、途中で放り出されるということでサービスが継続できないという事態が、あちこちで起こってくる中で、国が今、見直しを始めているという状況に至っているわけですね。それは一番最初に言いましたように、コストだけで、こういう問題は解決できないということが、やはり行政の行っているサービスだというふうに思いますので、この点は十分注意をしながら答弁いただいたような形で、引き続き努力していただきたいというふうに思っています。この施設で障害者の方がレストランや、そして、お風呂や、そしてホテルや、また、加工施設、こういうところがあるところで働けること自身が、自分の労働能力を向上させる意欲に燃えれる、そういう職場だというふうに思っていたらというふうに思います。こういう点についても非常に期待をしまして、今後とも行政のほうも指定管理者制度のもとで、いろんな難しい問題が起こると思いますが、努力いただきたいということを指摘して終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 2 番、多田議員。

- 1 2 番（多田正成） それでは、リフレの件について、お尋ねをしたいと思いますけれども、多くの議員さんからいろいろと出ておまして、なぜ同じような、議員さんの中には同じ目的で、言い方は違いますが、同じ目的で、ここまで指摘があるんだろうなといったときに、やはり赤松議員とか、糸井さんが言われたように、その指定管理者としての物事の考え方、それから課長がおっしゃる福祉として就労の場を、農産物を含めながら加工施設をつくってやるということでありまして、それはまた、課長の一つの方針でありまして、それは十分理解できます。しかし、この施設の中で、先ほど野村議員も言われましたけれども、約1, 900何万円ですね、約2, 000万円ほどの赤字を出して加工部門がされております。その中に販売が、550万円ほど販売できるということなんですけれども、この加工施設で、どのくらいな生産を見込んでおられますか、ここに書いてありますように、売り上げが、物販は約2, 200万円ほど計上してありますけれども、これは今までリフレでやられておったふるさと産品もあるでしょうし、それから、加工されたものも置かれるでしょうし、そういった中で1, 900万円を使って、どのくらいな生産が、加工品としてできる試算をしておられますでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。この資料①-1を見ていただきますと、加工部門のほうは人件費その他の、いわゆる経費を上げておられますが、収入のほうについては、このお隣の物販のほうに計上をいたしております。この物販の欄の売上高を見ていただきますと1, 527万

2,000円、これが売上高となっております。また、その原価が880万7,000円必要だということから、売上総利益としては646万5,000円という形になっております。この内訳としましては、資料①-9に物品販売収入という項目のペーパーがございます。資料①-9をごらんいただきますと、ちょうど中央の一番下に売上高、四角くくってありますが、1,527万1,600円、これが先ほどの売上高の内訳となっております、農産加工品、一番上には農産加工品、これは直接販売を行う売り上げとして、ここに売価なり、原価率なり、販売数なり、売上高なり、売上原価なりを計上しております。また、中ほど他所仕入れ品につきましては、ほかのところから仕入れたものを販売するという部分での売り上げを、ここに計上しております。その中には、議員、ご指摘のように一般の特産品、これはその他の欄に入っておりますが、売上高としては360万円が含まれております。

それから、一番下の部分では農産加工品卸売り販売ほかということで、これは別の場所で売っていただく、例えば、町内のスーパーであったり、そういったところでできたものを置かせていただいて、売り上げにつなげていく、そういった部分の卸売り部門をあらわしております。

議員のご質問の売り上げの内容については、これが、その基礎のとなっております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） それと、ちょっと気になるのが、今回、その加工施設も整備して、そこに就労していただくということなんですけれども、リフレ全体を考えたときに、ここの予定表のスタッフを見せていただきますと大体24.5人の方が一月、延べ従業員は別として、24.5人の方がここに書き上げてあるんですけれども、これがリフレのときは何人だったのでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。今回の事業計画には農産加工の部分も含んでおりますので、人数は当然、多く変動しているというふうに思います。株式会社リフレッシュ丹後にお世話になっておりました当時の雇用といたしますか、就労人員につきましては、社員が1名、それからパートさんを含め、ほかに15名の方がお世話になっていたのではないかとこのように思います。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今、課長がおっしゃっていただいたように、確かに15人、社員の方、それからパートを含めて23人ほどが従事をしておられます。その23人の中で100億円を売り上げをしておられました。今回、24.5人の中で農産物加工。訂正します、リフレッシュ丹後は23人で1億1,000万円ほどの売り上げをしてこられました。そんな中で努力されてきたんですけれども、今回24.5人のメンバーで加工施設に10人ほどが雇用されるということでありまして、これで本当にまえるのかどうかということが、私は計算してあるのかなというふうに思います。リフレッシュ丹後が1億円売り上げられるのに23人のスタッフでやっておられたということですね。それが、今度は24人の中で50%ほどの売り上げになってしまいます。そういったあたりがちょっと全体を見て、本当に計算をされておるのか、本当に設計をされておるか、リフレッシュ丹後の当然、最終的な決算書のデータで、すべてここに23年度から27年度までまとめて出してあります。確かに赤松議員が言われたように、我々民間人ではとても考えられないコストが、人件費がかけられております。66%、一番高い年度が66.5%、それから、27年度が59.6%というような人件費があります。到底これは民間では考えられない、

採算のとれないという状況であります。それが福祉の施設ですから、福祉の方が経営されるので、私は今回、前回の全員協議会でもうまく町長は提案されてきたなど、うまくそこを計算されているなど。といいますのは福祉の施設ですから2,000万円ほどが支援費として送られてくるので、これなら経営ができるなどというふうに、私は万々歳で、今回は喜んでおったんですけども、今回、初めてきちっと数字が出てきましたら、とてもこれは、どこの角度から見ても指定管理者に指定するような数字ではない。ただ、農産物の加工をされるという、六次産業を目指すと言っておられましたけれども、確かに、この福祉の方で就労されますから、人件費が当然、安いわけですから、うまく考えてあるなどというふうには、私も理解しておりますけれども、六次産業というのは、一企業が、すべてそこまでするから、1、2、3の事業をまとめてするから採算がとれるんであって、一次産業だけでも食えない、二次産業単独でも食えない、三次産業単独でも食えないというのが今の世の中なんです。

ですから、経営者が、この1、2、3と足すと6になりますね、数字が6になります。その六次産業を一括して一企業でやっ飛ばすというのが六次産業のコストダウンの原理なんです。それが、こっちは農産物は、こっちの人がしなる、こっちでまた加工をする、そこに福祉というものの支援策があるから、そこでうまく人件費が、コストが落とせるなどということ、それは私も理解します。その辺は課長、どういうふうに理解しておられるか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 六次産業の面で、議員のご所見をお伺いいたしましたが、確かに民間の発想で申し上げますと、議員がご指摘のような考え方も六次産業化という意味の中ではあろうかと思っておりますが、私どもとらえております農業の面におきましては、一農家で、そこまでなかなかやるという考え方ではなしに、産地として生産から製造、加工、販売まで完結していくというのを一つのモデルに考えておりますので、その認識は若干違うのではないかなというふうに思っております。

今回の計画は、まさに、その加工なり製造なり、それから、レストランや、販売をする第三次産業までをやろうとする取り組みでございますので、そういう意味では六次産業化を目指す一つのモデルとして申し上げていいのではないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ある意味はですね、銭もうけしなくても、その経費が出るなら、どんな会社でもなり得るわけだし、どんな絵も書けるんですけども、なぜ今、国が社会保障費、財源がないかということは、景気が悪いから国民に回す銭がないということで、当然、それもずっとそういう経緯を得ながら、指定管理者に指定されてきたという経緯のもとに、今こうして問題が出ると思っています。

六次産業にしても、そんなことで営業が成り立ったりしませんけれども、行政の考え方として、町全体で、そういうふうにして、六次産業化するという意味はわかりますけれども、それは何の利益にもなってないわけですね。

モデル化はいいんですけども、事業というものはそういうものではありません。そこら辺の感覚の違いですね、若干違いますけれども、行政がされるんですから、若干、私も理解はしております。そうしてモデルをしながら町民の方に推奨していくということは理解できますけれども、

とてもそんな感覚では営業は成り立ちません。私はそう思ってまして、まず、副町長にお尋ねしたいのはですね、こういった65%のコストがかかるものの発想に、副町長として、普通、経営者であれば、この辺に疑問点を持って交渉に当たるわけですけれども、福祉会の方は、やはりあそこを受けて立とうというんですから、やっぱりその中で計算をされて提示をされます。その中にチェックを入れるのが副町長の役目じゃないのでしょうか。私はそういうふうに思いますが、それを丸受けしてこうですとあって、先ほどから聞いていますと、答弁を聞いていますけれども、私はそれではちょっと違うんじゃないかなというふうに思いますが、大変失礼ですが、副町長はどのようにお思いでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今のお尋ねは、管理費が65%だというお話だと思うんですが、先ほど申し上げましたように、社会福祉法人の内部でもいろいろ検討され、さらに会計事務所の方のアドバイスを受けて一緒に数字の積算を組み立てておられます。その背景には、リフレ最終のころの決算資料をもとに厳しく査定をされた数字がこの数字というふうに認識をいたしております。

確かに、議員が言われますように、一般の営業の感覚からすれば管理費が高いのだろうというふうに思いますが、それぞれの個々の中身につきましては、シビアに積算をされたというふうに認識をいたしております。さらに売り上げにつきましても、年々努力をしていって、その結果、この程度の管理費はかかるだろうというシビアな計算をされているという認識でございますので、私もそれ以上詳しい会計の知識を持ち合わせておりませんので、十分な説明にはならなかったかもしれませんが、そんな認識でございます。

議 長（井田義之） 多田議員、もう時間ありませんので、まとめてください。

1 2 番（多田正成） すみません。それでは、町長にお尋ねしますけれども、私もこの問題については、今回だけはどうしても賛成がしたいなというふうに思って、きょうまでできました。しかし、非常に難しい選択に今、迫られておりますけれども、これが今、仮に、このことを認めても、この後1年、2年後に必ず見直せるという補償は、町長としてできるのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどから何回も申し上げてますように、指定管理者としては3年間ということでございますし、指定管理料につきましては毎年見直すという格好でございます。先ほど、ちょっとあれだったんですが、一応60%の人件費といいますか、管理費がかかるというものの、先ほどから何回も課長のほうも説明しておりますように、国からの、そういう就労支援があるので、全体から見れば、加工施設のところだけ見れば40%ということになっておりますので、やり方次第では、今後その部分が活発に稼働していきますと、ある程度の収入は見込めるものだというふうに考えております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） はい、ありがとうございました。終わります。

議 長（井田義之） ほかにありませんか。

5 番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、きょう早朝からいろいろと審議しております、108号議案について、私は所管の委員会で、一応の説明も課長から聞いてきておまして、それなりに理解もしてきて

おりましたが、前回の107号議案の条例改正の質疑とか、きょうのお話とか、それから委員会以降に、また、それなりに気がついたことが若干ありますので、一、二点質問をしたいと思いません。

過日の107号議案のリフレの条例改正の質疑で、当初の建設のてんまつの一部を聞いてですね、補助金がついたから、にわか思いつきでつくられたような印象を受けるようなことを言われた議員もおりまして、ちょっとどうかなというふうに、そんなだったのかなと、必ずしも、そうではなかったんだろうと思うんですが、それを聞いたときに、そんなことだったのかなというふうなことで若干の疑問を持ったんですけれども、この点について町長はどのように思われますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 当時は管理者でなかったもんですから、その辺のところはわからないというのが正直な話ですけれども、それ以上、私のほうからコメントできません。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そういうことになるのかなというふうに思っております。

次に、午前中に伊藤議員が、この施設に対するいろんな思いをおっしゃいました。地域の方のいろんなことを聞いているということもおっしゃいまして、それを聞かせてもらいました。

伊藤議員が言っておられたのがすべてではありません。与謝野町は合併して今2万4,600人の方がおられまして、それぞれのいろんな意見があります。実際、私のところに入ってきた意見では、テレビで、リフレのことが審議されるということをテレビを見られたらすぐに、おいどうなんだ、どういうことなんだというようなことを聞いてこられた方もありますし、いろんな面で気にしておられる住民の方はいっぱいおられます。そういう中で、この提案なんです、指定管理者のよさのうみ福祉会については夢織りなどの事業の運営や経験もありまして、岩屋でも頑張ってもらっておりますし、きょうもいろいろとお聞きしておる中で一生懸命やってもらえるんだというふうに僕は理解しております、そのことについて問題は、特に大きな問題があるというふうに思っておりませんが、このよさのうみ福祉会に、風呂を再開して、指定管理者に決定された時期というんでしょうか。先ほどは、これでいうと22年1月8日に命の里の代表者と面談をしたということをおっしゃいましたが、町長自身が、これで風呂をやりながら、一緒にやっという決断を、決断というんですか、腹の中を決められたというのは、時期的なのはどうでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 明確には覚えてないんですけれども、選挙後、町議会選挙がありまして、5月に入ってからだったと思いますけれども、4月の終わりかそれぐらい、町内の建築事務所の専門的な立場から、この運営方式なんかを調べてほしい、提案してほしいということをおっしゃいました中で出てきた一つの答えが、先ほども申し上げましたように、あそこの宿泊施設の中にお風呂をつくるということについてよりも、今あるものをきちっと整備して、縮小してやることのほうがいいんじゃないかというふうなご提案があって、それらについての検討といたしますか、提案の中身を見せていただいたところに、一つの方向性を考えたというのが、時期的にはそういうときだったと思います。

ですから、その件につきましては6月にありました全員協議会で、そういうふうなお話をさせていただきますというところでございます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そこに至るまでに、先ほど言いました1月8日の会合とか、それから1月に出された、議員政策研究会から出された提言書なども大きく作用したのではなかろうかなというふうに思うわけですが、そういうふうに取り取っておってよろしいですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりでございます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、いただいた、この全協の資料の中で若干、金銭的なことをお尋ねしてみます。

昨年6月の議案で否決をされたわけですが、そのときの事業の収入が7,774万5,000円ということでした。これは2年目の22年6月に提案されたものの、22年度の収入合計で、2年目という部分のところなんです、今回の2年目のところを見ますと、総売り上げが2年目で8,160万円ですか、このようになっておりますが、風呂を再開して事業、いわゆる先ほどから話になってます加工施設とか、いろんなものを大々的にやっていくという割には、全体の売り上げの金額が最初の、その一番最初のときから比べると、若干少な目には見えていないんじゃないかなというふうに思えるんですが、その点はいかがでしょう。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

どの部門でどうこうということはちょっとすぐにはお答えできませんけれども、今回の売り上げを見込むに当たりまして、やはりこの2年間のブランクというのがございますので、お風呂にしてもレストランにしても、やはりちょっと自重した売り上げを計上させていただいている向きは若干あるかと思っております。

どちらにしましても、これは今の計画でありまして、これを超えるような結果を出していただくような、そういう努力をしていただくようお願いをしているところでございます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それから、農村レストランの資料1-5ですが、ここで過去の実績データというのは、これは丹後フロンティアさんのときのデータだろうと思うんですが、それと比べてですね、あまりにも低い売り上げ率になっている、57.7%ぐらいですか、当時の、平成19年の。客単価そのものも下がっているわけで、こういう計算になるのかなと思うんですけれども、頑張ってやっってもらつたものの割には、あまりにも低いんじゃないかなというふうに思いますが、こちら辺はどういうふうに担当課は思っておられますか。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

確かに売り上げを見ますと、大体60%程度の売り上げにとどめている計画になっております。これにつきましては、価格の設定においても、それほど高い額を設定しますと、なかなかお客さんも来ていただきにくいというふうなこともあり、その単価の設定と、それから、年間の入り込

み客を大体93%程度に置きかえて計画の客数に入れておりますので、そういった関係から、このような額にとどまっているところではないかというふうに思っております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今の、この部分については、通常ですね、商売するとしたら、安くしたら大勢来てくれるだろうという、そういう感覚でやるのが普通だと思うんですけども、今の課長のおっしゃるには、安くして人も来んという、そういうのですとね、このあんまり努力が見られんというふうな気が、この部分で、取り立てていうと、するんですけども、どうですか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 努力は、これからしていただきたいと思っております。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そんなええ結果が出るように、ぜひ頑張って福社会のほうにも、そういう方向を伝えてほしいというふうに思います。

それから、先ほど来、問題になっております物販と加工の部分ですね、これを、先ほど現況の委託の代金を聞かれたときに課長は、その外注のパーセントだけ答えられたと思うんです。今、福祉課がやっておられる、既に食品の加工事業の、あのときに、勢旗さんだと思ったんですけども、結局、これはどのぐらいの売り上げを現況で、総額でもよろしいですが、今の福祉施設はつくっておられるのか、売り上げをしておられるのかということが知りたいので、よろしく願いします。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。先ほど額も申し上げればよかったんですけども、2009年の1年間の、まず売り上げでございますが、総額では約630万円を売り上げておられるということでございます。

この中で一番大きいのがジュースで300万円、これが48%を占めるということ、先ほど申し上げました。ジャムが70万円、これが11%を占めるということ、申し上げたところでございます。大体、そのようなシェアになっておまして、大体630万円の売り上げに対して、いわゆる支出のほうが大体480万円ということでございまして、差し引き150万円程度は利益を生み出されまして、次年度に会計上、繰り越しをされているということでございます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今の640万円の売り上げで、480万円の経費で利益が120万円あると、これは人件費も入っておるんですか。今、施設がそうして、やっておられるが利益が出るとのに、じゃあほんなら今度、新しくやり始めたら、これだけ大きなマイナスになるというのはちょっと理解できんのですけれども。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 今、申し上げましたと収支の金額について、どこまで人件費が含まれているのか、いないのか、そこまではつかんでおりません、申しわけございません。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 人件費が入っておるか、入っておらんかで全然、話が変わってきますんで、なかなかこのことを詰めていっても、どうともならんように思いますが、とにかく先ほども言いまし

たが、大勢の町民さんの中には、いろんな思いの方がおられますので、やはり町の負担が少なくいけるという方向を、やっぱり真剣に模索しながら福祉会のほうとは折衝してもらってやっていただきたいというふうに思いますので、それをお願いして質問を終わらせていただきます。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

10分間休憩いたします。4時20分まで休憩いたします。

（休憩 午後 4時10分）

（再開 午後 4時20分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とし討論に入ります。

討論はありませんか。

まず最初に反対の討論を受け付けます。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは、反対の立場で討論をさせていただきます。

指定管理者制度は、多様化するニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし創設された制度であります。

したがって、これにより民間事業者の経営ノウハウを活用した施設管理が可能となり、ひいては施設の有効活用、管理経費の節減につながることを期待できるのであります。さらに指定管理者に対し利用料金制度の導入、このことが可能となっているために、委託費等の経費、すなわち指定管理料が節減されることが、大いに期待できるのであります。これが本来の指定管理のあり方であります。しかし、皆さん今回、提案されたリフレかやの里の指定管理者の指定の提案をどのように受け取られましたか。私は、この制度の目的に沿ったものとは到底受けとめることはできません。

過日の全員協議会で示された事業計画書では、なかなか立派な計画が、並びに方針が示されており、しかしながら、収支計算書を見る限り、この計画方針が最大限に生かされているとは思えないのであります。

民間の能力、経営のノウハウを活用した効果的、効率的な施設管理とは、私は到底思えません。浴室、レストラン、宿泊、いずれをとっても過去の入館者の数には届かず、したがって、売上収入の伸びが見られません。過去リフレッシュ丹後さんの売上純利益から比べますと、24年度で64.7%の収入であります。逆に人件費及び光熱水道費は大きく膨らみ、対売上総利益の24年度を見ますと人件費が85.6%、光熱水道費は31.4%、これだけで赤字となっております。どこに民間の経営ノウハウが活用されているのか理解に苦しみます。

その一つの原因は、私は行政の・・・にあったのではないかなというふうに思っております。指定管理料は収支計画のマイナス差額とすることになると、そういう指示が出されております。こんなことが許されるとしたら、だれでもです、経営努力をしなくても管理運営ができるのではないかと私は言わざるを得ま

せん。もう一度、真摯に全体を検討、見直しが必要ではないかと思ひます。

また、6月22日、全員協議会において多くの議員から公募すべきとの意見が数多く出されましたが、全く検討されず、配慮もされず、一特定された法人に限定、指名されたことは、まことに遺憾に思うところであります。

一般に広く門戸を開き、民間活力による競争原理を取り入れて、経費の削減を図るべきであり、行革の上からも相反する応募方式であって、矛盾していると思ひます。また、公平公正の観点からも問題を残したといわざるを得ません。

私たちは昨年6月以降、リフレかやの里のあり方について、基本的には入浴施設の再開を第一に検討を加えました。本年1月7日、再開に向けての提言をしましてまいりました。かかる経過からして、今回の再開の提案は本来、歓迎すべきところではありますが、前にも述べましたとおり内容的に指定管理者制度の目的が満たされていないと判断せざるを得ないのであります。

したがって、施設整備に1億円近い巨費を投資し、毎年1,000万円以上の指定管理料を支払うという今回の提案は、多くの町民の利益に反するものであり、到底受け入れられるものではありません。よって、再度の見直し、検討を加えられ、新の指定管理者制度の目的に沿った町民の利益につながる内容のものが提言されることを切に、特に切望いたしまして、反対討論といたします。以上です。

議 長（井田義之） 次に、本案に対する賛成意見の発言はありませんか。

9 番、家城議員。

9 番（家城 功） 議案第108号、与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定について、賛成の立場より討論をさせていただきます。

討論に入ります前に、賛成の大きな理由として、休止状態にある当施設の1日も早い再開、これを多くの町民が、だれもが望んでいるということ。また指定管理者の相手がよさのうみ福祉会であること。以上の2点を上げさせていただきます。

それでは討論に入ります。

このリフレかやの里は、一昨年来休業状態であり、地元の桜内地区をはじめ非常に多くの町民の皆様から1日も早い再開を望まれております。そういった中、選定委員会や地元地域からの要望も含め、昨年6月に引き続き、よさのうみ福祉会が候補として今回、再度提案されました。

また、今回は前回の大きなポイントでもありました浴場施設、お風呂も運営されるということで、大いに期待する気持ちでございます。また、地元地域や周辺施設との連携は当然のこと、新たに加工施設が加わることにより、地域の農家の方との連携も含め、さらなる地域の活性化が図られることは重ねて期待するに値するものと考えております。

よさのうみ福祉会が経営をされるに当たり、地元雇用は当然ですが、多くの障害を持たれた方が雇用されることは、当町でも数少ない障害者の自立支援施設の一つとして、障害を持たれた方の大変大きな励み、希望であり、また、大きな目標となることを確信しております。

しかしながら、質疑でも指摘させていただきましたが、同福祉会は福祉の分野においては当町でもトップの実績や信頼もあり、組織自体に何ら問題はございませんが、ホテル、レストラン、浴場などのサービス業の運営につきましては、ほとんど初心者でございます。それなりの不安要素や材料は少なくないとも感じております。また、行政側におかれましても、再開を急がれた

結果ではないとは思いますが、今後、互いに協議や改善を含め、問題点は、まだまだ多くあるということ指摘させていただきたいとも思っております。

いずれにいたしましても、経済状況は、今もって大変厳しく、多額の設備投資や店舗、施設の改装など、民間では考えることは全く不可能な状態であることが実態だと感じております。多くの大切な町のお金が使われ、再開されますには、失敗は決して許されないくらいの厳しい気持ちで取り組んでいただきたいと強くお願いいたします。

リフレかやの里は、食と健康の拠点施設であります。施設の設置目的や意向を大いに踏まえた上で、今後さらに話を詰められ、調整されることを強く希望します。少し大げさではございますが、リフレ再開は、本当にこれが最後のチャンスだと私自身感じております。よさのうみ福祉会の新たな福祉を取り入れた計画に対し、息の長い安定した経営がされることを期待すると同時に、同福祉会の指定を受けられる決心をされた情熱と、今後の可能性を信じ、賛成討論とさせていただきます。

議長（井田義之） 次に、本案に対する反対の討論はありますか。

13番、赤松議員。

13番（赤松孝一） それでは、議案第108号に関しまして討論を、反対という立場でさせていただきます。

まず、今回の、今年の6月からきょうまでにわたりまして、いろいろと、このリフレかやの里の件につきまして、いろんな勉強が、またきょうまでの過去の経過につきまして反省ができました。

特に、まず1点は、きょうまで10年間、株式会社リフレッシュ丹後としまして、加悦町時代から一昨年に至るまで長きにわたりまして、本当に地域の方々が、第三セクターという会社に出資され、そして一生懸命に努力を運営され、本当に少ない経費で最大限の効果を上げられてきたことに対しまして、改めまして、この場をかりまして、本当に感謝を申し上げる次第でございます。

まことに残念なことに、この会社は自己破産という惨めな形になりました。これによりまして、当然町が出資しました出資金もなくなり、なおかつ、この三セクの会社だからという大きな信頼のもとに、いろんな物資を納入されました近隣の業者の方々に、債権者の方々には、本当に多大なるご迷惑をかけ、私、議会議員の一人として、改めまして心から申しわけないという気持ちと、きょうまで、なぜこのようなことにもっともっと気がつかなかったのかと、本当に今、振り返ってみますと、リフレッシュ丹後という会社の営業努力は改めまして、今回の数字を見るまでもなく、よく頑張れたなというふうに思っていますし、またそれを支えてこられた納入業者の皆さんをはじめ役員の方々に、この場をかりまして、一議員としまして、まことに申しわけないと謝りたいというふうに思います。

それから、もう1点、今回の、また前回から提案でございます社会福祉法人よさのうみ福祉会という団体が、この食と健康の、この与謝野町であります、いわゆる農村農業振興、また観光の中間拠点と言われる施設を指定管理として運用したいというふうな申し入れがあり、私なりにきょうの、いわゆる障害者の方々が置かれている立場、以前から若干の見聞はしていましたが、改めまして、今回非常に、やはりここにどのように行政として応援ができるのかと、これは大きな

課題であるといったことにも十分勉強をさせていただき、また自分のきょうまでの無知な部分を反省させていただいたわけでございます。

そんなふう今回の、この議案に対しましては、いろんな思いの中で私なりの角度から見させていただきます、反対という立場という立場をとらせていただきますが、それぞれ、人それぞれにはいろんな考え方がございますので、ただ単に反対だからどうだとか、そういう感覚では見ずに、また、私の意見も参考にしてもらえるときが将来あるならば幸いと思ひ、意見を述べさせていただきます。

まず1点、1点というよりも、ここがすべてでございますが、私は従来から、この指定管理者は一般公募されるべきだというふうにとずっと主張してまいりました。きょうもありましたが、公民館とか、そういったものなら、これは公募しなくてもいいわけですが、やはりこういった一定の料金をいただき、ましてや町の中核施設であると、このような場合には一般公募をして、そして、やはりいろんな角度から、この施設がどのように利用できるのか、私は改めて国内の多くの関心のある方々に見ていただきたかった。そして、いろんな意見が欲しかった。

私は、今、この与謝野町の閉塞感、また経済的には、先ほどと申しますか、この今回の補正でもございましたが、所得は減ってまいっています。そういった意味で、この閉塞感のある経済に対しましても何らかの新しい風穴を開けていただける方向性があつたのではないかと、そういった意味で、まことに今回の一般公募はされないといったことに対しましては、私は理不尽と思ひ、公平、平等の原則からも、私はこれは、どうしても賛成できないというのが、ここにあります。

そして、冒頭申しましたように、今回、いろいろな角度から見させていただきます、どうしても社会福祉法人よさのうみ福祉会に、この施設を利活用、利用していただき、活用していただきたいと望むならば、与謝野町食と健康の拠点といった施設にこだわらず、福祉施設として、障害を持たれる方々の自立支援の施設として十分に利活用され、それを地域の住民の方々も、きょう何度もありましたが、単体では運営できない、地域の方々が必要だと、まさしくそういった形で利用されるべきであろうなというふうに感じています。

また、その場合は、この施設を福祉法人に、指定管理ではなく有償か、無償か、これは議論すべき部分がたくさんあります。また賃貸か譲渡か、ここも議論すべきではあるでしょうが、私は私見ですが、やはりこのような施設が低コストで運営されるならば、無償譲渡が望ましいと、こんなふう考えています。そういったことを踏まえまして、福祉施設として、よさのうみ福祉会に利用、活用していただくならば、この団体が30年間きょうまでにわたる実績と、そして、この丹後地域全体への社会貢献の貢献度から見ても、公募しなくて、そこにお世話になるということは必然の行為であるというふうに思ひます。しかしながら、あくまでも与謝野町食と健康拠点施設として、指定管理者として運営するならば、やはり私は、ここは公募をするべきであるというふうに考えています。

以上の観点から、私は今回の、この一般公募されず、このような提案がされましたことに対しては反対という立場を取らせていただきます。以上です。

議長（井田義之） 次に、本案に対する賛成意見の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 次に、本案に対する反対の意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第108号を採決します。

今田議員。

16番(今田博文) 議長、今、討論で賛成ありませんか、反対ありませんかという問いかけだったんですが、普通は賛成、反対、いずれかの討論はありませんか、こういう問いかけが正しいのではないかと思います、いかがでしょうか。

議 長(井田義之) 順番に聞いております。

16番(今田博文) いや順番はわかるんですよ。わかっていますが、最後は賛成、反対いずれかの討論はありませんかと、こういう問いかけが正しいと思うんですが。

議 長(井田義之) わかりました。

すみません。ほんならもう一度繰り返します。

本案について、反対賛成いずれかの答弁はありませんか。

16番、今田議員。

16番(今田博文) それでは賛成の立場も含めて答弁をさせていただきたいというふうに思っています。討論でございます。すみません。ここへ来るとすぐ答弁という言葉が出ますけれども。

議 長(井田義之) 反対討論ですか。

16番(今田博文) 賛成、反対いずれかです。

昨年6月議会で否決になって以来、町長は否決された以上、こちらから動くつもりはないと発言されてきました。その後、私たち10人はリフレかやの里再生への提言書を町へ提出して、再開に向けて努力していただきたいと申し入れてまいりました。今回の提案は指定管理料が1年目、1,490万円、2年目からも1,100万円を超える多額に上っています。リフレの運営は過去10年間リフレッシュ丹後の皆さんが運営されてきました。役員報酬もなく、そして、毎週月曜日の朝早くは役員会を開くというふうなことで対応されてきたというふうに伺っております。そして、指定管理料は1年間で170万円でありました。それに比べて今回は7倍にもなるような大きな指定管理料の額になります。そういったことを考えますときに、今後は指定管理料の抑制には最大の努力をしていただきたいと思います。

そして、先ほど来、討論でも出ておりましたように、指定管理者の選定に当たっても公募がなかったということにつきましては、私はまだ十分理解し難い状況ではあります。しかし、平成20年7月1日から、営業休止になりましたから2年以上が経過をしております。これ以上の休止はダメージが大き過ぎると思いますし、今後こういった機会がいつ訪れるかもわからない状況だというふうに思っております。

審議の中でもありましたけれども、地域振興、あるいは農業振興には十分連携を図って力を入れていきたいというふうに答弁をされておりました。計画どおりに実現していただくことはもちろんでございますけれども、さらなる努力をいただきまして、発展をさせていただきたいと、このように願うものであります。

私は4月に行われました町議会選挙で、リフレの再開には雇用とお風呂は欠かせないと、こういう思いで町民の皆さんに訴えてまいりました。その意味から申しますと、今回は雇用も確保で

きる、お風呂も再開するという提案でございます。そういった町民の皆さんとのお約束の中でも、私は今回は、先ほど申し上げました指定管理料や、それから公募をしなかったという部分には不満は残りますけれども、町民の皆さんとのお約束を果たしたいという意味からも賛成をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議 長（井田義之） これにて討論を終結します。

これより、議案第108を採決します。

本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立多数であります。

よって、議案第108号 与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議案第108号に関し、議案第108号 与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定についてに関する附帯決議が議長あてに提出されております。これを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第108号 与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定についてに関する附帯決議（案）を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定しました。ここで、議案配付のため暫時休憩をいたします。

なお、本日の会議は時間延長することを申し添えておきます。

（休憩 午後 4時48分）

（再開 午後 4時49分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開します。

追加日程第1「議案第108号 与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定について」に関する附帯決議（案）を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（秋山 誠）

それでは、事務局から朗読をいたします。

議員発議第2号 平成22年9月17日、与謝野町議会議長 井田義之様

提出者 与謝野町議会議員 勢旗 毅

賛成者 与謝野町議会議員 今田博文

賛成者 与謝野町議会議員 小林庸夫

「議案第108号 与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定について」に関する附帯決議（案）について、上記の議案を与謝野町議会、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

「議案第108号 与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定についてに関する附帯決議（案）、本議案は、平成20年6月30日に運営を休止したリフレかやの里を再開するに当た

り、指定管理者として社会福祉法人よさのうみ福祉会を指定しようとするもので、昨年春に策定された与謝野町観光振興ビジョンとの一体性や、10年以上にわたってご利用いただいた町内外の多くのファンの皆様からも一日も早い再開が強く待たれているものである。

しかしながら、今回の提案は、昨年の提案に比べて入浴施設の再開があるとしても、指定管理委託料があまりにも高額であり、しかも2年目以降も毎年3,000万円を超える実質赤字の収支であり、経営収支の差額をもって指定管理委託料とする方式は地域や住民感情と乖離していると言わざるを得ない。

したがって、本議案の議決に当たり、次の事項を十分検討されるよう強く求める。

記

- 1、指定管理委託料を見直すこと。
- 2、3年後までには指定管理者制度の見直しをされたいこと。
- 3、雇用対策、周辺地域の活性化に寄与するよう適切に指導すること。

以上、決議する。

平成22年9月 日

京都府与謝郡与謝野町議会

議長（井田義之） 提出者より、提案説明を求めます。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 皆さん、ご苦労さんでございます。

ただいま事務局のほうで朗読をいただきましたように、附帯決議を、我々としても考えていこうという要旨がございまして、ここにまとめさせていただいたものでございます。

若干補足をいたしますと、前段の部分につきましては、きょう午前中から多くの議員さんのお話がございまして、いわゆるどういう方法で行くべきか、とりわけその指定管理料について、現在の提案されている金額そのものの是非を巡っても、いろいろな意見がありました。そうしたことを受けまして、これから、現在の、この指定管理者制度のあり方そのものも含めて、やはり検討していくことが必要ではないかと、そういう視点から、この決議案を出しているものでございます。

1点目につきましては、指定管理料を見直す、これにつきましては、先ほど、塩見議員さんのほうから質疑がございまして、これに類するような質問で、明確に、そういうお答えもございました。

それから、2番目につきましては、3年後までには、指定管理者制度の見直しをされたいということ。指定管理制度そのものは、これはもう国の部分に属するわけですが、しかしながら、今の何も問題がないかと言いますと、制度そのものにも問題がありますし、それから、ここで言わんとしたことは、いわゆる今回の指定につきまして、いろいろとですね、意見を聞かせていただいて、けさからありました。極端な意見では、施設そのものを、やはり譲渡してはどうか、あるいは売却をしてはどうか、そういったご意見等もございました。それからまた、町も、この指定に対する考え方にも揺らぎがあったと、私は、このように思っております。この3年間の中で、公の施設とは何か、何のための施設なのか、だれのための施設なのか、加えて、大きな目的でございます行政コストの縮減についての論議を行う、議論を行うということがですね、どうしても必要だと、こういうことを考えましてですね、大きく言えば国の部分に属することではあります

が、特にこの108号に関して、この指定管理者制度をもう一回考えてみようと、このことを2番目に言うておるわけでございます。

それから、3番目にはですね、このことについてもお話は再々ございました、質疑がございましたが、いわゆる自治体に関連した事業展開というものは、いわゆる地域経済にとっても大きな影響がある。こういう要素がございまして、とりわけ小さい町になるほどですね、その波及効果も大きいと、こういうふうに考えております。特にリフレは工芸村との一体性の問題やら、あるいは観光振興ビジョンでも、道の駅周辺ということで描かれておりますけれども、その指導はですね、やはり行政がきちっとやっぱりしていく、そういう観点から、この部分を強調して、3点を附帯決議書としてつけたいと、こういうふうに思っておるものでございます。どうかよろしくお願ひします。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、家城議員。

9番（家城 功） 1点だけ確認をさせていただきます。

提出者の勢旗議員の説明で、内容につきましては理解はできたわけですが、2番目の3年後までに指定管理制度の見直しをされたいということなんですが、今、説明を聞いておりますと、町としての指定管理に関する考え方を見直すべきだという説明だったと思います。そういうふうには書き直すことはできないのでしょうか。

というのは、この指定管理制度の見直しという部分だけをとりますと、これ国の制度でございしますので、それを見直すということはなかなか難しいし、意味が伝わりにくいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 国の制度そのもので、これはやっちはいるわけですが、町は条例によってですね、その指定管理者を選定することになっております。私も質疑の中で申しました。いわゆる基本協定の話、私はしたわけですが、条例で、うちの場合は、その部分が抜いてであると、参事さんのお話では、意識的に抜いてであると、私は見たんですけども、ほかの町は、やはりこのことがきちっと出ている。そういうことによって、このいろんなやり方が、私はできると、こういうふうには思っておりまして、国の今の制度そのものにも問題はあっても、私とご自身でも変えることかができる部分というのは一定あると、こういう認識をしておりますが、今回、言うておりますのはこの108号に絡んで、この施設は、あと討論の中でもございましたように、この施設とは何かということをと問いかける意味でも、この部分を特に加えたということで、書き直しはいたしません、趣旨としては、そういう要素で、108号に絡む部分だということでご理解をいただきたいと、このように思っております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9番（家城 功） できましたら、指定管理者制度にかかわる見直しとか、その辺の文言を足していただければと思いますが、よろしくお願ひいたします。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

7番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、附帯決議について若干質問をさせていただきたいと思っています。まず1点目は、項目立ての1、2、3にわたってお伺いしたいと思っています。

一つは、一番目の指定管理料の、いわゆる指定管理委託料というふうに書いてますが、見直すということなんですけれども、これは見直すというのは高くなるんですか、低くなるということですか、どういうことですか。文面はわからない。

議長（井田義之） 勢旗議員

1 5 番（勢旗 毅） 私のほうが考えておりますのは、当然安くなると、こういうことでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） そうであれば、安くする方向で見直すとか、そら具体的に出すべきじゃないかと、これ見直すだけでは何のことだかわからないというのが僕の実感です。それから、これも文面を変えるべきだというふうに思います。

二つ目の問題、先ほど、家城議員から指摘がありました。指定管理制度そのものは国の制度です。国の制度に基づいて拘束された自治体の制度として条例化されています。勢旗議員はよくご存じの上で、こういう文章を書かれたんだと、何か私は矛盾を感じているところです。この点での見解をお聞かせください。

議長（井田義之） 勢旗議員

1 5 番（勢旗 毅） 私は、議会の運営委員長の伊藤さんにまずお礼を申し上げとかな。先日、配っていただいて、よく勉強していただくと、こういうふうにお礼を申し上げとかないかなと思います。私はね、国の制度であるということは、もうこれは十分、どなたもこれは異論がないんです。ただ、それを、ほんなら国の制度が万全かというて言いますと、それはそうではないということは、それぞれの議員さんがきょうまでに多くの指摘がされてきたとおりなんですよね。そのことを町が、どう補完をし、どう補っていくか、これは私は町に与えられた役割だし任務だと、このように私は思っております。それで大きく言いますと、この制度そのものを幾らかでも、これは見直していける要素というのが、私はあるのではないかなという観点から、このことは申し上げておるわけです。

ただ、今回のことは、この108号について、いろんなご意見をいただきました。そうした中で、いうたらこれを、この指定管理者制度の中に本当にくくっておくのが正しいのかどうか、そういったご意見も多くいただきまして、そういった観点からも見直す必要があるのではないかと、こういうふうにご考えておるところでございます。よろしく申し上げます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ということはですね、言いかえますと、これは形で言えば意見書の提出をして国に改善要求を求めるといのが、議会のあり方でいえば、最も、今、勢旗さんが言ってる主張からするとふさわしい手だと思います。私自身はそう考えています。

勢旗さんは、その点は十分ご存じだと思いますが、附帯決議で、これをかけたとしても、国にも府にも届かない、今言うね、所管といいますか、国の政府自身にも、この声が届かないことになります。全く不自然ではありませんか。

議長（井田義之） 勢旗議員

1 5 番（勢旗 毅） これは、伊藤議員さんおっしゃいますように、私は大きく言えばということで、

国に関する部分というのは、当然そういうことになります。これはもう今後の中で、そういった議会活動の中で、それはくみ上げていかんなんと思いますが、私はこの108号について、現在、審議がされて、そして指定をされました、この案件について、私はいろんなご意見があるので、一回、この部分についても3年間のうちに、一応、3年だろうと思ってるわけですから、見直していくと、こういうことが、私はお願いをしたいと、こういうて書いておるのが本志でございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の件ですが、今の話、答弁を聞いていると、自治体で、かなりの部分で、今、矛盾が起きてる、指定管理制度の矛盾が起きてる問題で、かなりの改善ができそうな幻想を与える答弁になっていると思ってるんです。私は基本的に、それは大きな変更はできないと思っております。ですから、これは以前にも申しましたが、この指定管理者制度そのものときに、私自身も野村議員も言いましたが、既に政府は全国の市町村からの要望や見直し、意見書も出て、これは、既に見直し検討せざるを得ないという立場に立っています。しかし、まだ変えていません。今、そういうところなんです。全国からも、私が少なくとも聞いたり、正確でない数字があるかと思えますけれども、かなりの自治体の数が、意見書も出してますし、それから要望事項にも上げています。それは矛盾が今、与謝野町だけでないんです。全国で起きているんです。

しかし、自治体ではどうすることもできないんです。ここが一番問題なんです。勢旗さんは、改善できるというふうな、今、読みようですが、改善できるとしたら、与謝野町だったらどんな改善ができるというふうにご考えておられますか。

議 長（井田義之） 勢旗議員

15 番（勢旗 毅） まだですね、具体的に私ども、もう一つ深い研究をしたわけではありません。しかし、この今の条例の中で、私は可能な部分というのはあるのではないかな、これは私の、今、思っている感想なわけですね。それで、確か伊藤議員さんが、それはもうできんと、制度そのものとは、おっしゃるのも、これはわかります。わかりますが、いろんな現在の状況、置かれている各市町村状況を見ましても、いろんなやっぱり創意工夫がされてると私は思っているんですよ。そういう意味で、私はまだ、この深く、具体的にどうだということまで突っ込んでおりませんが、それはそういうことでお許しをいただきたい。

ただね、今、伊藤さんの聞いて、私もそう思ったのは、この制度と書いとるところにちょっと矛盾があるかなという気はしております。この108号に限って、制度まで書いとるところが、ただ、私が言わんとするところは、先ほど申しましたように、この108号の、この現在の指定管理者が決まったわけですが、これについて、やっぱり3年の間に、これ全体をやっぱり考える必要があるのではないかなと、こういうことが言いたかったということなんですわ、はい。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 勢旗議員の言いたかったという心情はわかります。先ほど、お話ししたように。心情があっても、この効果が、附帯決議を上げること自体が、有効な手だてかどうかという点では今の心情からいえば、それは達成感が非常に、率が、達成率が悪いと思います、その問題は。

私は、常々議会の中でも好きなことを言わせてもらってますが、それでも議長による注意されて、国のことごろ言うだない。言うてしかられたりしています。だけど、問題なことは、問題な

ことは、こういう点が、みんな議員の中でも、もっともっと指定管理とは何かということを論議されないかんですよ。そうですよね。この問題を指摘したのは、残念ながら共産党だけです。今、初めて僕は聞きました。指定管理が問題だという話は。だから、いろいろとそれは個別にありますよ。堂々と議会の中で問題にして、この文面から言えば、結論から言うと。国に対して文句を言いなさいという附帯決議をつけるんなら、これはまた生きてくるというもんだと思います。これも文書としてはふさわしい文書にはなっていないと。

それからあともう1点、3番目の項目ですが、雇用対策、周辺の活性化の問題を触れられていますが、町としては、私はかなりの、今までにない活性化策を、いろんな意見の違いが質疑の中がありましたけれども、努力しているというふうに思っています。

私は、かつてない構え方をしてくれているというふうに思っています。その点で、認識が違うんでしょうか。

議長（井田義之） 勢旗議員

1 5 番（勢旗 毅） お答えします。私はね、要は決してやれてないということを、現在、というふうには思っていないんですわ。ただ、今度これだけのことをです、改めてよさのうみ福祉会にお世話になって、取り組むということですから、町も積極的に、私は指導をして、こういった目的に沿うようにお願いをしたい。このこともきょうの議論の中でもいろいろ出ました。そのことを、私は申し上げるということなんですけどね。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、述べました三つの点はね、基本的に的を射た指摘ではないように思います。非常に不十分な内容だと、提案する内容が、いう点です。一つずつ言えば、1点目の文書もはっきりしないと、上げるか下げるか、今の答弁でわかりましたけれども、それが、この文面に反映するかというたら、そうでないし。

二つ目の問題は、先ほど国の制度の問題にかかわって、我々の自治体で附帯決議ぐらいで拘束力を持ってない。

それから、三つ目の問題は、理事者も非常に、課長初め一生懸命答えたように、それは頑張ってもらえるだろうというふうに思います。その性格から見たときに、附帯決議に出すにはふさわしくないというのが私の意見です。以上で、質問を終わります。

議長（井田義之） 勢旗議員

1 5 番（勢旗 毅） 今、伊藤議員さんが、1番の問題で言われましたけれども、上げるか下げるか。しかし、私は前段で、いわゆるこういう状況にあると、指定管理料が。このことを書いてるわけですから、これは、これよりも上がるという話には、なかなかならないと私は思うんですけれどもね。これは前段、そう書いてますから、そういうご理解をいただきたいと思います。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

1 7 番、谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） それでは附帯決議につきまして、提出者の方にちょっと二、三点質問をさせていただきたいなと思います。

一つはですね、この1、2、3と書いてある部分なんですけれども、私も、この1番につつま

しては、指定管理料は見直すことと、こういうぐあいに書いてあるんですけども、先ほど高いほうに行くのか、下のほうに行くのかというようなお話もございましたけれども、質疑の中で、私ひとつ感じたんですけども。今回は指定管理者の指定についての議案であると。しかるに指定管理料についてはですね、まだ決まったわけないと、こういうようなご答弁がございました。決まっていないものを見直すということは、私はちょっといかなもんかなというふうに、ちょっと疑問に思うんですけども、その点どうですか。

議 長（井田義之） 勢旗議員

- 1 5 番（勢旗 毅） お答えします。きょう午前中からの議論の中で、一定の金額が、いわゆる収支計算のもとに出されておることは、どの議員さんも確認をされましたね。そういう意味で申し上げとるんですけども、私のほうは、このことはご理解いただきたいと思っておりますけれども、それぞれが、もうそれぞれの年度の細部にわたってまで議論がされるということでご理解いただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

- 1 7 番（谷口忠弘） 私も、そう理解はしたいんですけども、見直すということについては、ある一定の金額が決まったという段階で、それを見直すというのが通例ではないかと思うんですね。まだ、どちらにぶれるかわからないという部分の中で見直すというのは、何を基準に思っで見直すかということは、きょう提示をされた金額をもって見直すと、こういうぐあいの判断だろうと思うんですけども、少しちょっと矛盾をちょっと感じるんですけども、それでよかったんでしょうかね。ちょっともう1回お願いできますか。

議 長（井田義之） 勢旗議員

- 1 5 番（勢旗 毅） お答えします。私としてはですね、それはいろんなご意見があろうかと思いますが、しかし、今度の、どなたかにお世話になるという、決める前提は、やはり金額というものが、一つの、どなたも想定をされておっしゃっておることは、これはもう事実でございまして、ほんで前段にも、これはいわゆる入浴施設がふえたんだけれども、本当にこの額でいいのかどうかということを問うてるということなんで、そここのところではご理解いただきたいと、このように思っておりますけれども。

議 長（井田義之） 谷口議員。

- 1 7 番（谷口忠弘） それとですね、もう一つ、三つ目なんですけれども、雇用対策周辺地域の活性化に寄与するように適切に指導することと、こういうことで指導を義務づけているというようなことなんですけれども。

僕は基本的に考えるのには、指定管理者が決まった時点で、やはりできる限りフリーハンドの形でね、そら相互取りか交わす規約ですね、こういうのに違反したら問題がありますけれども、ある程度フリーハンドの形で指定管理をお任せしないと、やれああだこうだという、指導をするという立場がですね、いささかちょっと問題が出てくるのではないかなと思うんですけども、その点についてはどう思われますか。

議 長（井田義之） 勢旗議員

- 1 5 番（勢旗 毅） お答えします。そういうご意見もあろうかと思いますが、きょうまで、この2年前に、昨年にいたしましてもですね、この議案が否決になりましたときにも、この否決になった

提案がされてきましたときにも、いわゆる工芸村の関係につきましても、いろんな、こういうふう
に改善をしたいと、そういうお話がありましたけれども、なかなかそういうふうには、現実はいか
んわけですね。それは通らなんだりということも言えるわけですが、行政の役割というのは努力
をしていただいている。なかなかの部分もあるんですが、今度の場合は、はっきりと、こういうか
っこうでお世話になるということですから、したがって、私は雇用対策というのはやはり周辺と
いいますか、地元の人々の雇用をしてほしいな、できるだけ考えてほしいな。

それからもう一つは、やはり周辺地域、工芸村を含んだ、この活性化に寄与するように、やは
り適切に指導してきて、私は不安に思っておりますのはね、まだ、先ほども申しましたような、
その条例の中に、その規定の部分がないわけですから、基本の指定書ですかいな、これがないも
のですから、この部分で基本協定書がないもんですから、条例の部分に、どの部分の、どうい
う話がどういふふうに行けるかということがちょっとわからないんですよ、本当のことを申しま
す。だからそのことを、一つは適切に指導をお願いしたいと、こういうふうに書いておるん
ですけどもね。そういうことでご理解いただきたいと思うんですけどもね。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） そしたらですね、ちょっと具体的にお聞きしますけれども、雇用対策に対する活
性化というのはどういうことを意味するのでしょうか。

議 長（井田義之） 勢旗議員

1 5 番（勢旗 毅） 雇用対策、周辺地域の活性化に寄与するよう。こういうことで、雇用対策とい
うのは地元の人をできるだけ雇用してほしいな、こういうことが1点でございます。

それから、地域の活性化というのは、いわゆる地域の他の施設と連携をとりながら、やっぱり
あそこに、桜内が、先ほど、どなたかの討論ございましたが、元気になるようにお世話になりた
いと、そういう思い。道の駅周辺が、このことによって、あそこからハンドルが左に切れ、ある
いは右に切れるような施設に、やはりしてほしいと、こういう思いでございます。

1 7 番（谷口忠弘） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、提出者に質問します。まず、1番の指定管理委託料を見直すことにつ
いては、先ほど、いわゆる引き下げといいますかね、そういう方向でというお話がありました。
その関係で書いてあるんだと思いますが、上の文書の中に2年目以降も毎年3,000万円を超
える実質赤字の収支だということが書いてあります。また、経営収支の差額を持って指定管理委
託料とする方式は、住民感情と乖離しているということが書いてありますよね。一つは、この部
分があるから多分見直しということにつながっているんだと思うので質問するんですが、先ほど
質問しましたように、実質3,000万円ということになりますと、多分、就労支援の、国から
の費用を含めてというふうに言っておられるんだと思うんですが、先ほど言いましたように、こ
の事業をするには基準があって、その障害者が働く能力を培うために指導する人を雇わなければ
なりません。そういうものも、その費用を含めて赤字だというふうにはいいのはですね、私は幾ら
なんでもちょっと言い過ぎではないかなというふうには思うんですが、この点はいかがですか。

議 長（井田義之） 勢旗議員

- 1 5 番（勢旗 毅） この数字の根拠につきましては、今、野村議員さんがおっしゃったように、そのことから取ってることは事実でございます。その3, 0 0 0万円というのは。まだ、私も、これを起案をいたしましたときにはね、十分この・・をしておらなんだということがありまして、これはお許しいただきたい。ただですね、今ここに来まして、周辺の市町村を見ましても、類似の施設の、この指定管理料というのはかなり下がってきておるといふふうに思っております、今まで例えば1, 0 0 0数百万のところ、1, 0 0 0万円に近い額に下がったりですね、そういうことも、ここ何年間かの間の中で、とりわけ最近、そのことが顕著に出ているということも理解してほしかったと、こういうことでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 提案の中にあつた、この就労支援の事業に取り組むことによって、この貢献がされるという、就労支援の事業に取り組むことによって、効果があるということは事実だと、全くないわけじゃなくて、私が先ほど質問の中で明らかにしたのは、5 0 0万円ぐらいはあると思います。それらを含めると、全くこの3, 0 0 0万円にはならないと思いますので、これはもしそういう形で当初から変わったということであれば、出し直しをしていただく必要がある、あるいは訂正していただく必要があるなというふうに思います。

それから、この見直しについては、料金の見直しについては、先ほどから指摘してまいりましたように、もう今、先ほど伊藤議員が言われた内容と同じですが、この近辺でも、いわゆる今言われたような形でコストという面で追及すればするほど成り立たなくなつて、途中で投げ出されて、行き詰まっているということが近辺でもありますし、全国で生まれている中で、こういう指定管理の、今までの、いわゆる民間でコストを下げるというだけでは成り立たないということが明らかになっている中で、今、言われたような形の意味であれば、これはちょっといかがなものかなと、やはりこのコストの問題と、サービスを維持する問題と両面で検討する必要があると思いますし、さらに質疑の中で、答弁で明らかなように、この見直しについては毎年すると、指定管理者も経営努力をして、利益が出れば町に当然、利益を求める団体ではないので、町に還元されるだろうという、そういう話もするというふうに、もう既に明らかにされているわけで、それでもなお、この附帯決議で見直しを求める必要があるのかどうか、私はいささか疑問に感じますが、この点についていかがですか。

議 長（井田義之） 勢旗議員

- 1 5 番（勢旗 毅） 今、野村議員さんから指定いただきました3, 0 0 0万円につきましては、数字を精査しまして、これについてはきちんとしたいと、これは思っております。ただ、いわゆるこれが指定管理者というのは、いわゆる行政との契約ではないわけですね。行政処分だと、こういう理解をしておりますね、したがって、この年数、大体これが1 5年か6年にできたんですが、この中からいろんな問題が浮かび上がってきたと、この一周りか二周りする中で、こういうふうに理解をする中で何とか、これの民間の人の能力だとか、それと同時に、その経費も、それはできるだけ抑えていく、こういうことにはなっているわけでして、このことから、私はですね、そういうお話はございましたが、やはりそれは行政の側にも、こういうことも申し上げておきたいんですよということ、きちんとしておきたかったと、こういう思いでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今の答弁は2番のですね、指定管理者制度の見直しに、かなりウエートがある答弁だったように思うんですが、この2番について、今回の108号の議案の指定管理者ということに関して、2番が出てくるということにはですね、私もいささか疑問があると、これが例えば決算で、すべての指定管理者制度が論議されて、その中ですべての指定管理者制度について見直すべきではないかという形で、それは具体的にどういう見直しができるのかは別にしてですよ、実際そう思われてですね、それ出されるということについては理解できますが、この108号にかかわってということになると、これ全体と108号とですね、これ合わないと思うんですよ。そういう点で、この2番についてはですね、この出す附帯、108号にかかわる附帯決議として出すのには、私は合わないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 勢旗議員

- 1 5 番（勢旗 毅） いろいろな考え方やいろんなご意見があろうかと思いますが、私はですね、先ほど伊藤議員さんのときに申し上げておりましたようにですね、いわゆる今回のことにいろんなご意見をいただいておりますと、その中には、例えば、それならこれでいいんかという話と同時にですね、やっぱり考えるところがあるんじゃないかと、そういったお話もございまして、そして、いわゆるいろんな意見で、例えば施設そのものを譲渡してはどうか、あるいは売却してはどうかと、そういういろんな話があるんですから、指定管理者制度そのものに、いわゆる108号にかかって一遍議論をしてみようと、こういうことを申し上げるとるわけでございます。こういうことが必要ではないか。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） ですから、そういう意味で言えば、今回の指定管理によってというよりも、例えばクアハウスも含めて同じ状態になるわけですね、もしそういうことを論議するとなれば。これ108号で問題じゃないわけで、ほかのものも問題だということになっていくわけで、これは改めて、そういう指定管理者制度の論議がされてですね、その中で出てくるべきものではないかなというふうに私は思います。これは同じことになるとはわかりませんので、以上で終わります。

議 長（井田義之） 質疑の途中でありますけれども、ここで5時40分まで休憩いたします。

（休憩 午後 5時27分）

（再開 午後 5時40分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

提出者、勢旗議員に対する質疑を続行いたします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 勢旗議員、席にお戻りください。

順序逆でしたけれども、質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

1 番、野村議員。

- 1 番（野村生八） 議案第108号、与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定についてに関する附帯決議案について、反対の立場で討論いたします。

今回の附帯決議というのは108号にかかわる附帯決議であります。当然、附帯決議というのは決められた議案の内容が提案されている内容では十分ではない。あるいは問題があると、そういうときに附帯決議として、そういう問題について十分行政が注意をして、あるいは大切にして執行するように、予算執行するようにという立場でつけるのが附帯決議だというふうに思っています。

そういう立場から見れば、この108号の議案の中で、例えば指定管理料、委託料見直し、引き下げ等々という意味だというふうに言われましたが、先ほど言いましたように3,000万円の実質赤字ということでのお話は、実際はそうではないという答弁がありました。また、答弁の中で毎年、指定管理料については見直し、そして指定管理者については、十分、今後も経営努力とするという中で改善の期待ができる。あるいは、行政としてもそういう努力をしていくということが明確にされたというふうに私は思っておりまして、先ほど言いましたような意味で、これについては附帯決議として上げるべきものではないし、文章にも変える必要があるものだというふうにも思っています。

二つ目については、先ほど質疑で言いましたように、いわゆる指定管理者制度そのものについての見直しということでありまして、108号を審議する中で、この議案の指定管理だけの問題では済まないという意味で、この提案の附帯決議として出す項目としては、私はふさわしくないのではないかとこのように思っています。

3番目については、伊藤議員が指摘されましたように、答弁の中で、また、計画の中でも雇用対策、特に地元の雇用を大切にすることにも明確にされていますし、周辺地域との協働の立場、今までにない立場で、既に始められておりますし、今後もさらに努力していくということも明らかにされておりまして、これを附帯決議でつけなければ108号で出された、決められた内容が十分ではないということには、私はならないというふうに思います。

全体としましては、以上な理由で、この108号に関して附帯決議を出すという意味では、私はふさわしくないと思いますので、反対をすることを表明しまして、皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

議 長（井田義之） 次に、本案に対する賛成意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 次に、反対、賛成の意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第108号 与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定に関する附帯決議を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立少数であります。

よって、議案第108号 与謝野町食と健康の拠点施設の指定管理者の指定に関する附帯決議（案）原案は否決されました。

次に、日程第2 議案第109号 平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）を議題

とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、補正3号について質問を、短時間で終わるように質問を行います。

まず初めに1ページの、これ企画財政課長に質問になると思いますが、1ページの3億1,000万円越しての追加があつて、117億8,000円ということで累計予算となります。この点について、非常に大きな規模になっているということが昨年の、前年度の予算に続いてなつての傾向、このことについての問題と。

それからですね、12ページ町債についてお伺いします。これはおのおの、2番目ですと農業債の場合は辺地債対応をされるという話も聞いてますが、ほかの点についても、どういう交付税措置がされるのかという点を二つ目。

それから三つ目に、最後にまとめてですから、最後のページ17ページの、いわゆる地方債の調書に関してお伺いしておきます。ご存じのようによつとこの間、非常に地方債がふくらんできた経過があるわけですが、要約した質問をします。この間かなり事業が、不況対策等々で大きくなって、地方債も非常にふくらんできているということなんですが、特に行革ですね、計画もしくは財政シュミレーションからいうたら大幅な変更が起きているというふうに思っています。この点でどう考えるか。この点についてお伺いしときたいと思います。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。まず、1ページの3億1,700万円余りを追加いたしまして、予算の総額を117億8,300万円程度にさせていただいております。通常、平成21年度経済対策等がありましたときは別にいたしまして、大体、こういう経済対策がないときで100億円ぎりぎりぐらいの予算であつたかなというふうに思っております。それが117億円という予算額になっております。一つには、やはり経済対策といいますか、1.1兆円の交付税の増額がなされたということで、税は減ったんですけども、交付税、それから臨時財政対策債、そういったものが増加いたしまして、やはりこういう時期でございますので、そういった、ふえた予算につきましては経済対策なり、いろんな町の懸案事項に使って行って、経済対策、そういったものに乗出す必要があるんじゃないかというふうなことで117億8,334万7,000円の総額とさせていただいております。

それから、今回、京都府の用地を購入するというので、かなりの額の計上をしておるわけでございますけれども、これも過去からの懸案ということになっておりますので、これも一つ解決をしておく必要があるだろうというふうに思っております。

それから、12ページの町債でございます。社会福祉施設整備事業債ということで7,050万円、これは旧加工場用地の、現在あいている土地で社会福祉施設を建設しようという土地相当部分でございます。これにつきましては、合併特例債を充当する予定でございます。95%の充当率で交付税算入が70%ということでございます。

それから、農業債、食と健康の拠点施設整備事業債、これが先ほど指定管理者の関係で議決をいただきました、いわゆるリフレの改修費用でございます。これにつきましては、私どもは辺地

債を充てる予定をしております、100%充当されて、元利償還金の80%が交付税に算入されると、そういう計画で進みたいというふうに思っています。

それから、商工債でございますが、産業振興基金整備事業債として1億1,000万円、これにつきましては旧加工場用地の、現在、京トーフさんが営業されている土地の分でございます。これにつきましては、残念ではございますが、一般単独の一般事業債ということでして、交付税の算入はゼロということでございます。そういうことで借入れを予定させていただいております。

それから、17ページの、いわゆる地方債現在高、これが平成20年度末現在高が129億円、21年度末現在高が141億円、それから22年度末現在高見込み額が151億円ということでございます。確かに経済対策なんかで多くの投資をしてまいりました。そういった中での借入れもふえておるわけでございますけれども、一番ふえておりますのは、臨時財政対策債なんです、実は。臨時財政対策債、20年度末が36億9,400万円、21年度末が41億4,000万円、22年度末が47億2,900万円ということで、右肩上りに上がってきているということでございます。

ですから、試算いたしましたときには、この臨時財政対策債がどんどん上がってくると、それから通常の事業については、これも若干上がっておるんですけども、有線テレビだとかいろいろな事業をやっていますので、これらにつきましては増額は、そんなに多くはないということで努力をさせていただいております。

確かに行政改革の関係でいきますと、公債費、借金返しの公債費がふえるわけでございますので、それだけ経常的な経費がふえるということにはなるわけでございますけれども、臨時財政対策債につきましては、元利償還金100%が交付税算入ということ。

それから、その臨時財政対策債も、うまく活用しながら、今後の経済対策なり、地域の活性化策、そういったものを図っていく財政運営をやっていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。以上でございます。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、一般会計、第3号補正予算について質疑をいたします。

先ほど、参事から答弁がございました農林水産業債、このことは辺地債を充てるという答弁でございました。しかしながら、ご存じのようにリフレかやの里が建設されましたときは国、あるいは府から多額な支援、補助をいただきまして建設されておるところでございます。

今回は、新たに大規模な再生、再出発に関しましては国、あるいは府の関係といたしますか、支援補助はどういうふうになっているのでしょうか。

議長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 所管の農林課のほうから補助金関係につきましてはお答えさせていただきます。

さっきの108号の議案審議の中で、勢旗議員のご質問にもございましたが、今回のリフレかやの里の改修工事につきましては、設置当時に農林水産省の補助を受けて、現在の施設ができ上がっております。それをさらに改修するに当たって、もう一度、補助金を得るということは、事

実上難しいということでございますので、補助金は計上をさせていただいておりません。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、農林課長の答弁では国、府の支援は期待できないということでございました。ならば、辺地債を発行するわけでございますけれども、先ほどの参事の答弁では、これから協議をするという答弁でございましたけれども、可能性につきまして、どうなんでしょうか。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。辺地債の最終の申請期限が12月末までとなっております。ですから、申請するのはこれからでございますけれども、一応、我々といたしましては、適才事業という考え方でいけるのではないかというふうに考えております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 9月定例会におきます総合整備計画書には、今の答弁でわかったんですけども、上がってきてないわけですね。12月議会に上がってくるということでもいいんでしょうか。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

今の時期でございますので、府や、そういったところとの協議が必要でございますので、後づけになると思います。ですから3月議会になるというふうに思っております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 慎重な協議をお願いしておきたいと思います。

それから、設備等々の改修も、その予算の中に含まれているわけでございますけれども、5年前だったと思いますけれども、水道料が高いということで、井戸を掘ってくださいということで井戸を掘ったんですけども、その後、その井戸がどうなったかご存じでしょうか、農林課長。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。合併の直前の年だと記憶しておりますので、平成17年度あたりであろうかと思いますが、リフレカやの里の本体施設の道を隔てた反対側のところに地下水を掘られまして、掘った当時は、幾らか水量が確保できたということであったようですけれども、次第に水を、そこから確保することは難しくなって、その後は、その井戸は使われていなかったという状況でございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） では、もう全然、今後は井戸水は使わないということなんでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。その予定でございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 私の記憶では、合併前の混乱しているときでしたけれども、1,000万円ぐらいはかけたと思うんですけどもね、それが放置されるというのは、いささかいかげなもんかと思うんですけども、全く利用する価値はなくなったんですか、もう使えないということでしょうか。

議 長（井田義之） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。水が出ないというふうにお聞きしておりますので、使用が可能な

いということでございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ざんげの気持ちでいます。旧加悦町議会の議員がチェック機能が働かなかったということをお願いしておきたいというふうに思います。

続きまして、時間もありませんので加工場の跡地につきまして、急いでいる案件でございますけれども、これも加悦町議会で恐縮なんですけれども、こういう大事に取っておきまして、豆腐の里という案が出てまいりました。近隣の方や議会に配った計画書でございます。この豆腐の里から大きく転換する予定になってるわけですね。その場合、やはりもう丁寧な説明と申しますか、丁寧な計画の運び方というものがあると思うんです。なぜその豆腐の里から今、計画しておられる福祉の里へ転換するということが非常に重要だと思うんですけれども、その辺はどういう運び方というか、どういう進め方を予定されておるのでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私からお答えをしたいと思います。豆腐の里構想という名前ですか。私もこの間、この加工場跡地の問題につきましてはかかわってきたんですが、そういった名前の構想だというのは今、初めて知りました。

議員がおっしゃってますのは、今、未利用の、今回、福祉施設を整備しようという土地についても、今の豆腐の製造工場と一体的に、例えばレストランであるとか、お土産物売り場であるとか、そういったものを整備して、そこへ大型バスが乗りつけて製造を見ていただいて、その後、豆腐の食事をしていただいて、さらに、最後にはお土産を買っていただくという構想だと思うんですが、簡単に申し上げますと、現在の未利用の状況が非常に長期にわたって続いておりまして、京都府からは土地、藤野の工場が建ってます部分も含めてまして、京都府からの借用地を早く買い上げしてほしいということをおっしゃっていただきました。藤野豆腐さんに、この間、その話をする中で、いろいろあったわけですが、最終的に去年の年末時点で、そういった第二期の計画なんですけど、レストランをつくったり、土産物をつくったりという、その第二期の計画につきましては断念をすると、したがって、町のほうで計画があるのであれば、そのように使っていただいたら結構ですというご返事をいただいて、今回の話を整理したと、こういう経過でございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 9月16日の京都新聞に発表されたわけですが、この発表されたのは、あれですか、企画財政課からきちっとプレスされたんでしょうかね、新聞報道。福祉課がやられたんですか。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。企画財政課からといいますか、広報のほうから独自でプレスをしたということはありません。ですから、記者が独自で取材をされて書かれたというふうに解釈しております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 私も6月議会で与謝野町の広報のあり方で質疑をしたんですけれども、積極的に広報にやっていただくのはいいんですけれども、私もそう思います。しかしながら、タイミングというのが重要だと思うんですけれどもね。担当課も知らない、企画財政も知らない、記者が取

材して書いたと、かなり詳細に書いてあるわけですね。一番、町民が混乱したんは、リフレかやの里はよさのうみ福祉会、加工場の跡地の福祉施設関連は与謝郡福祉会ですね、これが混同してまして、よさのうみ福祉会さんが、もう全部やんなんと、こういうふうに思われる方もおられたんですよね。だから今、聞きますと、発信源がしっかりしていない、記者が調べた結果、こう書いたといっても、どうもちょっとわからんのですけれども、最後の1行がまたいかんですね。

飲食店なども併設し、2010年の夏にオープンする。これは旧加悦町で大変苦勞したんですけれども、豆腐の里ができるときでも商工会関係者との話し合いが断続的に行われまして、大変苦勞されたわけですが、この飲食店処、あたかも飲食店が福祉の里の中へできると、これは大変だと、どうなっているんだって、商工関係者はあわてふためくわけですね。

だから、この報道のあり方は、ややいかなもんかなというふうに私は思うんですけれども。記者が立派といえれば立派ですけれども、この辺はどうなのでしょう。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員は、そういった声をお聞きになったようですが、先ほど企画財政課長、吉田参事が申しあげましたように、この件は、こちらのプレスではなくて、京都新聞の独自取材でありますので、取材の中身が問題があれば、もちろん苦言を呈することになるかと思いますが、取材の仕方といいますか、そのことについては、うちのほうからとやかく言う立場にはないというふうには思っております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今議会では、今のところ加工場の跡地に関する事を議会で審議するだけであって、新聞報道のように、飲食店ができたり、特定の業者が何々をすとかいうことは、文教厚生では聞きましたけれども、その議会の方も全然知らない、でも情報は流れておると、発表するタイミングがリフレかやの里を審議しているときに、よさのうみ福祉会、与謝郡福祉会がここへ出てくるわけですね。これはもうどういうことなんだというて、いかなかなというふうに私は思います。思うんですけれども、どこで答弁いただいたらわからんのですけれども、お願いします。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。今回の京都新聞の記事につきましては、記者の独自取材ということでございますけれども、過去から、町のほうからいつプレスをするのがいいのか、それはいろんな意見がございました。1年前、2年前にでも福祉灯油の問題ですとか、あるいは、その他福祉施設の問題ですとか、いつプレスをするのがいいのかということが非常に問題になったわけでございます。それには議会サイドの考え方もございますし、それから、マスコミはマスコミとしての考え方もあるということでございまして、どれが正しいということにはいかんかもわかりませんが、町が予算を伴って、町の予算を伴って、議会の議決を経てやっていくということについては、一定のルールは必要だろうというふうに思っております。

ですから、一応、今のところ私どもが気をつけておりますのは、議会にかかるということになりますと、例えば議会運営委員会に、この議案を出しますよというようなこともご説明した後だとか、そういうような一定のルールをこしらえて、プレスをやっていく必要があるだろうというふうに思っております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今回の場合は繰り返しになりますけれども、加工場の跡地の問題を議会で審議するわけであって、具体的な計画までは全然知らないわけですね、そうですね、皆さん。でも、それがぼんと新聞に出てですね、あったんか、全協はあったかいな。

しかしながら、あたかも特定の業者が全部これやられるように書いてあるわけですね、与謝郡福祉会さん、NPO丹後福祉応援団、デイサービスセンター高齢者専用賃貸住宅、看護協会の訪問看護ステーション、で問題の飲食店と、こうなってるわけですねけれども、飲食店も我々は聞いた話では、障害を持った方が、その施設の中で食べる食堂のようなものができる、こう聞いたわけですねけれども、この辺の表現が非常にまずかったということを指摘しておきたいなというふうに思います。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今、お願いしてますのは、一般会計第3号補正でございますが、議員が言われますように、あそこの未利用地の利用計画につきましては、この間、議会のほうにも全員協議会などで、あそこの図面、それから中に整備をされます社会福祉法人等の配置計画、まだ、その時点では未定稿であります、そういったものをお配りして、議会の皆さんには一定、ご説明をしたつもりでおります。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 広報活動、非常に重要でございます、多くの方に知ってもらうのは、さらに重要でございますけれども、タイミングと、その発表する内容、十分吟味していただきまして、積極的な広報に努めていただきたいなというふうに思うところでございます。

それと、これだけの豆腐の里から福祉の里へ大転換するんですから、最初に申しあげました地域の皆さんに丁寧な説明とご理解をいただけるよう積極的な取り組みをお願いしたいというふうに思います。以上で終わります。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今、最後におっしゃいました件は、議員おっしゃるとおりだと思っております。当初の計画と変わるわけでございますし、中には道路の拡幅等で用地買収に応じていただいた方には、計画が変わって、今度はこんな計画になるんだよというご説明は丁寧にしなければならぬと思っております。

この間、あの場所は区で申し上げますと加悦区と加悦奥区と、両区にまたがっております、両区の区長さん初め、区の役員さんに一定ご説明をいたしました。それから、町政懇談会でご質問が出た中では、簡単なお説明はいたしましたけれども、近隣の方への詳しい説明は、まだできてない状況でございます。これから、予算をお認めいただいて、あそこの整備について業者が決まって、行程も決まったら、地元の方々には、こういった行程で、こういった作業をしますという丁寧なご説明はしなければならないというふうに考えております。

議 長（井田義之） 15番、勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、1点だけ質問をさせていただきます。

今、杉上議員さんから出ておりました、加工場の跡地ですね、ここ今度は福祉の関係に、使っていただくということで、これはこれでいいんですが、私が心配しておりますのは、実はここですね、2年前に、この図面がつけてもらっておりますが、この橋のところですね、かけておる

ところ、個人所有地についてですね、住宅が現在、建っておりますが、この住宅の工事にかかられるときに基礎の路盤を、工事をやられるようにしたら中に大変な量の骨材ですね、そういうものがいけたままになっておりまして、工事が大変おくれたというケースを聞いております。これを取り除くのに、100万円単位のお金が要ったのではないかなということなんですが、今回、特に福祉の施設となりますと、この一般住宅と違いまして、地面の掘り方の仕方も変わってくるだろうと思うんですわ。仮にそういうものが中から出てきた場合、一体、これはだれが責任を持つのか、当時の加悦加工場、いわゆる丹後織物工業組合が責任を持つということになるのか、そのところは副町長、どういうふうにお考えでございましょう。いわゆる用地に瑕疵があった場合ですね。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをしたいと思います。議員がおっしゃってますのは、町道橋本後野線と、町道中市加悦奥線の、この交差点部分の私有地のお話だと思います。

そういったお話は、たしか以前にも議員からお聞きをしたことがあると記憶しておるんですが、これから予算をお認めいただきましたら、測量設計に入るわけでありますので、そんなことはないだろうというふうに思っておりますけれども、もし万が一、そんな事態になりましたら、その時点で、しかるべき検討を進めていきたいと思っております。

議 長（井田義之） 皆さんに申し上げます。私語が余りにも多いので、慎んでいただきますようお願いいたします。

勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 以前、私、申しましたのは、この加工場の用地というのは、今、副町長おっしゃいました、加悦と加悦奥とまたがるとということですが、ここは非常に昔から問題のある土地という受けとめ方で、大方の人が旧加悦町、受けとめておりましてですね、そして、この工事にかかられたら、現在、住宅が建っておりますが、どうにもならん骨材が出てきたわけですわ、量が。そういうことで、たちまち工事はストップということで、約2カ月ほどおけると、私、記憶しておりますが、今度の、この部分に、私は、そことの関連から言うても出るではないかな、埋まったままになっているのではないかなということをお心配しておるんで、ほんで副町長言われるように、いやそれはそのときに対処せざるを得んということにはなると思うんですが、一つのその辺のことについても、事前にわかる範囲で、私にご調査をいただいとくことも必要ではないかなと思って、お願いをしておきたいと思っております。以上でございます。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今回、3号補正をお認めいただきましたら、早速、京都府と土地の譲渡契約という段取になるわけですが、この間、何遍となく京都府と話を、この用地買収の話を進める中では、そういったお話は特に伺っておりませんし、そういった問題はないというふうに思っております。

1 5 番（勢旗 毅） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

8 番、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、3号補正の中から1点だけお伺いしたいと思います。

14ページになります子宮頸がんのワクチン接種事業でございますが、これ早速予算に上げて

いただきました。これで一般質問の中でも答弁をいただいておりますし、また、提案説明の中でも説明を聞いております。この中で、来年の1月をめどに実施したいでありますとか、また中学生、中学3年生を対象にするでありますとか、また個人負担が3分の1でありますとか、こういった答弁及び提案説明を聞いているわけで、今現在ですね、こういった何か新しい情報といえますか、変わったことがあるのかどうか、それとスケジュールについてあわせてお伺いしたいと思います。担当課長にお願いいたします。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 浪江議員ご質問の子宮頸がんワクチンについて答弁させていただきます。

先ほど、ご質問にもありましたが、さきの一般質問で町長が答弁させていただきましたから、事務的な作業としては現在、進んでおりません。その答弁の中で事務的なことで若干、説明させていただきますと、繰り返しになるかと思いますが、1回の接種費用が1万5,000円程度かかるということと、自己負担については3分の1を想定しているということ、残りの3分の2が京都府と市町村で持つということでございます。

それで、対象といたしまして、今年度、京都府の方針といたしまして、中学3年生を対象としております。その中で、補正予算に上げさせていただいておりますように、与謝野町では117名の方が対象となります。それで1回あたり1万5,000円の3分の2を掛けまして、2回接種という費用をみさせていただきます。この子宮頸がんワクチンについては、半年間に3回接種するというので、初回と2回目が1月間あけて、3回目は6カ月後ということになりますので、年度をまたぐ関係から、今年度は2回分の経費をみさせていただきます。

それで、スケジュールといたしましては、ただいま協力いただける医療機関との調整を京都府のほうで進めていただいております。それから、非常に大切な、対象者への、この接種の意義でありますとか周知、PR等をお知らせする必要があるかと思っております。

それから、国保連合会におきまして、現物給付で3分の1を医療機関に払っていただくということになりますので、国保連合会におきまして、費用決済システムの構築も今、準備が進められております。そういったことを整いますと、接種が開始できるということになりますが、一般質問のときには1月ごろになるのではないかという答弁させていただきましたが、その調整が整い次第、進めたいという思いで、早ければ年内に接種を、対象の方にPRしながら接種を開始したいというふうに考えております。

議長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 今、答弁いただきまして、早ければ年内にという形で進めていただいておりますが、答弁の中にもありましたように、これはあくまでも任意接種でございまして、受ける、受けないは本人の自由でありますから、そういった意義といいますか、なぜ受けるんだという、このあたりもしっかり広報するという形のお話もありましたが、このあたりを徹底していただいて、一人でも多くの方に受けていただくようによろしくお願いいたします。終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） それでは、3号補正についてお伺いをしたいと思います。

地方交付税、今回幾らでしたかね、4,500万円の補正ですけれども、2号補正で決定にな

ったというふうな報告を受けたというふうに思うんですけれども、これはそうすると、どこの分でしょうか。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。一応、3号補正で出させていただきましたのも普通交付税でございます。一応、決定はしておりますけれども、まだ、全額を出していないと、留保して出させていただいておるということでございまして、その留保していた分を3号補正で、留保していた部分の一部を出させていただいたというところでございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） そうすると、2号補正で決定したというふうな報告を受けたというふうに思うんですが、それは間違いでしたか。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。決定した額のうち、そのうちの一部を出させていただいたという意味でございます。したがって、留保している部分も、まだあるということでございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） そうすると、まだ留保財源、もちろんこれから補正ということも十分考えられますので留保財源、当然、留保されているというふうに思うんですが、普通交付税では留保というのは、どれぐらいあるんでしょうか。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。約6、200万円程度留保させていただいております。まだ12月の、いわゆる除雪ですとか、いろんなことが、また想定できますので、すべて、からにはしたくないという考えでございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 14ページですけれども、測量設計委託料380万円、これ上がっていますけれども、これ説明を聞いたのでは、加悦の、いわゆる福祉の里の造成の設計委託料だというふうに説明で聞いたんですけれども、どういうふうに造成をされる予定なんですか。かなり道路から見ますと京トーフのほうが上がっているといいますが、かなりスロープになっているんですけれども、GLの取り方では非常に急こう配になると、道路から進入がということも考えられますけれども、どういう造成をお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉長。

福祉課長（佐賀義之） 今回、出させていただいております測量設計委託料380万円ですけれども、今、議員さんがご案内いただきましたように、かなり傾斜といいたまいますか、段があります。そういったところがしっかり把握できておりませんので、今回の委託料でもちまして、きちっと落差がどれぐらいあるかということ調査をさせてもらうための費用ということでご理解いただきたいと思います。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 予算資料ですけれども、この地図をつけていただいておりますけれども、こちらの福祉の里の分ですけれども、道路が加悦中学校側、教会側からあるのと、それから向こう側

の民間の、いわゆる住宅ですね、それが建っている部分とありますけれども、こちら側の、これ何線になるんですか、町道の、ちょっとわかりませんが、教会から入って、そして前の加工場の門といいますか、玄関といいますか、そういうのがあるんですが、そこが入り口になるんだらうというふうに思いますけれども、その予定はどうなっているかということと。

それから、京豆腐さん、これフェンスで仕切っているんですけども、当然、裏から入られるというふうなことになるんだらうというふうに思うんですけども、そのあたりの予定というのはどうなっているのでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉長。

福祉課長（佐賀義之） この施設への入り口なんですが、今、議員さんがおっしゃっていただきましたように、大体予定としては、そのあたりが入り口になるかなというように思っております。しかし、この施設整備計画につきましては、地域共生型福祉施設整備協議会ということで、四つの法人が協議会を設けて、どうやったら合理的に施設が建設できるんだらうというようなことを協議をされておりますので、その中で検討をされておられます。現在、検討中ということで、大体、想定としては今、議員さんがおっしゃっておられたような入り口になるというように思いますけれども、レイアウトを含めて現在、検討中ということでご理解いただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） もう1点、ご質問があったかと思っております。

現在、操業されておられます藤野さんですが、議員もご存じだと思いますが、現在、出入りは府営団地の横といいますか、あの敷地内を通過して出入りをされています。それは今回の、こういった福祉の施設、整備計画が出てきた後も、いろいろと今後の工場の運営に当たっての、いろいろ検討もされる中で、出入り口をかえようかということも一応、検討はされたんですが、結論といたしましては、現在の府営団地の横を通過して入ると、現在の出入り口を活用されるということで決まっております。

議 長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 今回、京都府から町が土地を購入されると、こういう今回の2号補正ですけども、今は京都府の土地です。それを京豆腐さんが全部お借りになって賃借料を町が仲介して払っていると、京都府に払っていると、こういう状況なんですけれども、町がこれを、土地を取得をしたとしますと、もちろん、その上に京豆腐さんの工場も建っていると、こういう状況になるんですけれども、そうしますと、どういう関係になるのでしょうか。町から土地を、さらに買っていただくのか、あるいは今までどおり京豆腐さんの工場の部分だけ賃借といいますか、町からお貸しをすると、こういう関係になるんですか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをいたします。今、議員が言われましたように、京都府と与謝野町で譲渡契約、売買契約ができて、お金をお支払いして所有権の移転登記ができますと、晴れて与謝野町の土地になります。今、藤野さんが操業されています一角も含めて、全体が与謝野町の土地になるわけです。そうしますと、議員のご質問のように、今は京豆腐藤野さんが未利用地の部分も含めて土地の地代をお支払いいただいております。それを与謝野町の所有になったら、じゃあどうするのかと、具体的に申し上げますと、少なくとも藤野さんとの契約は、失礼しました。

その場合に、例えば月割りでいただくとか、そんなことも考えられると思うんですが、その辺につきましても、まだ未定であります。

それから、また後から商工観光課長から答弁をさせたいと思いますが、今回、与謝野町が土地を取得しました。これを機会に現在、操業中の部分について、藤野さんに買っていただくというお話も、この間、してまいりましたが、すぐにはなかなか難しいようで、しばらくの間は引き続きお貸しすることになろうかと思えます。

議 長（井田義之） 今田議員。

- 1 6 番（今田博文） まだ方針は決めてないということなんですが、京トーフさんの部分はさておいて、こちらの福祉の里の部分ですが、4法人が入ると、こういう、全国でもめずらしい形の福祉の里づくり構想ということで、いよいよスタートするのかなというふうにも思っております。この土地利用については、4法人が入る、それぞれの法人の建物については、その土地は買っていただくのか、あるいは賃借になるのか、今の時点でどういうふうな方針を持っておられるのか、そして建物以外の共有部分ですね、駐車場とか、いろんな部分で、かなりの面積が残ります。そして、駐車場も十分確保しなければならないという状況でありますけれども、その共有部分の対応については、どのようにお考えですか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど福祉課長が申し上げておりましたように、関係する4法人で、運営協議会をつくっておられますので、一番、直近の状況は、私も承知をいたしておりませんが、4法人の中には、これを機会に、自分のところの建物が建ってる土地を買いたいという意向をお持ちの法人と、いやいや町から貸していただきたいと、できたら安い賃借料で貸していただきたいという法人がございます。

それから、今のところ120台ほどの広い駐車場を計画しておるんですが、その駐車場についての土地の使用料と申しますか、そういった責任分担についても、その協議会で話し合いがなされておりますので、福祉課長から最新の状況を報告させたいと思えます。

議 長（井田義之） 佐賀福祉長。

福祉課長（佐賀義之） 土地利用の、それぞれ法人の持ち分なり、また行政のほうが責任を持ってフォローする部分ということですが、最新の情報と言われましても、現在、協議をしてるレイアウト等によりまして、その駐車場の面積でありますとか、また使用面積等が変わっておりますので、そういったことが大体、煮詰まった段階で協議を進めていきたいというように思っております。現在のところ特に、先ほど言いましたように、どういった案分方法で負担をしていただくかといったところも含めまして、今後の協議ということになっております。

議 長（井田義之） 今田議員。

- 1 6 番（今田博文） そうしますと、その協議会の4法人の足並みがそろえば、例えば賃借だろうが、売買だろうが、それは町は柔軟に対応をしていきたいと、こういう姿勢ですか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員のご質問のとおりでございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

- 1 6 番（今田博文） 今回、2億円でしたかね、2億2,200万円ほどの土地の購入費があるわけで

すけれども、再々、副町長は、この議会の場で福祉目的に使うのであれば、5割ぐらい安くなった例もあるので、十分期待はできるんだというふうな答弁なり、報告をいただいたこともあります。今回は3割減ということになったんですけれども、なぜ当初の思惑といいますか、こちらの希望的観測も含めて5割というふうな線で妥協といいますか、話し合いが成立しなかったのかどうか、お願いします。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 割引率のご質問ですが、確かに京都府の財産条例第4条では、普通財産は、次に掲げる場合においては、時価から5割以内を減額した価格で譲渡し、または貸しつけることができるということで、次に掲げる場合の一つが、ほかの地方公共団体において医療、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業、中略がありまして、の施設の用に供するときなどは、先ほど読み上げましたように、5割以内を減額してというのがございます。

私の、この間の申し上げ方がまずかったのかもしれませんが、私どもも、この規定があるということは承知いたしておりましたので、5割以内、マックスの5割の減額をお願いして、この間話し合いを進めてまいりました。ただ、結果は今、議員がおっしゃいましたように、3割ということです。この間、話をする中で5割というのは本当に京都府の例でも非常にまれな場合、過去にも1件あるかないかぐらいの例しか、5割の減額を行ったことはないと、最近、今年度に入ってから、あるいは昨年度、京都府内の実績は、仮に福祉事業に供した場合であっても3割というのが前例になっておるので、その3割ということになったわけです。

ちなみに5割以内の減額というのは、非常にレアケースですが、例えば、こんなことをおっしゃってありました。

例えば、京都府内の土地を、ある個人の方が京都府に寄贈をされて、その土地を地元の方から福祉事業の用に供したいからという申し出があったがために、寄贈をされた土地を返していただくとか、何か、こういう場合に5割にした例が過去にあるようです。

しかし、ほとんど5割の、その減額を適用した事例はないということでありまして、いろいろとお願いは、この間、してまいったんですが、結果3割減額ということになったということです。

議 長（井田義之） 今田議員。

- 1 6 番（今田博文） 5割減はなかなか難しかったというお話なんですけれども、3割減、5割減、どちらにたしましても、その元の額、ここの土地の売買の額が決まらなければ3割減、5割減なんていう金額というのは、はじき出されないということになるんですけれども、何に対して3割減なんですか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 京都府からお聞きしてます売却価格の考え方でございます。ベースになっております考え方は、この間、京都府は二つの業者ですね、2社から不動産鑑定の評価を受けておられます。そのA社、B社の平均値を採用されまして、それを平成22年8月1日時点の鑑定評価額ということにされました。それが平米が1万4,100円という金額でございます。全体、藤野さんの操業されてます工場部分も含めると、京都府のお持ちの土地全体が1万8,069平米でございます。平米1万4,100円の鑑定評価額としますと2億5,477万4,000円になるろうかと思っております。端数は整理をいたしておりますが、この全体1万8,069平米の中で、未

利用の部分ということで、今回、社会福祉サービスの用に供される部分が7,664平米ございます。この分については先ほど申し上げました1万4,100円の鑑定評価額を3割減にさせていただいております。3割減になった部分と、そのままの鑑定評価額になった部分、それぞれ面積を足し合わせますと、現在ご提案申し上げております2億2,200万円余りになるろうかと思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 7,600平米を、いわゆる1万4,100円ということなんですが、そうしますと、ほかの部分が、かなりの面積になりますね。これは、いわゆる単価の差があるというふうに考えたらいいんですか。この面積全体を一定の単価で購入されるのか、あるいは京豆腐さんの工場が建ってますね。この部分と、それから福祉の予定の土地と、それぞれ単価が違うのかどうか、ここ教えてください。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほど申し上げましたように、京都府の財産条例で社会福祉事業の施設の用に供するときは5割以内の減額という規定がございますので、7,600平米あまりは3割減額をした安い値段、現在、工場が稼働してます1万平米余りにつきましては3割減はない。だから1万4,100円、そのままということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） これも、この場で副町長から聞いたような記憶があるんですが、これは工場が建っているのがなんだろうが、福祉の一体としてみなすように、ぜひ京都府には申し入れたり、あるいは努力をしていきたいというふうな答弁を、二度、三度、この場でも伺ったことがあるんですけれども、そういう京都府への申し入れ、希望というのは十分伝えていただいたというふうに思うんですけれども、そこは、その福祉の里という一体の見方というのは京都府がされなかったと、こういうふうに理解したらいいんですか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） この間、全体を社会福祉で見ていただけないかというお話やら、さらに、あの土地全体につきましては京都府から旧加悦町が、そして現在は、京都府から与謝野町がお借りをして、それを転貸させていただいておるわけですが、例えば、この間にお支払いした賃借料についても、一定、考慮がしてもらえないかといった厚かましいお話までお願いはしてまいりました。結論といたしましては、確かに、例えば、現在、稼働してます豆腐工場につきましては、身体障害者の方を複数雇用いただいておりますし、地元雇用にも大きく貢献をいただいておりますが、そういったところに着目をして、工場部分についても社会福祉に引っかけて3割減にならないかというお話は、相当強くお願いをしてまいりました。しかし、結論としては、やはりちょっと無理があるということで、7,000平米余りについては3割減をしていただきましたが、1万平米余りにつきましては、評価額のままということでもあります。したがって、歳入の予算でも起債で区分けをしておろうかと思っておりますが、そういった状況でございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 希望は十分伝えたいけれども、なかなかその承諾を得らなんだということでありまして、そうしますと、この1万平米と7,600平米、今回、購入される、それぞれの額

ですね、これ総額ちょっと教えてください。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 申し上げます。内訳ですが、まず、工場用地部分ですが、平米1万4, 100円でございます。割引というか、減額はございません。1万4, 100円で面積を掛け合わせますと1億4, 670万5, 254円になろうかと思えます。

それから、社会福祉施設用地、これは3割減をいたしておりますので、平米当たり単価が9, 870円になろうかと思えます。9, 870円掛ける7, 000平米余りで、金額が7, 564万8, 122円、足しますと2億2, 235万3, 376円になろうかと思えます。以上でございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） はい、わかりました。今回、4法人が一斉に進出をして、福祉の里構想、こういう計画が着々と進んでおります。これは全国的にも非常にめずらしいといえますか、そういう福祉の形態になるんだらうというふうに思っておりますけれども、これの、いわゆる未来像といえますか、完成系ですね、そこをどういうふうな未来像というか、そういう絵といえますか、こういう形の福祉の里になったら素晴らしいなというふうな構想、あるいは見通しというのはどのように持っておられますか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉長。

福祉課長（佐賀義之） これまで議員さん方にご説明をいたしておりますように、四つの法人が、ここでお互いに、この福祉整備計画をされるということです。私どもが思っておりますのは、やはり法人によって得意な分野というのがありますし、また専門分野がございます。そういった得意な分野、専門分野を持ち寄って、ここで住民サービスができるということは、大変、行政にとって力強い施設ができるなというふうに思っております。そういったことで、ただし整備ができるまでにつきましては、4法人と協議を重ねていかなければならない。1法人でしたら、もう事業的にも設計的にも契約的にも簡単にいけるところを、それぞれ工期の関係があつたりして、工事関係でしたらお互いどうやって工事をやっていこうというような調整はございますけれども、先ほど言いましたように、それぞれ法人が得意とする分野が生かしてもらえる場所ということで、大変期待をいたしております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 副町長、先ほどちょっと聞き忘れたんですけども、丹後織物工業組合が、あそこを持っておりました。それを京都府さんが買われたと、こういう経過があるわけですが、その当時、京都府さんは幾らで、その丹後織物工業組合から、あの土地を買われたのか、わかっておりましたら教えていただきたいと思えます。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをしたいと思います。平成10年に京都府が丹後織物工業組合から取得、買い取りをされておられます。丸い数字で恐縮ですが、3億7, 400万円でございます。

1 6 番（今田博文） 単価は幾らですか。

副 町 長（堀口卓也） 平米単価は2万700円。

1 6 番（今田博文） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、加工場跡の土地について質問をいたします。

まず、この今、15ページにあります財源内訳なんですが、新たに買う土地2億2,000万円に対して、地方債が1億7,700万円なんですが、一方で12ページの起債のほうでは、合わせて1億8,050万円だと思んですが、これとの関係、これは国府支出金が516万円あるんですが、これはどういう趣旨で国府支出金がいただけるのか、この点について、まずお聞きします。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。まず、財源内訳の国府支出金の516万円でございますけれども、これは福祉施設用地の購入につきまして、11ページに掲げております13款の国庫支出金、合併市町村補助金、これをちょうだいするという事で内示をいただいております。

それから、地方債の関係でございますけれども、この諸支出金のほうでは1億7,700万円を充当いたしておりますが、これに関連するという事で13ページ、14ページの、いわゆる3款民生費、測量設計委託料、これに350万円を充当するという事で総額は合っているということでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） はい、わかりました。それで、まず福祉にかかわる用地についてですが、先ほど、一方、起債のほうは合併特例債ということで7割の交付税算入が後から入ってくるということですが、一方で売却の可能性もあると、状況によってはね、いう答弁をされました。これ合併特例債を借りて買って、そして売却することになるとですね、一括売却ですね。これ特例債は、どういう状況になるのか。それはですね、特例債を受けつつ土地をお貸しすると、当町でも福祉に貸す場合は半額ですか、通常の適正な貸付額の半額ということが京都府と同じようにあると思いますが、それを見ても、合併特例債で買って交付税算入を受けながら貸付額をいただくほうが効果的ではないかというふうに一見思えるんですが、これはどうなるんでしょうか。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。合併特例債、起債を起こすこと自体が、いわゆる当初といたしましては、それをすぐに売却するという想定はないということで合併特例債をお借りするという事になります。

仮に全部、後ほど売却するという話になれば、合併特例債が、まだ返していない時期であれば、それは繰上償還をしなければならんだろうというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 片方はお聞きしたんですけれども、もう片方の合併特例債が充当できるのであれば、工場用地はできないということですが、それを受けながら、町のものにして貸与するほうが、借地をいただくほうが効果的ではないかというふうに思いますが、そういう試算はどうでしょうか。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

いろんな方法があるかと思うんですけども、これ交付税制度の、またおもしろいところもございまして、例えば合併特例債をお借りすると、それを繰上償還せんなんことが起こると、そして繰上償還して起債がなくなるわけですけども、普通ならそこで元利償還金の交付税算入が終わると思うんですけども、そうじゃない、これ引き継ぐんです。そういうシステムになっています。ですから、どちらを選択しても、そう変わらないんじゃないかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） はい、わかりました。大変貴重な答弁をいただきまして、今後、参考させていただきたいと思います。

それで、一方の工場用とのほうですが、京都トーフ加悦の里株式会社、いわゆる第三セクターが使われるわけですが、これについては、いわゆる京都府の土地を民間の会社が借りるにはですね、できないので、形上、三セクにしているというのが今まで答弁にあったと思います。ですから出資もわずか2%と、三セクでありながら、形だけの三セクで実際は民間の会社なんだというふうに、今まではそう言われてたと思いますが、それで間違いないでしょうか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 基本的には2%といえども第三セクターとして、私どものほうと逐次いろいろと調整をしておりますけれども、府に対しましては、やはりご指摘のとおりでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） だから赤字が大変累積して、今度の決算でいただいております21年度も、12期が約3,000万円の赤字ということで、累積で3億円になっていると。しかし、これは民間の会社なので、町は全く影響ないとかね、問題ないという答弁が今まであったと思うんですね。そういう点でいえば、今回、今までは京都府の土地に対して京トーフの使用料をトンネル、与謝野町がトンネルして、民間の会社が京都府に払っていたというのが実態だと思うんですが、今回の、この補正の後にはですね、与謝野町の土地に対して使用料をいただく、賃貸料をいただくということになります。これが民間の会社ということはですね、それにふさわしい当然、賃貸料になると思うんですが、この点について今までは幾ら、京トーフさんは賃貸料を払っておられましたでしょうか。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。年間金額が、ことし321万9,790円という金額をトンネルでお支払いをしているということでございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 先ほどの答弁にありました評価額からすれば大変安い賃貸料で、京都府が優遇していただいていたということになると思いますが、当町が土地の持ち主になるとですね、同じような形で安くするのか、それとも先ほどの話で全くの民間の会社という形で、適正な形で賃貸料をいただくのか、これは大きな違いが出てくるだろうと思います。この京トーフだけを必要以上三セクにはしたけれども、実際はそうじゃないという答弁から言えば、ほかの会社と、この面で区別することは与謝野町の土地の持ち主になるとできないのではないかと思います。今回、

合併特例債も認められないということで、1億1,000万円の起債だけを見てもですね、額になると、この利子だけで幾らになるのでしょうか。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。1億円に対する利子ということで、まだ借入先も、どこも決まっておきませんので、利率そのものが決まっていなわけですけれども、仮に1.2%程度で借りるといたしますと、1億円の元金について年間120万円程度と、これまた計算していかな、いわゆる2年目、元金は何ぼになって、こうなってきますので、全部計算するわけにいきませんが、相当な額になるだろうというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） さらに固定資産税があると思うんですね、これが幾らになるのかという問題も生まれてくると思うんです。この辺についての、十分検討してですね、町のほうで。京トーフさんとの話し合いを持っていただく必要があるだろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。先ほどの数字を申し上げましたが、逆に割り戻しますと京都府の賃貸、平米単価につきましては178円という金額になります。町の貸し出しの基本は、評価額の5%ということございまして、細かい数字は申し上げませんが、178円よりも町が貸し出しする一つとルールとしましては、かなり高くなるということもございまして。その辺のあたりにつきましては、最終的に調整をしながら、今ご指摘いただきました固定資産税も入ってきます。一応、誘致企業としての扱いという部分も、優遇をしていくことも一つの方法かなというふうに思っておりますので、関係課との調整をしながら、賃貸額の決定をしていきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今回、大きな変更なので、誘致企業としての対象としてあるにしても期間が当然定められてくるわけですね。ずっとという優遇制度にはないだろうと思ってますし、十分、その辺のところを整理した上で臨んでいただく必要があるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第109号を採決します。

本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（井田義之） 起立多数であります。

よって、議案第109号、平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり

り可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、9月27日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

お疲れさまでございました。

(散会 午後 7時10分)